

令和 6 年度事業計画書

千葉市スポーツ施設

千葉市都市公園施設

千葉市花見川区花島コミュニティセンター

令和 6 年 3 月 25 日

指定管理者：スポーツクラブNAS株式会社

令和6年度 事業計画 目次

第1 総則

(1)	基本方針	-----	P1
(2)	事業概要	-----	P2
(3)	基本事項	-----	P3
(4)	指定管理区域周辺の管理者との調整・協力	-----	P5
(5)	事業計画・事業報告書の作成	-----	P6
(6)	管理規程・マニュアル等の作成	-----	P6

第2 管理体制

(1)	責任体制（組織）業務体制	-----	P7
(2)	人員配置・業務分担	-----	P7
(3)	緊急時の体制	-----	P8

第3 運営計画

(1)	年間計画	-----	P10
(2)	利用料金等	-----	P16
(3)	使用許可業務	-----	P18
(4)	施設の貸出業務	-----	P18
(5)	施設利用受付業務	-----	P19
(6)	施設運営業務	-----	P19
(7)	広報・プロモーション計画	-----	P21
(8)	研修・訓練計画	-----	P22

第4 維持管理計画

(1)	建築物維持管理業務	-----	P23
(2)	建築設備維持管理業務	-----	P23
(3)	車両・什器・備品・リース物件維持管理業務	-----	P24
(4)	植栽維持管理業務	-----	P24
(5)	外構施設維持管理業務	-----	P24
(6)	清掃業務	-----	P24
(7)	環境衛生管理業務	-----	P25
(8)	保安警備業務	-----	P25
(9)	駐車場維持管理業務	-----	P26
(10)	体育館維持管理業務	-----	P26

(11)	野球場維持管理業務	-----	P26
(12)	球技場・多目的運動場・多目的グラウンド維持管理業務	-----	P26
(13)	庭球場維持管理業務	-----	P26
(14)	プール維持管理業務	-----	P26
(15)	稲毛屋内運動場維持管理業務	-----	P26
(16)	弓道場維持管理業務	-----	P26
(17)	相撲場維持管理業務	-----	P26
(18)	柔道場・剣道場維持管理業務	-----	P26
(19)	花島公園センター維持管理業務	-----	P26
(20)	グラウンドゴルフ場維持管理業務	-----	P26
(21)	磯辺スポーツセンター管理棟維持管理業務	-----	P26
(22)	光熱水費等の支払事務代行	-----	P26
(23)	修繕実施計画	-----	P27
(24)	保険への加入	-----	P29
(25)	委託事務実施計画	-----	P29

第5 事業実施受託業務計画

(1)	市からの事業実施受託業務	-----	P30
-----	--------------	-------	-----

第6 自主事業計画

(1)	基本方針	-----	P31
(2)	スポーツ教室・スポーツイベント	-----	P31
(3)	その他の自主事業	-----	P39

第7 モニタリング計画

(1)	モニタリング実施計画	-----	P42
(2)	利用者アンケート実施計画	-----	P43
(3)	セルフモニタリング（自己評価）計画	-----	P44

第8 利益の還元 ----- P44

第9 花島コミュニティセンター事業計画

第 10 収支予算書

- (1) 収支予算見積書
- (2) 自主事業 収支予算書

第 11 別添

- (1) 連絡体制
- (2) 各施設の開場時間
- (3) 各施設の利用料金表
- (4) 委託協力会社一覧

第1 総則

(1) 基本方針

指定管理者制度の適正な理解に基づき、多様化する市民のニーズや、自然災害・近年の新型コロナ感染拡大など想定外の事態に対して、臨機応変に的確で効果的・効率的な対応するため、公の施設の管理運営に民間事業者の有するノウハウを活用することにより、社会秩序の維持と市民サービスの向上や管理経費の縮減を目指します。

公の施設の設置目的、指定管理者制度の導入目的を達成するために、市と指定管理者が共に下記の「千葉市における指定管理者制度運用の基本理念」に則り『安全・安心・衛生・快適』な施設運営管理業務を遂行することが重要です。公の施設の管理運営を通じて政策目的を達成します。

基本理念1：施策・事業目的を踏まえた制度運用

千葉市の施策や事業をより効果的・効率的に達成するため、目的・目指すべき方向性、市民サービスの提供方法、公共施設の必要性などを踏まえ、より良い市民サービスの提供を念頭に置き業務を遂行します。

基本理念2：不断の努力による継続的改善

公の施設の施設管理者として、お客様(市民)目線でより良い管理運営を行なうためあらゆる部門における定期的なチェックと改善、指導を行い、市との情報問題共有を図りながら、過去の認識に捉われず、現状に甘んじることなく実績を元に“やる気と情熱”を持って一層の改善(進化)が図れるよう努力を惜しむことなく進めて参ります。

基本理念3：適切なパートナーシップの構築

指定管理者制度を単なる業務委託としてとらえるのではなく、千葉市の担当部署と常に公正な連携を図りながら、施設の目的・目指すべき方向性「ビジョン」と施設の社会的使命や役割「ミッション」を互いに共有しながら政策目的達成のため市と指定管理者が適切なパートナーシップを築き、それぞれの強みと役割分担を活かしながら、ひとつひとつの目標、課題、問題の解決を迅速に対応いたします。

基本理念4：積極的な情報公開

千葉市情報公開条例の基本理念は、市が保有する情報の「原則開示」であり、指定管理者もこれに準じた運用を求められます。指定管理者は、市に代わって公の施設の管理運営という公的業務を行うものから、施設の適正な管理について市民への説明責任があり、その管理状況について高い透明性を確保することが求められます。「原則開示」の基本理念を十分に理解し、市に準じた情報公開を適正に行います。千葉市情報公開条例第26条に基づき、公の施設管理に係る情報の公開に関し、必要な措置を講じます

（２）事業概要

本施設は、スポーツレクリエーションの振興を図り、市民の健康増進・体力づくりに寄与するとともに、地域コミュニティの交流を促進するための施設として位置付けられています。私たちは、千葉市の掲げる事業目的の達成に向け、その一翼の担い手となるべく本施設の管理運営に情熱をもって、全力を傾注していきます。

- ① 「安全・安心・衛生・快適」な環境の提供を目指した、管理運営を目的とします。
- ② 企業の持つノウハウや現指定管理期間で培った経験と実績により、創意工夫とチャレンジ精神を持って、施設の利用促進及び効率的な施設の管理運営業務を行い、指定管理委託料の縮減を行い千葉市に財政貢献します。
- ③ 世代、性別に偏らず、子どもから高齢者、障がい者の方まで、公平に様々な方の要望に応える多彩なプログラムやサービスを提供し、利用者の満足度向上に努めます。
- ④ ご利用者、市民、関係団体、協力会社等の全ての施設来場者に対して、高い水準の安定した待遇サービスを目指した、人財育成を行います。
- ⑤ 管理運営において、指定管理者選定要項・管理運営の基準に示された関係法規及び業務の実施にあたって遵守すべき法令を遵守して、業務を履行いたします。
- ⑥ 千葉市環境基本条例（平成6年千葉市条例第43号）に基づき、環境への負荷の軽減や環境の保全等に努めます。
- ⑦ 安全を最優先にお客様の視線から検討した、施設の予防保全・維持保全に重点を置いた施設維持管理業務を実施いたします。
- ⑧ 利用者、来場者等の急病・けが等が発生した場合には、関係各機関と協力して的確な対応を行います。また、災害等緊急時においては、利用者、来場者等の避難、誘導、安全確保を第一優先に行い、千葉市や関係機関等と協力し、的確に対応を図ります。公の施設の管理運営者として、災害対応の責務を全うします。
- ⑨ 市内産業の活性化に貢献するべく、スタッフは千葉市民を優先的に雇用します。更に、施設維持管理業務においても市内業者を優先的に採用、協力を求めます。
- ⑩ 千葉市関係各機関及び指定管理区域周辺の管理者との調整・協力を図ります。
- ⑪ 千葉市障害者自立支援課、千葉市内の特別支援学校等の障がい者就労支援、職場実習等の受け入れに積極的に協力いたします。
- ⑫ 一般利用、個人使用の貸出区分において利用する市民のニーズに最大限配慮して、千葉市及び関係各団体の優先利用行事の公正な利用調整を実施します。
- ⑬ 千葉市の事業への協力・調整を行います。

(3) 基本事項

本施設の管理運営にあたり、指定管理者募集要項、管理運営の基準を満たす施設の管理運営を行うとともに、千葉市スポーツ施設設置管理条例、千葉市スポーツ施設管理規則、千葉市都市公園条例、千葉市都市公園条例施行規則、千葉市コミュニティセンター設置管理条例及び千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則のほか、法令、条例、規則その他市の定めるところに従い。市民の平等な利用を確保するとともに、特定の団体（指定管理者を含む。）や個人に有利又は不利となるような管理運営はいたしません。

1) 募集要項の「1 指定管理者募集の趣旨」、関係法令及び指定管理者制度の適正な理解等に基づき、業務を実施します。

2) 施設の法令上の設置目的、下記のビジョン（施設の目的・目指すべき方向性）とミッション（施設の社会的使命や役割）、地域の特性を考えた適正な理解に基づく業務を実施します。

■千葉市スポーツ施設・千葉市都市公園施設

ビジョン	本施設における、スポーツレクリエーションを通じて、健康増進を図る。
ミッション	快適なスポーツレクリエーションの場を提供する。 各種スポーツの普及、健康増進に関する契機となる事業を企画・実施する。

■千葉市花見川区花島コミュニティセンター

ビジョン	コミュニティ活動を促進し、市民の連帯感を醸成することで、市民主体の住みよいまちづくりを推進する。
ミッション	・コミュニティ活動の場を低廉な料金で安定的に供給する。 ・地域の特性を踏まえコミュニティ活動の契機となる事業を企画・実施する。 ・コミュニティ活動を行う上で必要とされる情報発信の場となる。

3) 公共施設の管理者として、市の施策等に基づき管理運営体制を構築、業務を実施します。

※募集要項「6市の施策等との関係」

- ①市の施策、市の実施する各種事業に対し協力します。
- ②市が行うスポーツ教室や各種大会等、市民、地域、スポーツ関係団体等の市民利用に配慮します。また、本施設においては、地元自治会等の主催行事等に協力します。
- ③本施設の管理運営に際し、その一部を第三者に委託し、又は請け負わせる等の場合は、原則として市内業者を対象とし、必要に応じ準市内業者、市外業者と対象を拡大します。
- ④本施設の管理運営に際し、スタッフ雇用については、可能な限り千葉市民の雇用を図るとともに、現在の施設スタッフの継続雇用に配慮します。また、障がい者雇用促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における事業者の義務を遵守、率先して障がい者雇用を促進します。

- ⑤労働者保護のため、労働条件、環境を整え、関係法令を遵守します。市の行う労働条件審査に協力するとともに、審査報告書は、千葉市情報公開条例に規定する「公文書」として同条例に基づき開示請求に対応します。
- ⑥千葉市男女共同参画ハーモニー条例（平成14年千葉市条例第34号）に則り、性別にとられない登用や仕事と家庭の両立支援等の積極的な取組で、男女が働きやすい職場環境の整備を行います。
- ⑦千葉市環境基本条例（平成6年千葉市条例第43号）に則り、環境への負荷の軽減、環境の保全等に努めます。
- ⑧本施設の一部は千葉市地域防災計画上の避難所に指定されており、公共施設の管理者として、市とともに災害対応を実施します。
- ⑨千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）に則り、事業者の責務を果たし、管理運営業務から暴力団を排除するために必要な措置を講じます。

4) 募集要項「11 関係法規」に示された業務遂行上で必要となる法令等を遵守した業務を実施します。

5) 情報の公開

千葉市情報公開条例を遵守するとともに、千葉市が作成したモデル規程に従い自ら情報公開規程を作成し、本施設の管理運営に当たり作成又は取得した文書等のうち、公開の必要な情報に関する開示請求に対して、適切に対応するとともに、必要な措置を講じます。

6) 個人情報の取り扱い

個人情報の保護に関する法令を遵守し、本施設を管理運営するに当たり知り得た市民等の個人情報について、漏洩、滅失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置等を講じます。

利用者の個人情報を必要とする業務については、個人情報の収集・利用目的・保有する情報の第三者への開示等については、情報提供者に対し明確に説明するとともに、チラシの配布、ホームページへの掲載、施設内掲示等により周知します。

また、運営及び維持管理業務に従事しているスタッフ又は従事していたスタッフが、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないよう必要な措置を講じます。

7) リスク管理

公共施設の管理者として、利用者に「安全・安心・衛生・快適」に施設をご利用いただくことは基より、施設で働くスタッフの安全確保が最重要課題の一つです。日頃より、起こりうる自然災害や、火災、盗難、情報漏えい、そして近年、世界的な感染拡大で脅

威をもたらしている、新型コロナウイルス等の感染症や熱中症など、様々な想定外のリ
スクも発生しています。これらのリスクに適切に対応していくため、日頃よりリスクマ
ネジメント（コントロール）を実施します。

- ①安全管理マニュアル、危機管理マニュアルの整備。
- ②安全研修、避難訓練、避難所運営訓練の実施。
- ③情報漏えい等の事故防止を目的としたモニタリング、セルフチェックの実施。
- ④緊急連絡体制、自衛消防隊組織、消防計画、防火管理者、火元責任者の設定。
- ⑤管理施設内外の避難経路、避難場所、救急搬送経路、危険箇所等の確認と改善。
- ⑥警察、消防、医療機関、避難所運営委員会、自治会等との安全管理体制の構築。
- ⑦スタッフ、利用者の防災意識・知識向上のための取り組み
 - ・自主事業として普通救命講習会の開催（防災普及公社）
 - ・九都県市合同防災訓練、千葉市シェイクアウト訓練等への参加。
 - ・全スタッフ対象 千葉市防災普及公社主催「初級救命講習会」への参加。
- ⑧災害、事故等の発生した場合に備え、適切な賠償保険等への加入。

※リスク発生時には募集要項「13その他（3）リスク分担に対する方針」のリスク
分担に基づき、市と協議します。

- 8）本事業を円滑かつ適切に遂行することが可能な管理運営体制を構築するとともに、職員
の育成及び運営に必要な研修を実施します。また、市が開催する本事業に関わる説明
会・研修会に参加します。

（4）指定管理区域周辺の管理者との調整・協力

本施設の管理運営にあたり、市や関係機関および管理区域周辺の管理者等と調整・協
力・連携を図り、的確な業務を実施します。

1）関係機関との調整・協力

- ①災害緊急時には、市民の自主防災活動や緊急避難地など応急復旧活動を行う活動拠点と
なることを考慮して、市や医療機関、関係機関等と協力します。
- ②救急搬送用ヘリコプター離着陸場として指定されている施設（野球場、球技場）につい
ては、活動がスムーズに行えるよう協力します。
- ③選挙における投票所、開票所、期日前投票所等としての使用要請にあたり、会場設営・
撤去、投票当日の運営が円滑に行えるよう協力します。

2）公園緑地事務所との調整・協力

中央・美浜公園緑地事務所、花見川・稲毛公園緑地事務所、若葉公園緑地事務所、緑
公園緑地事務所と連携を図り、互いに協力して、ご利用者のニーズに即した、安全で快
適な管理運営を行います。

3) 公園管理許可受者及び指定管理者との調整・協力

稲毛海浜公園・昭和の森公園の管理運営者と連絡・調整・協力・連携を図ります。

4) 有料駐車場管理者との調整・協力

稲毛海浜公園・花島公園・昭和の森公園有料駐車場の管理運営者と連絡・調整を図り、利用者に支障をきたすことがないようにします。

(5) 事業計画・事業報告書の作成

1) 事業計画書

毎事業年度の9月15日（市が休日にあたる場合は次の営業日）までに、翌事業年度の事業計画書案（基本協定書別記第4）に収支予算見積書（様式第1号）を添付して提出します。

また、次年度の事業計画案の内容を踏まえ、毎事業年度の3月25日（市が休日にあたる場合は次の営業日）までに、翌事業年度の事業計画書（基本協定書別記第5）に収支予算書（様式第2号）を添付して提出し、その承認を申請します。

2) 月次報告書（当月度実績）

毎月10日（市の休日にあたる場合は次の営業日）までに、前月の管理業務に係る次の報告事項を記載した、月次事業報告書（基本協定別記第6に基づき、管理施設を所轄する関係課と協議した事項）を提出します。

- ①管理業務の実施状況に関する事項
- ②管理施設の利用状況に関する事項
- ③利用料金その他の収入の状況に関する事項
- ④管理業務の実施に要する経費の支出の状況に関する事項
- ⑤前各号に掲げる事項のほか、市が指定する事項

3) 年次報告書

毎事業年度終了後30日以内に、報告事項を記載した事業報告書（基本協定別記第7に基づき、管理施設を所轄する関係課と協議した事項）に、収支決算書（様式第3号）を添付して提出します。

(6) 管理規程・マニュアル等の作成

管理業務に従事する従業員が適切に管理業務に関する職務を実施することができるよう、指定期間の初日までに、管理業務に関する各種規程・マニュアル等を作成、提出します。また、各種規程、マニュアル等の内容を変更した場合にも、同様とします。

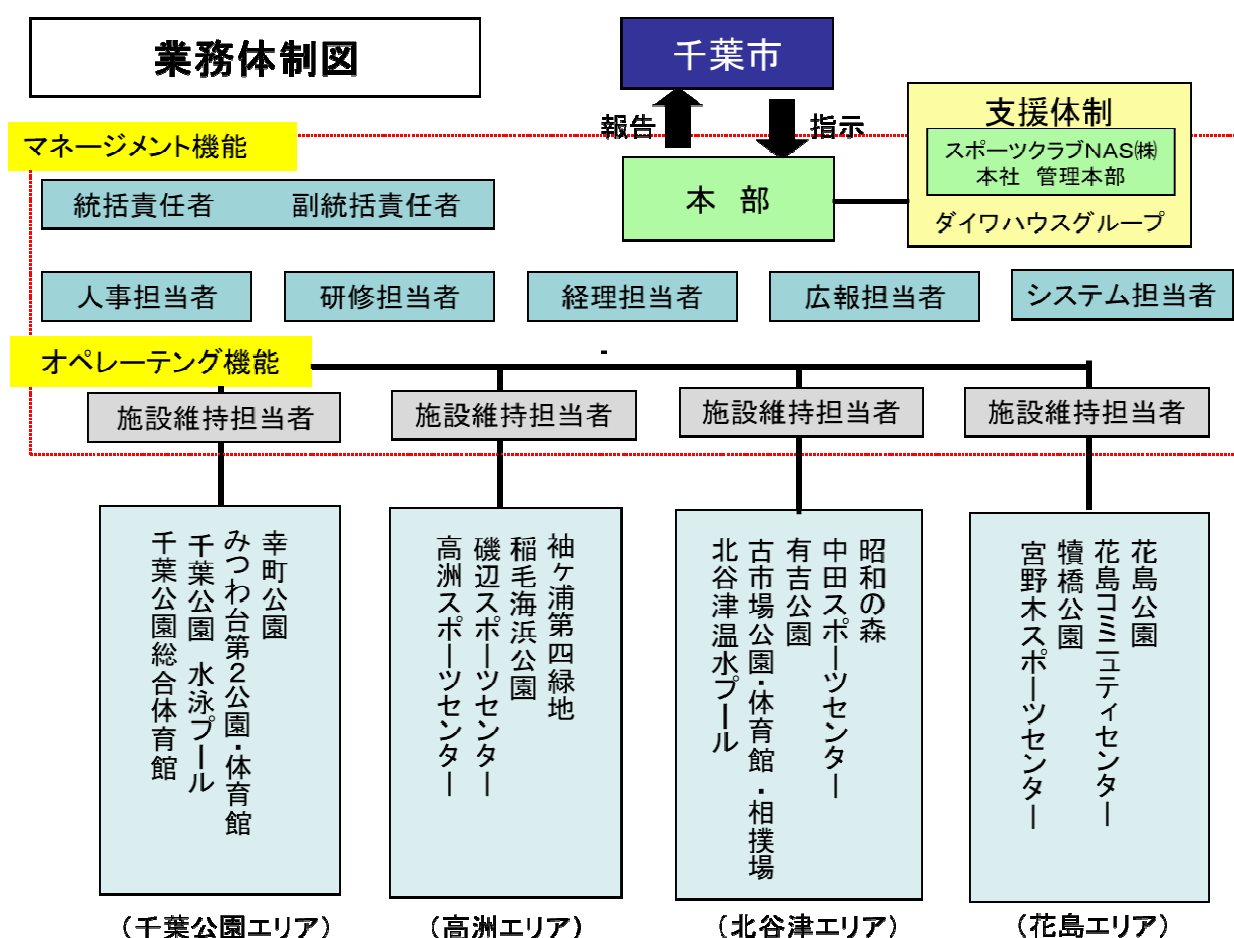
- ①規定・マニュアルは、関係法令等及び施設維持管理基準に適合するものとします。
- ②規定・マニュアルの作成に当たっては、内容について市と協議します。

第2 管理体制

スポーツ施設・都市公園施設・花島コミュニティセンターを千葉市民の皆様が「安心・安全・衛生・快適」にご利用いただけるよう、安定的な経営環境のもと、高いサービス品質確保を追求する運営管理体制を構築します。

(1) 責任体制（組織）業務体制

管理運営の対象となる施設は市内一円に点在しており、各施設の管理運営を効果的、効率的に行うため、また、それぞれの施設間の調整や連携、相互連携によるサービスの向上と均一化、安全管理の徹底を図るため、全施設を統括管理する本部を設置。さらに、施設を4エリアに分け、エリアリーダーを任命。各エリアには施設に精通した施設維持担当者を配置。



(2) 人員配置・業務分担

業務遂行においては全管理施設のマネジメントを行う機能と、各施設の管理運営業務にあたるオペレーション機能に分け利用者の利便の向上、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるよう管理業務に関し体系的な組織体制を構築します。

1) マネージメント機能（全管理施設のマネージメント）

- ・統括責任者 全管理施設の運営・維持管理の統括業務
- ・副統括責任者 統括責任者の補佐及び、代行業務
- ・エリアリーダー（館長兼務） エリア毎の営業促進、施策制定
- ・施設維持担当者 点検保守、修繕計画、維持管理、緊急時の初動対応
- ・担当者（兼務） 人事関係担当・研修担当・経理担当・広報担当・システム担当

■主な業務内容

- ・各施設を巡回支援
- ・千葉市との連絡調整業務
- ・市民や関係団体との相談要望、調整業務
- ・事故、災害発生時の統括、その他、リスク管理業務
- ・施設の売上、経費管理業務
- ・スタッフ雇用、障がい者雇用、労務管理
- ・施設管理運営業務の指導監督、モニタリング業務

2) オペレーション機能（各施設の管理運営）

施設責任者（館長）のもと、スタッフ一丸となり、サービスの品質向上と業務の効率化を目的に、バランスの良い施設管理業務を実施します。

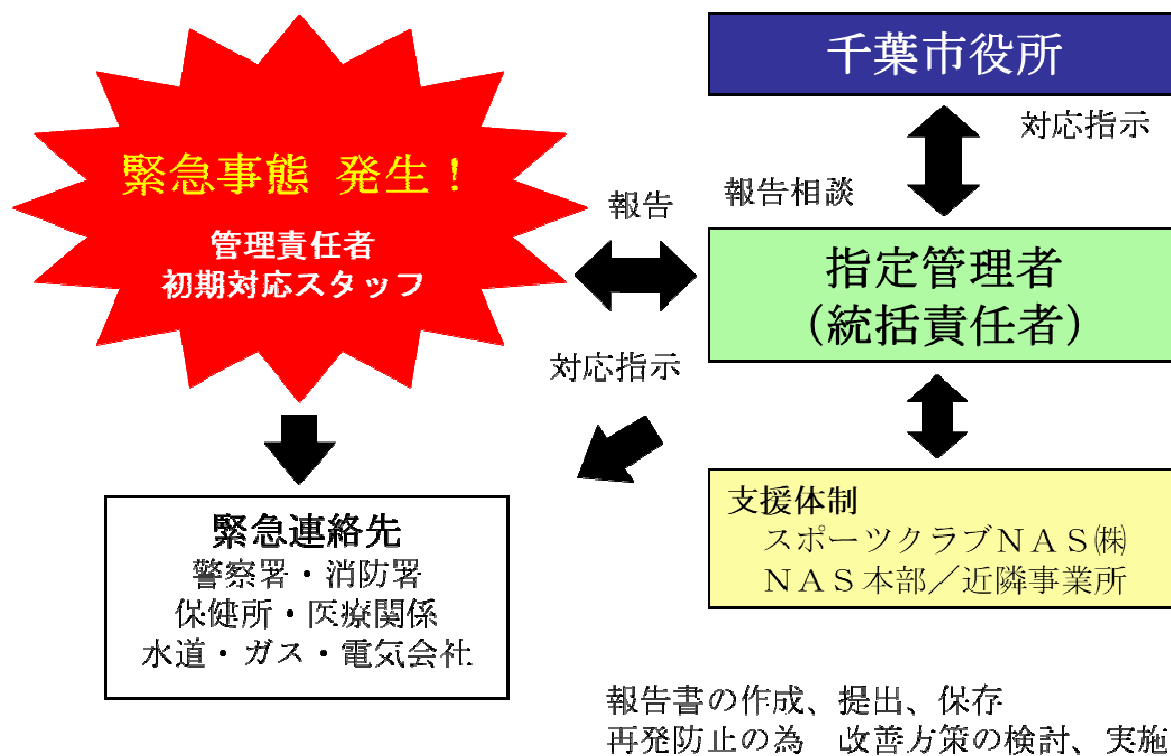
- ・館長（施設責任者）施設の管理運営業務の総括責任者、スタッフの指導監督
- ・チーフスタッフ 施設の管理運営業務の担当責任者、スタッフの教育
- ・スタッフ 施設の管理運営・維持管理業務
- ・臨時スタッフ 夏期プール運営等の繁忙期の管理運営・維持管理業務

（3）緊急時の体制

緊急事態発生時には、図に示すような連絡体制に従って館長又は初期対応スタッフより、統括責任者へ正確に且つ、迅速に報告・連絡・相談を行います。統括責任者の指示により、千葉市、警察署、消防署、保健所、近隣医療機関など関係機関へ連絡、対応を行います。

- ①統括責任者は、現場状況の報告により判断し、施設利用者、近隣住民の安全を最優先に状況に応じて迅速に対応。場合によっては全スタッフを動員します。
- ②開場時間外、休場日の施設緊急対応は、業務委託先の警備会社対応による現場確認、一次対応を行い、現場状況を警備会社より統括責任者に報告。統括責任者は館長と相談の上、迅速に緊急対応にあたります。
- ③緊急時には「安全・危機管理マニュアル」に則り対応いたします。また、緊急連絡体制図を作成、管理施設に掲示、千葉市関係部署に提出します。

緊急時の連絡・指示体制



④バックアップ体制

本施設の管理運営に影響を与える緊急事態や不測の事態が発生し、本施設のスタッフのみでは対応困難な場合には、スポーツクラブNASの本社危機管理機能を活用してバックアップ体制を整えます。

さらに、スポーツクラブNASの千葉市内直営事業所のNASおゆみ野、そして、千葉県内の事業所から人員配置、運営補助等の対応を講じることで千葉市への負担を最小限に抑えます。

第3 運営計画

本施設を健康で有意義な生活を送るための一拠点として、不安なく安心して足を運んでいただき、安全で快適な心地よい時間を過ごし、継続してご利用いただくことが重要と考え、お客様目線に立った施設運営・施設維持管理業務を実施いたします

(1) 年間計画

1) 休場日について

関係条例に基づき、休場日は年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）とします。
その他、市から、臨時に休場日を変更し、又は年末年始の休場日以外の日を休場日とする要請があった場合には、利用者への周知について必要な措置を講じ休場日とします。

2) 屋外プール開場（営業）期間について

都市公園条例では、供用日を7月15日～8月31日と定められているが、気候天候等に考慮して、ご利用者のニーズに即した開場期間を設定します。開場期間の設定は、事前に市と協議の上で、承認を得ます。

対象施設：千葉公園・幸町公園・みつわ台第2公園・有吉公園・古市場公園水泳プール
高洲スポーツセンタープール

3) 開場（営業）時間について

①関係条例に定められた、開場時間を基本といたします。

②その他、市から臨時に開場時間を変更し、又は開場時間以外の時間で施設開場の要請があった場合には、利用者への周知について必要な措置を講じます。

③上記①以外の時間において、施設利用促進、ご利用者のニーズに即した開場時間の拡大（早朝営業・日没営業・夜間営業等）を設定します。開場時間の設定は、事前に市と協議の上で、承認を得ます。

ア. 早朝営業 7:00 から

対象施設：野球場・庭球場・グラウンドゴルフ場・屋内プール

イ. 時間延長・夜間営業

：花島公園弓道場 18:00～21:00 通年

：高洲スポーツセンター 21:00～23:00 5月-6月の金曜日・土曜日

ウ. 日没営業 19:00 迄

対象施設：野球場・球技場・多目的グラウンド・庭球場・グラウンドゴルフ場

※開場時間および屋外プール開場期間は、第11別添「各施設の開場時間」にて提出

3) 利用制限

施設の利用制限を行う場合には、緊急時を除き1ヶ月以上前からホームページ、施設での掲示物、スタッフによる口頭説明等により周知、利用者へ必要な措置を講じます。

①施設無料開放による施設の利用制限

ア. 千葉市が定める無料開放日

こどもの日、スポーツの日、市民の日（10月18日及び直近の土、日曜日）

対象施設：体育館とトレーニング室、北谷津温水プール、花島公園弓道場、
中田グラウンドゴルフ場

イ. 指定管理者が定める無料開放日

敬老の日（対象者は65才以上の方）、成人の日（対象者は開催年度に20才の方）

対象施設：体育館とトレーニング室、北谷津温水プール、花島公園弓道場、
中田グラウンドゴルフ場

ウ. 指定管理者が定めるプール施設の無料開放日

海の日（対象者は幼児、小学生、中学生のお子様）

対象施設：千葉公園、幸町公園・みつわ台第2公園・有吉公園水泳プール、
古市場公園水泳プール、高洲プール、北谷津温水プール

②市や関係機関等への協力依頼による利用制限

ア. 選挙における投票所等の利用

対象施設：宮野木体育館、古市場体育館、花島公園センター

イ. 避難所運営委員会、地域防災訓練等の利用

対象施設：みつわ台体育館、高洲体育館、磯辺体育館、宮野木体育館、花島公園セ
ンター、古市場体育館・野球場

ウ. みつわ台祭り実行委員会の主催イベントの利用

対象施設：みつわ台体育館・野球場

エ. 市の開催する事業等の利用

対象施設：全施設

③野球場・球技場（野球場利用時）の利用制限

ア. 安全管理上「硬式・準硬式球」での練習又は試合は開催することができない。

対象施設：全野球場、および花島公園球技場、昭和の森球技場

イ. 冬期グラウンド整備（1月10日から2月末を予定）

対象施設：全野球場、および花島公園球技場、昭和の森球技場の一部（隔年）

④磯辺スポーツセンター多目的グラウンドの利用制限

ア. 安全管理上「硬式・準硬式球」での練習又は試合は開催することができない。

イ. 野球の利用は少年野球に限る。

ウ、利用者の安全を考慮し、半面を「野球・ソフトボール」で使用する時、残る半面を「野球・ソフトボール」以外のスポーツで使うことができない。

例) 利用可能な組み合わせ	例) 利用不可能な組み合わせ
A面 少年軟式野球 B面 ソフトボール A面 サッカー B面 サッカー A面 サッカー B面 ラクロス等	A面 少年軟式野球 B面 サッカー A面 ソフトボール B面 サッカー

⑤球技場（サッカー利用時）、多目的運動場の利用制限

芝地については、ご利用者にとってより良いコンディションでJリーグチーム等の練習が可能なレベルで維持することを目標に、整備期間が必要と判断される場合には適正かつ最短の養生期間を設ける。

対象施設：稲毛海浜公園球技場、中田球技場・多目的運動場

⑥庭球場クレーコートの利用制限

クレーコートの冬期整備（2月1日～2月末予定）

対象施設：稲毛海浜公園庭球場、宮野木庭球場のクレーコート（隔年）

⑦プール（屋内・屋外）の利用制限

気候変動による渇水、光化学スモッグ、雷雨等の異常気象や設備故障、プール水質異常等により衛生面が確保できない場合など、利用の安全が確保できない場合。

対象施設：千葉公園、幸町公園・みつわ台第2公園・有吉公園・古市場公園水泳プール
高洲プール、北谷津温水プール

⑧施設修繕、設備点検等による利用制限

修繕、設備点検等により、施設の貸出、利用を制限する場合には、利用者への周知期間を十分確保した上で、ホームページ、施設内への掲示、スタッフによる口頭説明や市政だよりへの掲載等の必要な措置を講じます。

緊急に必要な利用制限措置を実施する場合には、市と協議の上、利用者への周知に配慮、最小限度の利用制限とします。

4）優先利用（利用調整）計画／スポーツ施設・都市公園施設

本施設の利用調整にあたり、事前に市と協議の上、公共性・公益性のある行事については、管理運営の基準に示された「利用調整業務基準」に従い、一般利用の受付開始前に日程の調整及び確保を実施します。行事日程の調整・確保を行う際は、当該行事の公共性・公益性を勘案するとともに、一般利用及び個人使用の受付区分において利用する市民等のニーズに最大限、配慮します。

①最優先行事

調整者	千葉市
対象行事	国際、全国規模の大会競技会等 その他、特に公共公益性が高い行事等 千葉ロッテマリーンズの利用（稲毛海浜公園屋内運動場）
対象施設	全ての施設
実施時期	利用前年度の 10 月末まで
調整方法	対象行事の受付・調整を行い、その結果通達に従う。

②第 1 次調整

調整者	千葉市
対象行事	千葉市主催行事等 ジェフユナイテッド市原・千葉の利用（稲毛海浜公園球技場） 千葉ゼルバの利用（千葉公園総合体育館）
対象施設	全ての施設
実施時期	利用前年度の 11 月から 12 月上旬まで
調整方法	対象行事の受付・調整を行い、その結果通達に従う。

※稲毛海浜公園球技場について、例年GW前後で、4月20日頃から5月15日頃まで、ジェフユナイテッド市原・千葉レディース及びアカデミーの練習場として利用予定。

③第 2 次調整

調整者	指定管理者
対象行事	休場日及び、大規模修繕等 芝生養生による利用不可日 指定管理者の自主事業の開催日
対象施設	全ての施設
実施時期	利用前年度の 12 月上旬から 12 月中旬まで
調整方法	第3次調整以降の日程調整に配慮するとともに、対象行事の日程を事前に千葉市と協議を行い決定する。

※昭和の森について、隣接する昭和の森フォレストビレッジによる優先予約に配慮する。

④第 3 次調整（利用調整会議）

調整者	指定管理者
対象行事	千葉市体育協会及び同加盟団体、その他公共公益団体が主催する行事及び協議会等

対象施設	体育館：千葉公園体育館（千葉公園総合体育館）、花島公園体育館、 野球場：みつわ台第2公園野球場、古市場公園野球場、有吉公園野球場 檳橋公園野球場、宮野木野球場、中田野球場 庭球場：稲毛海浜公園庭球場、袖ヶ浦第4緑地庭球場 武道場：（千葉公園総合体育館）
実施時期	利用前年度の12月下旬から2月下旬まで
調整方法	利用調整会議参加団体より事業計画を徴したのち、利用調整会議を開催し調整を図る。

※ 第3次調整対象施設について一般利用枠を設定する。

※ 体育館の調整はポートアリーナ・(仮称)新千葉公園体育館指定管理者と協力の上で開催する。

⑤第4次調整

調整者	指定管理者
対象行事	球技場を利用する行事等 プールを利用する行事等 弓道場を利用する行事等
対象施設	球技場：稲毛海浜公園球技場、花島公園球技場、中田球技場 プール：千葉公園水泳プール 弓道場：（千葉公園総合体育館）
実施時期	利用前年度の2月中
調整方法	事業計画を徴したのち、個別調整を行う。

⑥随時受付

調整者	指定管理者
対象行事	その他団体が主催する行事及び競技会等
対象施設	全ての施設
実施時期	利用前年度の3月1日から利用月の2カ月前まで
調整方法	一般利用及び個人使用に配慮した調整を行う。

5) 優先利用（利用調整）計画／花島コミュニティセンター

①6ヶ月前から使用受付を可能とする団体

- ・千葉市
- ・指定管理者

②3ヶ月前から使用受付を可能とする団体

- ・町内自治会
- ・地域運営委員会（設立準備会を含む）

- ・社会福祉協議会地区部会、社会教育関係団体等

6) 一般利用受付

①「ちば施設予約サービス」を用いた一般利用受付

ア. スポーツ施設の優先利用の利用調整後、一般利用を受け付ける。利用者が利用しようとする月の属する月の1ヶ月前の1日から7日まで、千葉市在住、在勤、在学者を対象に抽選を受け付ける。抽選日は毎月8日とし、抽選結果について利用者の登録したメールアドレスへの配信。各施設での掲示などの方法により、利用者に周知します。利用前月の10日からは、全てのシステム登録者に対して、利用前日まで随時申込を受け付ける。

イ. 花島コミュニティセンター諸室の一般利用受付は、利用者が使用しようとする月の属する月の2ヶ月前の1日から10日まで、千葉市在住、在勤、在学者を対象に抽選を受け付ける。抽選日は毎月11日とし、抽選結果について利用者の登録したメールアドレスへの配信。各施設での掲示などの方法により、利用者に周知します。

抽選後空きとなっている諸室の予約申込は先着順とし、利用者が使用しようとする月の属する月の2ヶ月前の11日から使用しようとする日の前日まで受け付ける。

■「ちば施設予約サービス」対象施設

施設	
みつわ台体育館・みつわ台第2公園	体育館 野球場 庭球場
高洲スポーツセンター	体育館 スタジオ
磯辺スポーツセンター	体育館 多目的グラウンド
稲毛海浜公園	野球場 庭球場 球技場 屋内運動場
袖ヶ浦第4緑地	庭球場
宮野木スポーツセンター	体育館 野球場 庭球場
犢橋公園野球場	野球場
花島公園	体育館 庭球場 球技場
有吉公園	野球場 庭球場
古市場体育館・古市場公園	体育館 野球場 庭球場
中田スポーツセンター	野球場 庭球場 球技場 多目的運動場 グラウンドゴルフ場
昭和の森	庭球場 球技場
花島コミュニティセンター	諸室

②施設窓口、電話による利用受付

予約システムの対象とならない施設の一般利用、および、個人使用の受付については、優先利用の利用調整後に、施設毎に予約期間を設けて、窓口、電話等により受け付ける。

(2) 利用料金等

1) 利用料金

利用料金の額は、千葉市スポーツ施設設置管理条例 10 条第 2 項、千葉市都市公園条例 20 条 2 項及び千葉市コミュニティセンター設置管理条例 12 条 2 項に規定される額と同額とします。具体的な利用料金は「第 11 添付資料 (2) 各施設の利用料金表」のとおりです。

2) 利用料金の減免

千葉市スポーツ施設設置管理条例第 11 条及び千葉市スポーツ施設管理規則第 7 条、千葉市都市公園条例第 21 条及び千葉市都市公園条例施行規則第 14 条、千葉市コミュニティセンター設置管理条例第 13 条及び千葉市コミュニティセンター設置管理条例施行規則第 8 条に基づき、利用料金を減免します。また、指定管理者が設定する利用料金の減免は、事前に市の承認を得て実施します。

減免に相当する額は、指定管理料に含むものとして、市に求めません。

①個人利用

管理規則に定める手帳を提示して本施設を使用する障がい者の利用料金は、全額免除とする。また、障がい者に付き添って本施設を使用する介護者については、障がい者 1 名につき介護者 1 名の利用料金を全額免除する。

②団体利用

- ア. 障がい者が主体となって組織する団体がスポーツ活動のために使用する場合は、利用料金の全額減免。
- イ. 千葉市立小・中・特別支援学校及び高等学校が当該学校の体育の教科の授業に使用する場合は、利用料金の全額減免。
- ウ. 社会福祉法に規定する社会福祉法人が使用する場合は、利用料金の半額減免。
- エ. 体育及びスポーツ振興を図ることを主たる目的とする団体で、市長が指定するものがその主催するスポーツ活動のために利用する場合は、利用料金の半額減免。

③市長が特に必要があるとして認める利用

ア. 無料開放日

こどもの日、スポーツの日及び市民の日（10 月 18 日及び直近の土曜・日曜日）体育館とトレーニング室、北谷津温水プール、花島公園弓道場、中田グラウンドゴルフ場の個人利用料金の全額減免。

- イ. 市が配布する「ふれあいパスポート」対象者の北谷津温水プール利用料金の全額減免。（毎週土曜日 1 日 1 回 2 時間まで）
- ウ. 市が実施する Web アンケート制度の謝礼の無料招待券を提示する者の利用料金の全額減免。

- 工. 千葉市地域防災計画により、避難場所・避難所として指定される施設における、避難所運営委員会等の開催および訓練実施に伴う利用料金の全額免除。
- オ. 自治会等の主催による行事で、市と協議の結果、協力することが妥当と認められる場合の利用料金の減免。
- カ. 稲毛海浜公園屋内運動場においては、プロ野球球団「千葉ロッテマリーンズ」によるアカデミー教室が開催の利用料金は、市と（株）千葉ロッテマリーンズとの協定により「アマチュアスポーツ以外に使用するとき」の区分の額とし、球団の地域貢献事業を考慮し、照明料含む利用料金の半額減免。
- キ. その他、市長が特に必要があるとして利用料金の減免を認める場合。

④指定管理者が提案した利用料金の減免

ア. 個人利用料金の 2 割減免

対象者：65 歳以上の方

イ. 個人利用料金の 2 割減免（花島コミュニティセンターを除く）

対象者：生活保護家庭、母子家庭・父子家庭・失業中の世帯

ウ. 個人使用回数券の販売

各個人利用料金 10 回の額で 11 回分の回数券とする。但し、一般減免回数券は減免の重複はしないとする。（一般減免回数券 10 回分 1,800 円）

エ. 個人使用定期券の販売

利用開始日から 1 ヶ月間（31 日）利用可能。

一般定期券 3,500 円、中・高校生定期券 2,000 円、小学生以下定期券 1,500 円
北谷津温水プール通常期（7 月・8 月を除く）定期券は、一般 4,500 円、中・高校生 3,000 円、小学生以下 1,500 円

オ. 指定管理者が定める無料開放日

敬老の日（対象者は 65 才以上の方）、成人の日（対象者は開催年度に 20 才の方）
体育館とトレーニング室、北谷津温水プール、花島公園弓道場、中田グラウンドゴルフ場の個人利用料金の全額減免

カ. 指定管理者が定めるプール施設の無料開放日

海の日（対象者は幼児、小学生、中学生のお子様）

千葉公園、幸町公園・みつわ台第 2 公園・有吉公園・古市場公園水泳プール、高洲プール、北谷津温水プール

キ. その他、施設の利用促進方策（事前に市と協議の上、実施いたします。）

- a. 利用促進イベント参加者に無料招待券を配布。
- b. 個人使用者の継続利用促進ポイントカード（10 回利用で 1 回無料）の実施。
- c. 冬季限定利用、新規同伴利用、日没延長利用等のキャンペーン(割引)料金の実施。

3) 利用料金等の管理

各施設で取り扱う利用料金等の管理は、Web上で管理可能な「ネットレジスター」を利用して管理を行います。売上金は、施設責任者または、それに準ずるものが精査の上、現金売上は4か所の拠点（高洲スポーツセンター、千葉公園総合体育館、古市場体育館、花島公園センター）に設置された現金納金機に入金します。

現金納金機に入金した時点で、現金管理責任は警備会社となり、警備会社により指定した金融機関（三井住友銀行）へ、安全確実な現金輸送を行います。

（3）使用許可業務

公の施設の管理者として関係法令に則り、施設の使用許可業務を市に代わり行います。

1) 個人使用許可

個人使用における使用許可は、個人使用券、超過券、個人使用回数券、個人使用定期券の購入により許可する。

2) 専用使用許可

基本協定書第32条の規定に基づき、市に届け出た下記の使用許可業務に係る審査基準等に則り業務を行います。

- ・千葉市スポーツ施設、千葉市都市公園施設使用許可業務に係る審査基準等
- ・千葉市花見川区コミュニティセンター使用許可業務に係る審査基準等

3) 使用不許可処分等の対応

スポーツ施設条例第6条若しくは第7条又は公園条例第11条若しくは第12条又はコミュニティセンター条例第9条若しくは第10条の規定により、管理施設を使用しようとする者に対し、使用の不許可、制限若しくは停止又は使用許可の取消しの処分を行う際には、事前に市と協議の上、実施。遅滞なく報告します。

（4）施設の貸出業務

1) 基本方針

- ①施設の貸出・利用について利用者の利便性及び安全性に十分に配慮します。
- ②公の施設であることを常に念頭に置き、施設の利用者に対し、平等に対応します。
- ③利用者が危険な行為、公序良俗に反するような行為等を行わないよう注意します。
- ④備品の管理、貸出、更新、レイアウト変更、新規導入には、利用者の利便性を高めるため、必要な対応を図ります。
- ⑤利用後の簡易清掃、整備は利用者に依頼し、その後の点検・整備・清掃等を行い、次の利用者が安全で快適な施設利用できるよう努めます。
- ⑥修繕、設備点検等により、施設の貸出、利用を制限する場合には、施設利用者等への周知期間を十分確保した上、ホームページ、施設内への掲示、スタッフによる口頭説明や

市政だよりへの掲載等の必要な措置を講じます。

2) 貸出区分

本施設の貸出区分は、「専用使用」と「個人使用」に分類され、さらに、専用使用は「優先利用」と「一般利用」に分類して貸出業務を行う。

3) 新型コロナウイルス感染症防止策の実施

新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの期間において、以下の取り組みを行います。

- ①感染症拡大防止予防ガイドラインの実践
- ②社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（スポーツ庁）など、本施設に
関係するガイドラインに基づく適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じます。
- ③利用者に対し「新しい生活様式の実践例」に沿った利用を徹底します。
- ④感染防止対策実施にあたり、政府、千葉県、千葉市の方針に従います。

(5) 施設利用受付業務

1) 基本方針

市民の公平・平等な対応に努め、迅速・確実・丁寧な対応を図ります。施設予約システムへの利用者登録受付、施設等の利用申込、使用許可、料金徴収、各種の案内等、施設やサービス内容の特性を踏まえ、利用者の利便性に配慮した運営を行います。

2) 施設貸出区分ごとの受付業務

- ①「優先利用」の受付は、第 3（1）年間計画 4）優先利用（利用調整）計画に基づき
行います。
- ②「一般利用」の貸出は、第 3（1）年間計画 6）一般利用受付に従い行います。
- ③「個人使用」対象となる施設は、第 3（1）年間計画 4）優先利用（利用調整）計画
に従い、「優先利用」決定後、「個人使用」貸出枠を計画、利用者に周知します。

(6) 施設運営業務

自らのノウハウを積極的に活用し、創意工夫することにより、合理的かつ効率的に業務を実施します。利用者満足度の向上、スポーツ・レクリエーションの振興、利用者の健康増進に努め、「安全・安心・衛生・快適」な施設運営に努めます。

1) 接客業務

- ①利用者の利便性、安全性に配慮すると共に、利用者に対し公平・平等な対応に努め、
迅速・確実・丁寧な接客対応を行います。
- ②施設に関するご意見や要望に対し、迅速に誠意をもって対応します。いただいた、ご
意見・要望内容を分析、管理して、運営業務の糧とします。

- ③ユニバーサルサービスを実践します。
- ④迷子の捜索・保護および放送、拾得物の保管および遺失物の捜索を行い、状況に応じて警察等の協力を要請等、適切な対応を行います。
- ⑤施設及び施設周辺をホームレスが起居の場所として使用し、施設利用者等の適正な利用が妨げられている場合は、市と協力して必要な措置を講じます。

2) 施設の運営業務

- ①利用者および利用時間の管理を行い、利用待ちがある場合には、超過出来ないこととし、公正で公平な運営を行います。
- ②施設利用上の不備の無いよう、営業前、営業中、営業後の施設点検・清掃・整備を行い、利用種目に必要となる備品、用具等の確認・準備、ライン石灰等の消耗品の確認、補充を行います。
- ③施設利用上必要となる付帯施設、照明設備、更衣室、シャワー室、トイレ等の定期的な点検・清掃等を行います。
- ④不具合箇所を発見した場合は、速やかに修繕、交換等の対応を行います。

3) プールの運営業務

水泳プールの運営・維持管理業務にあたり、「プールの安全標準指針」（文部科学省及び国土交通省策定）、「遊泳用プールの衛生基準（厚生労働省通知）」、「千葉市遊泳用プール指導要綱」、管理運営の基準に則り運営を行います。

①管理責任者の配置

プール事業の運営、施設の安全、衛生面、必要な届出等に関する全般的な管理責任者を配置する。該当者は公的な機関や公益法人等の実施するプール運営に関わる講習会等の受講修了者とする。

②衛生管理維持

ア. プール運営に関わる衛生管理技能を有する衛生管理担当者を配置する。

イ. 水質管理、利用者への指導、日常清掃、定期清掃等により、常に利用者が衛生的かつ快適に利用できる状況を維持する。

③監視・救護体制

ア. 事故等の防止、緊急時の対応能力、訓練を受けた、安全管理体制に必要となる人員を確保、配置する。

イ. プール利用者に、関係法令及び注意事項を遵守させるとともに、水面を常に注視し事故が発生しないように万全を期し、遊泳者が安全で快適に遊泳できるよう、プール運営に努める。

ウ. 利用者の安全・健康を踏まえ、一定の休憩時間を確保し、利用者の安全面、体調面に特に注意を図ります。

エ. 事故等の発生に備え、日頃から救急法、応急処置に関する訓練・準備等を行い、関

連するマニュアルを整備する。

オ、事故発生時には、直ちに人工呼吸等の応急処置を行うとともに、医療機関、保護者
千葉市、関係機関等に連絡、要請を取り、迅速かつ慎重に対応にあたります。

4) 花島公園センターの運営業務

花島公園センターは、スポーツ・レクリエーションの場とコミュニティ活動の場が共存する、市民の皆様にとって有意義な環境が整った施設です。花島公園、都市公園施設、花島コミュニティセンターに、それぞれの目的を持って訪れる全てのご利用者・来場者に分け隔てなく「安全・安心・衛生・快適」な場の提供とホスピタリティな接遇をもって対応します。

- ①都市公園施設責任者の他、コミュニティセンター業務に関する責任者（所長）を配置。
コミュニティセンター所長会議に積極的に参加し情報の共有を行います。
- ②都市公園施設、コミュニティセンターが一部異なるルールの予約システムの利用となるため、利用者に不安や不信感を与えないよう、スタッフは、それぞれのシステムの研修、教育を行い、お客様の対応を実施します。
- ③花島コミュニティセンター利用者のうち、（有）花島公園協力が運営する花島公園内の有料駐車場を利用した者に対し、（有）花島公園協力が用意する駐車場の無料サービス券を交付し、交付枚数を毎月の月次事業報告書と合わせて、市へ報告します。
- ④花島公園センターには、花見川公園緑地事務所が設置されており、同事務所と互いに協力しあい、利用者ニーズに即した管理運営を行います。

（7）広報・プロモーション計画

本施設の設置目的や施設を認知していただき安心して足を運んでいただくため、利用促進の第一歩として、以下の広報・プロモーション活動を実施いたします。

- ①施設案内リーフレット・利用ガイド配布。
 - ・本施設一括のパンフレット、施設毎のリーフレットの設置。
- ②インターネットホームページの開設、更新。
 - ・施設案内、利用ガイド、自主事業の案内、お知らせ、問合せ受付ページの作成。
- ③千葉市と協議の上 市政だより等の千葉市広報紙への掲載。
 - ・自主事業スポーツ教室他、イベント、企画の募集告知の依頼。
- ④地域情報誌、ケーブルテレビ、ラジオ放送局等への広告依頼
 - ・利用促進チラシの配布や、利用促進イベント等の取材依頼。
- ⑤折込みチラシ、手配りチラシ、ポスターの作成。
 - ・早朝営業、日没延長営業、利用料金割引キャンペーン等の利用促進施策の告知。
 - ・利用促進イベント、自主事業スポーツ教室等の募集告知。
- ⑥利用促進イベントの開催。（無料開催）
 - ・アスリートキャラバン 千葉市に縁のあるアスリートによるスポーツ教室。

⑦その他、プロモーション活動。

- ・本施設近隣の商店や公共施設へのチラシ・ポスター設置依頼。
- ・町内会、学校、千葉市の各種スポーツ協会、団体、企業等への営業活動。
- ・最寄駅前等における広報物（うちわ、ポケットティッシュ等）のサンプリング。

(8) 研修・訓練計画

管理業務に従事するスタッフが均一の水準で職務に当たれるよう、計画的な人財育成教育研修、訓練を行い、さらに、利用者の声をモニタリングしながら業務水準の維持向上に役立てます。

1) 教育計画

- ①思いやりを持った明るい挨拶や約束を守るなど凡事を徹底し、市民の皆様と誠実に信頼関係を築ける“人財”の育成。
- ②ご利用者・市民の皆様の視点に立ち、細かい所に気付くホスピタリティ溢れるサービスを探求し提供できる“人財”の育成。
- ③施設運営のプロフェッショナルとして、職務に求められる目的、水準を達成し、改善・維持する“人財”の育成。
- ④公の施設の管理運営に従事する者として、自覚と責任ならびにコンプライアンスに強い意識を持って職務に取り組む“人財”の育成。

2) 研修計画

研修名	頻度	主な研修内容
サービス研修	年度計画(毎月)	接客、接遇、マナー、クレーム対応など
安全会議・研修	年度計画(毎月)	リスク管理、施設内の事故対応など
CSR研修	年2回	コンプライアンス・労務管理など
個人情報保護	年1回	関係法令の理解、取扱い、管理方法など
防災訓練	年2回	火災・地震発生時の避難訓練など
初級救命講習	採用・配属時	外部団体講習会。AED救命講習
安全運転講習	年1回	公用車、マイカー、自転車など事故防止
指導者研修	OJT	水泳、トレーニング指導法等
整備機器取扱研修	随時 OJT	整備車両・機器・用具取扱い方法

※千葉市防災普及公社主催の普通救命講習（AEDによる心肺蘇生・異物除去・止血法）を受講、技能認定証を取得します。

※上記の他に、市が実施する説明会・研修会への参加。資格取得、外部セミナー等に積極的に参加します。

第4 維持管理計画

経年劣化等による事故や突発的な対応（事後保全）を極力少なくするために、建築物・建物設備の機能・性能を把握して劣化の状態を予測し、異常な兆候をできるだけ早く発見するために、予防保全に重点を置いた管理を徹底し、本施設を訪れる全ての方が、「安全・安心・衛生・快適」に利用いただけるよう、以下の事項を基本方針と定め、施設維持管理業務を遂行します。

- ①関係法令等の遵守。
- ②施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者の健康被害を未然に防止する。
- ③施設が有する機能及び性能等を保つ。
- ④合理的かつ効率的な維持管理の実施に努めること。
- ⑤物理的劣化等による危険・障害等の発見・点検に努める。
- ⑥予防保全に努める。
- ⑦環境負荷を抑制し、環境汚染等の発生予防、省資源、省エネルギーに努める。

（1）建築物維持管理業務

- ①建築物に対して、関連法令等の規定や「建築保全業務共通仕様書」を参考に、日常点検、定期点検、法定点検（建築基準法第12条）を実施、報告書を提出します。
- ②点検に当たっては、特に天井・外壁の雨漏り・劣化、床、階段、手すり等の劣化・損傷など、利用者の安全性、快適性に配慮した点検を行います。
- ③建築物の仕上げ材等に関しては、結露やカビの発生防止、開閉・施錠装置、自動扉等の正常な作動、床仕上げの清掃など、日常的な保守を行います。
- ④建築物の不具合を発見した際には、速やかに千葉市に報告します。
- ⑤劣化診断や劣化判定及び修繕が必要とされる不具合については、市と協議の上、劣化等の判断、修繕の決定を行います。

（2）建築設備維持管理業務

- ①建築設備に対して、関連法令等の規定や「建築保全業務共通仕様書」を参考に、日常点検、定期点検、法定点検（建築基準法第12条）を実施、報告書を提出します。
- ②設備の適正な運用を図るため、日常の機器運転管理および監視業務を行い、設備に応じた適切な運転記録を作成します。
- ③各設備の関連法令の定めにより、点検を実施。また、法令に規定のない場合でも、定期的に外観点検、機能点検、機器動作点検、整備業務を行います。その際に、必要な消耗品の保守・更新を行い、適切な記録を作成します。
- ④建築設備の不具合を発見した際には、速やかに千葉市に報告します。
- ⑤劣化診断や劣化判定及び修繕が必要とされる不具合については、市と協議の上、劣化等の判断、修繕の決定を行います。
- ⑥建築設備維持管理業務の執行にあたり、必要な資格を有する専門員を適正に配置します。

（３）車両・什器・備品・リース物件維持管理業務

- ①車両が正常な機能を保持するため、日常点検・法定点検・定期点検を実施し、不具合箇所を発見した場合は、市と協議の上、修繕や部品交換等、適切な措置を講じます。
- ②車両を使用する場合には、行先や使用内容、車両状態等の運転記録を義務付け、歩行者への配慮等、安全運転を遂行します。
- ③自動車任意保険へ加入等、必要な法令等に対処し、万が一の事故対応等に備えます。
- ④車両・什器・備品・リース物件等の管理のため、備品台帳の整備を行います。備品台帳は、千葉市所有の備品については、千葉市が貸与する備品台帳を使用。指定管理者所有の備品は、指定管理者が作成する備品台帳にてそれぞれ管理します。
- ⑤備品台帳には、備品の品名、規格、購入金額、数量、購入年月日、保管場所（施設）等を記載し、現物確認、関係帳簿との突き合わせ、年２回の棚卸業務を実施します。
- ⑥指定管理料を財源として、管理運営に必要となる、20,000 円以上の既存備品更新、新規購入した備品等は、適宜、千葉市に報告します。（千葉市の帰属備品等）

（４）植栽維持管理業務

- ①植物の維持管理にあたり「千葉市公園緑地維持標準仕様書」を参考に、植物の種類、形状、生育状況等に応じ、適切な方法による維持管理を実施します。
- ②施設に訪れる利用者、市民にとって樹木の緑や季節毎の色とりどりの花のあふれる魅力的な空間を創出するため、剪定、刈り込み、除草等を適宜に実践します。
- ③利用者の導線、活動エリア周辺の樹木については、害虫の早期発見・捕殺、台風時の折損枝切除等、事故予防を目的とした維持管理を実施します。
- ④施肥、灌水および病害虫の防除等を行い、植物を常に良好な状態を保持します。やむを得ず薬剤散布をおこなう場合には、使用薬剤、肥料等は、環境および安全性に配慮して選定します。

（５）外構施設維持管理業務

- ①外構施設に対して、関連法令等の定めや「建築保全業務共通仕様書」を参考に、日常点検、定期点検、日常清掃等を実施します。
- ②点検は、劣化・損傷など、老朽化や利用者の安全性、快適性に配慮して行います。
- ③日常清掃は、水拭き、掃き掃除、側溝掃除等を行い、美観の形成に努めます。
- ④外構施設の不具合を発見した際には、速やかに市に報告します。
- ⑤劣化診断や劣化判定及び修繕が必要とされる不具合については、市と協議の上、劣化等の判断、修繕の決定を行います。

（６）清掃業務

- ①均一の業務管理のため「建築保全業務共通仕様書」を参考に、清掃仕様書を作成します。
- ②日常清掃、定期清掃及び特殊清掃のほかにも、利用者等に不快感を与えないよう、必要

にに応じて清掃を実施し、施設の良い環境衛生、美観の維持に努めます。

- ③日常清掃、定期清掃等の報告書、実施状況については施設責任者が確認、不備のある場合には改善を指示、施設維持管理スタッフに報告、相談を行い早期改善に努める。

(7) 環境衛生管理業務

花島公園センターは、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(ビル管理法)に基づく特定建築物にあたり、建築物環境衛生管理技術者を配置して、施設が衛生的・快適に使用できるよう、建築物環境衛生管理基準に従って維持管理を行います。

また、他の管理施設においても、公の施設として多数の利用者(来館者)が訪れるため同様の管理を行うよう努めます。

- ①環境衛生管理に対して、関連法令等の規定を参考に、施設の環境衛生管理に努めます。
- ②対象施設における、害虫駆除業務の際は、関係法令等の規定および「千葉市の施設等における農薬・殺虫剤等薬物の適正使用に係る指針」「建築物における維持管理マニュアル」を遵守し、薬剤の使用削減を図り、薬剤使用の際には、噴霧法、散布法その他の有効と認められる駆除方法を選択採用します。
- ③各施設における、ごみの発生抑制・再使用・再生利用を図り、適正に収集・分別・保管します。保管されたごみは、市の許可を受けた収集運搬許可業者に処理を委託し、適正処理を行います。

(8) 保安警備業務

施設運営に伴い事件、事故、自然災害、不審者の来館や建物設備等に起因する事故等が想定されます。そのため、具体的な保安警備体制として、下記内容を実践し、24時間365日の安全確保に努めます。

1) 具体的な保安警備業務内容

- ①事件、事故等を未然に防ぐ、スタッフ一人一人の防犯意識を持つ。
- ②事件、事故等を起こしにくい環境(施設の雰囲気、開かれた施設等)の整備に努める。
- ③防犯対策知識を習得して、事件、事故、自然災害等発生時には公の施設の管理者としての認識をもって対応に努めます。

2) 開場時間帯及び開場時間以外の時間帯の保安警備

①施設開場時間帯、施設スタッフ常駐時の保安警備

- ・スタッフによる施設内、業務対象範囲の巡回保安警備により不審者対応、紛失物、異常・事故の対応にあたります。
- ・各施設の開閉時間に伴う施錠、開錠、建物や設備の異常の有無等の確認。
- ・異常発生時、対応については施設管理責任者、施設維持管理スタッフ、統括責任者へ報告、相談、連絡、指示により迅速に対応にあたります。

②開場時間以外、施設スタッフ不在の時間帯及び休業期間の保安警備

- ・機械警備による監視を行います。

- ・管理施設内への不法侵入、火災感知、受水槽の水位異常、受電異常等の監視を行い警備システム作動時には、警備員が現場駆けつけ状況の確認、関係機関への連絡等、初期対応を実施後、統括責任者に連絡、報告、指示を仰ぎます。

(9) 駐車場維持管理業務

各施設の駐車場について、施設利用者等の安全を最優先とした管理を実施します。

- ①駐車場内一方通行、徐行及び一時停止を徹底することで事故防止を図ります。
- ②駐車場の機能、美観を確保するため、定期的な清掃や草刈り等を実施しスタッフにより巡回を行います。
- ③施設を利用しない人の無断駐車や施設周辺の住民による長期無断駐車は「千葉市放置自動車の発生防止等の条例」に基づき対応します。

(10) 体育館維持管理業務

(11) 野球場維持管理業務

(12) 球技場・多目的運動場・多目的グラウンド維持管理業務

(13) 庭球場維持管理業務

(14) プール維持管理業務

(15) 稲毛屋内運動場維持管理業務

(16) 弓道場維持管理業務

(17) 相撲場維持管理業務

(18) 柔道場・剣道場維持管理業務（千葉公園総合体育館）

(19) 花島公園センター維持管理業務

(20) グラウンドゴルフ場維持管理業務

(21) 磯辺スポーツセンター管理棟維持管理業務

※上記、(10) から (21) までの維持管理業務については、本事業計画書、管理運営の基準、各種仕様書、関係法令、規則等に則り維持管理業務を実施します。

(22) 光熱水費等の管理業務

1) 光熱水費等の支払事務代行

本施設の一部都市公園施設について、公園園地分の光熱水費等の支払事務を代行します。また、千葉市の設置許可及び貸付により設置されている自動販売機および売店、千葉市の管理許可により運営されているレストランの電気料金についても支払事務を代行します。

2) 指定管理区域内の自動販売機電気料金の請求事務

市が契約し、設置されている本施設管理区域内の自動販売機の電気料金について、管理許可受者と請求方法を取り決め、自動販売機設置業者へ直接請求します。

3) 公園管理者への光熱水費等の支払い

①稲毛海浜公園スポーツ施設

稲毛海浜公園内の施設の電気、水道、下水道料金および自家用電気工作物管理手数料について、市、稲毛海浜公園プール管理許可受者園と協議の上、当施設における光熱水費等を支払います。

②昭和の森スポーツ施設

昭和の森公園内の電気、水道料金について、市、昭和の森指定管理者と協議の上、当施設における光熱水費等を支払います。

4) 公衆電話

本施設に設置されている、公衆電話の管理保管について適切な管理を実施します。

5) マリNSTAJAM基金募金箱・スポーツ振興基金募金箱の管理業務

本施設に設置されている、標記の募金箱の管理保管について安全対策を実施します。

(23) 修繕実施計画

修繕が必要となる劣化・故障・不具合が確認された場合、担当施設の施設維持担当者が一次調査を実施。点検箇所・概要・状況写真・対応計画を判断した上で、点検結果を報告。統括責任者は安全確認・運営への影響等のリスク確認、緊急性を判断。対応を決定します。

1) 軽微な修繕（自営修繕）B ランク

緊急性が低く、安全が確保され、運営への影響が少ない、軽微な修繕は施設維持担当者が修繕を計画的に実施。

- ・ 自営、業者修繕の検討
- ・ 修繕実施期間の検討

2) 一般的な修繕（業者依頼修繕）A ランク

緊急性が低く、安全が確保され、運営への影響が少ないが、専門業者への依頼が必要と判断される修繕。施設維持担当者が修繕完了まで一元管理。

- ・ 専門業者への見積と修繕の依頼
- ・ 修繕内容、実施期間等の決定

3) 緊急性を伴う修繕 S ランク

安全の確保、運営への影響など、緊急性を伴う修繕は統括責任者主導に対応。

- ・ 「安全・安心・衛生・快適」を最優先に不具合部位の機能回復のため、交換、更新修繕を計画、検討の上、速やかに実施します。
- ・ 緊急対応が必要な個所が発見された場合には、千葉市への報告を行い、掲示物による

告知、注意喚起、バリケード設置等の利用者の安全確保を講じます。

- ・施設維持担当者を中心としたリスク管理を行いながら、速やかに修繕を実施します。

※【小規模修繕業者登録制度の活用】本施設において小規模修繕（費用 100 万円以下）を発注する際には、原則として、千葉市契約課ホームページで一般公開される小規模修繕業者登録名簿から業者を選定、複数社に見積依頼を行い内容の精査によりコストコントロールと業者選定を実施します。

4) 計画的な修繕（1 件当たり 100 万円以上の修繕）

ア. 千葉市保全計画策定に係る、要望書の提出

- ・本施設の保守管理業務にて蓄積されたデータに基づき、建築物（建築設備）の法定耐用年数、メーカー対応年数、同等事案の修繕履歴、専門業者による原因調査、点検検査、見解聴取を実施、検討の上、保全計画策定に係る、要望書を作成提出します。
- ・千葉市保全計画実施に際しては、施設管理者として利用者への配慮、施設休場（施工）期間の調整と確保、安全管理に重点を置き、事業実施に協力します。

イ. 指定管理者から提案による修繕計画

- ・本施設の管理運営上、利用者への支援計画、施設の利用促進事業の推進、効果的かつ効率的な施設保守管理のために必要となる、修繕計画を提案します。
- ・計画策定のため、千葉市中長期保全計画等を総合的に考慮して、もっとも合理的、経済的な方法を経営的判断により決定します。
- ・修繕計画提案書を提出、承認後、提案修繕に関する費用の負担割合、修繕後の施設・設備等の所有権、資産計上、会計処理等について定める協定書を取り交します。

(24) 保険への加入

利用者等の万一の事故等に備えた施設賠償責任保険（指定管理者特約条項付き）、本施設の管理運営に必要となる車両等に関する保険（自動車損害賠償責任保険を除く。）、市の所有する動産・不動産に対する必要な保険に加入します。

保険の名称	支払い限度額
施設の運営に伴う賠償責任保険	対象施設の使用、管理に起因する賠償の場合 ・ 対人：1 億円／1 名 3 億円／1 事故 ・ 対物：1 千万円／1 事故
自動車任意保険 整備車両含む	・ 対人、対物賠償無制限

(25) 委託事務実施計画

指定管理者制度の目的の一つである「経費の縮減」と、さらに千葉市の施策において「市内産業の振興」があります。本施設の施設維持管理業務の一部を積極的に市内業者に委託することで市内産業の活性化に寄与します。指定管理者とのパートナーシップを構築し、本施設の管理運営業務の協力会社として、共に「市民サービスの向上」「経費の縮減」政策達成のため協力します。業務委託協力会社の選定に際し、以下の事項に基づき実施します。

尚、指定管理者のノウハウを生かすべき重要な業務については、第三者への業務委託はいたしません。

- ①千葉市の指名参加登録会社の中から委託協力会社を登用することを原則とします。
- ②千葉市のルールに従い指名競争等により登用を決定します。
- ③委託協力会社の登用に際し事業計画書 第 11 別添「令和6年度委託協力業者一覧」をもって通知します。年度途中から委託する場合には、その都度市に通知します。
- ④暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に再委託はいたしません。
- ⑤再委託をした管理業務について生じた事由について指定管理者の責任下とします。

第5 事業実施受託業務計画

(1) 市からの事業実施受託業務

1) コミュニティまつりの開催 対象施設：花島公園センター

利用団体の情報交換や交流の場として、「コミュニティまつり」を毎年主催します。日ごろのサークル活動・研究成果等を発表することにより、コミュニティの輪を広げるとともに、市民の自主的な活動を推進することを目的とし、地域の自主的な発想の中で各種展示・発表、模擬店、イベント等を実施し、多くの地域住民の参加を得ています。

①コミュニティまつり実行委員会を組織します。

②実行委員会および利用者等と連携・協力し、日程の調整、会場の提供、まつり準備・開催に関する業務を行います。

2) 絵本の読み聞かせ、おはなし会等の実施 対象施設：花島公園コミュニティセンター

千葉市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進するため、絵本の読み聞かせ、おはなし会等を年4回以上実施・計画します。

第6 自主事業計画

(1) 基本方針

市民の誰もが日常的に参加、利用でき、それぞれの目的に応じたスポーツを楽しめるとともに、日頃、スポーツ活動の機会に恵まれない方やスポーツ初心者、レベルアップ志向の方に対して、幅広く自主事業を提供します。

弊社が長年に亘り培ってきた運営ノウハウを提供することで、子供から大人まで、初心者から上級者の方まで、さまざまな市民の要望に応えるプログラムの提供を行い新たな利用者の獲得と利用者の満足度の向上に繋がります。

1) 自主事業 企画時の留意点

- ①特定の年代や性別に偏らない、公平性のあるもの。
- ②事業内容が公序良俗に反しないもの。
- ③高齢者、障がい者等が参加しやすい企画とする。
- ④わかりやすく、統一された募集チラシ、要項、申込方法、参加要領とする。
- ⑤指導上の安全の確保と施設規模、用具等に合わせた定員を設定する。
- ⑥通常の利用者の妨げにならないよう、実施施設、時間帯等に配慮する。

2) 自主事業 実施時の実施体制及び、留意点

- ①専門スタッフ、有資格者による企画実施により安全性を確保します。
- ②スポーツ教室等企画参加者に対して、スポーツ傷害保険に加入し補償体制を整えます。
- ③指導上の安全の確保と施設規模、用具等に合わせ参加人数を調整します。
- ④企画実施に際して、他の施設利用者、来館者に対して、安全の配慮を怠りません。
- ⑤参加者から収集した個人情報の取り扱い及び、個人情報の保護については「第1 総則(3) 基本事項 6)個人情報の取り扱い」に準じます。
- ⑥物品販売事業実施にあたり、あらかじめ千葉市と協議の上、行政財産目的外使用許可申請を提出、事前に承認を得ます。
- ⑦参加者の怪我等の緊急時には「第2管理体制 (2)緊急時の体制」に従って対応します。

(2) スポーツ教室・スポーツイベント

- ①次世代をになう子どもたちの人財の育成を目指した、お子様を対象としたスポーツ教室・スポーツイベント・カルチャースクールを企画・実施します。
- ②高齢者の生きがいづくり、健康寿命を伸ばすことを目指して、人との繋がりを持ちながら、生きがいを持って健康の維持・向上を図る企画を実施します。
- ③障がい者支援、障がい者スポーツの普及を目指し、リハビリテーションの手段として、健康増進や社会参加意欲を助長し、障害や障がい者に対する市民の理解、支援を促進する企画を実施します。
- ④人々が集う、愛される施設作りを目指した、ご家族や気の合った仲間、グループ、家族でスポーツを楽しむ企画を実施します。

(2) 教室・イベントの開催

①プールプログラム

	事業名	開催場所	開催日	曜日	時間	対象	定員	回数	参加料(税込)	備考
1	キッズ スイムスクール	北谷津 温水プール	4～7月 9～11月 1～3月	月・水・金	15:25～16:20	4～6歳	12	12	14,520 円	
					16:30～17:30	小学生	20			
					17:30～18:30		20			
				土	9:25～10:25	小学生	20	12	14,520 円	
					10:30～11:30		20			
					11:30～12:15	4～6歳	12			
2	夏休み短期 スイムスクール	高洲SC	7月	火～金	9:00～10:00	小学生	30	4	5,060 円	
					10:00～11:00		30			
					11:00～11:45	4～6歳	18			
		北谷津 温水プール	8月	火～金	9:00～10:00	小学生	30	4	5,060 円	
					10:00～11:00		30			
					11:00～11:45	4～6歳	18			
3	夏休み プライベート レッスン	高洲SC	7月	火～金	13:00～13:30	3歳以上	2	1	2,585 円	
					13:30～14:00		2			
		幸町公園 北谷津温水プール	8月	火～金	13:00～13:30	3歳以上	2	1	2,585 円	
					13:30～14:00		2			
4	成人 スイムスクール	北谷津 温水プール	4～7月 9～11月 1～3月	月	13:00～14:00	18歳以上	20	12	14,520 円	
				水	11:00～12:00		20			
5	水中ウォーキング	北谷津 温水プール	7、8月を除く 通年	月	11:00～11:45	中学生以上	30	1	無料	
6	アクアピクス	北谷津 温水プール	7、8月を除く 通年	火・木	11:00～11:45	中学生以上	30	2	無料	

②子供向けプログラム

	事業名	開催場所	開催日	曜日	時間	対象	定員	回数	参加料(税込)	備考
1	キッズ体育教室	みつわ台体育館	3ヶ月で1クラス 年4期	土	9:30~10:30	5~6歳	8	10	18,700円	
					10:35~11:35	幼児~小2	15			
					11:40~12:40	小1~6	15			
		高洲SC	3ヶ月で1クラス 年4期	水	15:40~16:40	5~6歳	8	10	18,701円	
					16:45~17:45	幼児~小2	15			
					17:50~18:50	小1~6	15			
2	キッズ 走り方教室	みつわ台体育館	4月・9月	土	9:30~10:30	5~6歳	20	2	3,740 円	
					10:35~11:35	小1~3	20			
					11:40~12:40	小4~6	20			
		高洲SC	4月・9月	水	15:30~16:30	5~6歳	20	2	3,740 円	
					16:35~17:35	小1~3	20			
					17:40~18:40	小4~6	20			
3	キッズ サッカー教室	高洲SC	3ヶ月で1クラス 年4期	月	17:30~19:00	小1~3	30	10	17,600 円	
					19:00~20:30	小4~6	30			
4	夏休み短期 キッズサッカー教室	磯辺SC	8月	火~金	9:30~11:00	小1~3	20	4	7,040 円	
					11:10~12:40	小4~6	20			
	春休み短期 キッズサッカー教室	磯辺SC	3月	月~木	9:30~11:00	小1~3	20	4	7,040 円	
					11:10~12:40	小4~6	20			
5	親子野球教室	みつわ台第2公園 有吉公園 古市場公園	年12回開催	日	9:00~12:00	4歳以上と その保護者	30組	1	2,310 円	

③一般向けスクール

	事業名	開催場所	開催日	曜日	時間	対象	定員	回数	参加料(税込)	備考
1	骨盤体操	稲毛海浜公園	3ヶ月で1クラス 年4期	水	10:00~11:00	18歳以上	18	10	12,100 円	
		高洲SC	3ヶ月で1クラス 年4期	金	14:00~15:00	18歳以上	12	10	12,100 円	
2	ボディメンテナンス	高洲SC	3ヶ月で1クラス 年4期	水	13:30~14:30	18歳以上	12	10	12,100 円	
3	健康ウォーキング &姿勢改善	高洲SC	3ヶ月で1クラス 年4期	日	14:15~15:15	18歳以上	12	10	12,100 円	
4	かんたん ピラティス	みつわ台体育館	3ヶ月で1クラス 年4期	水	10:15~11:15	18歳以上	8	10	12,100 円	
		宮野木SC	3ヶ月で1クラス 年4期	火	10:00~11:00	18歳以上	8	10	12,100 円	
		高洲SC	3ヶ月で1クラス 年4期	火	13:30~14:30	18歳以上	12	10	12,100 円	
			3ヶ月で1クラス 年4期	木	13:15~14:15	18歳以上	12	10	12,100 円	
5	ピラティス教室	みつわ台体育館	3ヶ月で1クラス 年4期	水	11:30~12:30	18歳以上	8	10	12,100 円	
		高洲SC	3ヶ月で1クラス 年4期	木	14:30~15:30	18歳以上	12	10	12,100 円	
6	バレトン	高洲SC	3ヶ月で1クラス 年4期	月・金	11:15~12:15	18歳以上	12	10	12,100 円	

③一般向けスクール

	事業名	開催場所	開催日	曜日	時間	対象	定員	回数	参加料(税込)	備考
8	リフレッシュ ヨガ	稲毛海浜公園	3ヶ月で1クラス 年4期	木	13:30~14:30	18歳以上	18	10	12,100 円	
		宮野木SC	3ヶ月で1クラス 年4期	月・水	10:30~11:30	18歳以上	8	10	12,100 円	
		高洲SC	3ヶ月で1クラス 年4期	日	10:30~11:30	18歳以上	12	10	12,100 円	
					12:00~13:00					
			3ヶ月で1クラス 年4期	月	12:45~13:45	18歳以上	12	10	12,100 円	
				火	10:30~11:30					
				木	10:00~11:00					
9	からだ調整体操	高洲SC	3ヶ月で1クラス 年4期	水	10:30~11:30	18歳以上	12	10	12,100 円	
				木	19:30~20:30					
10	ヒザ・足腰痛の お悩み解決体操	高洲SC	3ヶ月で1クラス 年4期	水	10:30~11:30	18歳以上	12	6	7,260 円	
				木	19:30~20:30					
11	テニス教室 初級・初中級者	稲毛海浜公園	4~6月 9~11月 1~3月	金	9:30~11:00	18歳以上	12	8	11,880 円	
					11:10~12:40		12			
		古市場公園	4~6月 9~11月 1~3月	月	9:30~11:00	18歳以上	12	8	11,880 円	
					11:10~12:40		12			

④スポーツ大会

	事業名	開催場所	開催日	曜日	時間	対象	定員	回数	参加料(税込)	備考
1	バスケットボール大会	みつわ台体育館 古市場体育館 宮野木・磯辺SC	年48回開催	日	9:00～13:00	10歳以上	6 チーム	1	21,900 円～	※大会内容、開催日程、会場等により参加費変更。
					13:00～17:00					
2	テニス大会 ミックスダブルス	稲毛海浜公園	年3回開催	日	9:30～15:00	18歳以上	16組	1	5,060 円	
3	野球大会	有吉公園・檣橋公園 宮野木・中田SC	11～12月	土、日	9:00～17:00	18歳以上	16 チーム	8	8,910 円	
4	グラウンド ゴルフ大会	中田SC	年4回開催	土	9:00～13:00	18歳以上	150	1	1,100 円	
		中田SC (月例団体戦)	年7回開催	不定期	9:00～13:00	18歳以上	60	1	440 円	
		中田SC (月例個人戦)	年10回開催	不定期	9:00～13:00	18歳以上	60	1	440 円	
		磯辺SC	年4回開催	金曜	9:00～13:00	18歳以上	60	4	660 円	

⑤花島コミュニティセンター

	事業名	開催場所	開催日	曜日	時間	対象	定員	回数	参加料(税込)	備考
1	夏休み 子ども映画会	多目的室	8月	土曜	11:30~14:30	小学生	100	1	無料	
2	冬休み 子ども映画会	多目的室	12月	土曜	11:30~14:30	小学生	100	1	無料	
3	春休み 子ども映画会	多目的室	3月	土曜	11:30~14:30	小学生	100	1	無料	
4	名画上映会	多目的室	年12回開催	第二月曜	11:30~15:00	18歳以上	100	1	無料	
5	日曜名画座	多目的室	年12回開催	第四日曜	11:30~15:00	18歳以上	100	1	無料	
6	親子料理教室	創作室2	年5回開催	日曜	10:00~13:00	小学生以下 の親子	10組	1	2,500 円	
7	はじめての プログラミング教室	講習室2	年12回開催	第二土曜	10:00~11:00	小学生以下 の親子	5組	1	550 円	
8	もっと プログラミング教室	講習室2	年12回開催	第二土曜	12:00~14:00	小学生以下 の親子	5組	1	1,100 円	
9	普通救命講習	講習室1	9月・3月	木曜	13:30~16:30	18歳以上	10	1	無料	
10	パパ&ママ 救命教室	多目的室	8月	※千葉市防災普及公社と調整		千葉市 在住・在勤 18歳以上	5組	1	無料	
11	気軽に防災体験	花島公園センター 玄関前広場	8月・12月 3月	※千葉市防災普及公社と調整		千葉市 在住・在勤 18歳以上	30	1	無料	

	事業名	開催場所	開催日	曜日	時間	対象	定員	回数	参加料(税込)	備考
12	リフレッシュ ヨガ	多目的室	3ヶ月で1クラス 年4期	水曜	11:00~12:00	18歳以上	15	11	13,310円	※開催期間・回数により 参加費変更あり
13	からだを 良くする教室	講習室2	7月・8月を除く 毎月	金曜	9:00~9:45	18歳以上	20	1	660 円	
					10:00~10:45		20	1	660 円	
14	ノルディック ウォーキング体験会	多目的室 花島公園内	5月・9月 10月・11月	日曜	10:00~11:00	18歳以上	10	1	無料	
15	中級ノルディック ウォーキング	多目的室 花島公園内	5月・9月 10月・11月	日曜	11:00~12:30	18歳以上	10	1	1,100 円	
16	クリスマス コンサート	多目的室ほか	12月	日曜	10:00~16:00	市民一般	200	1	無料	
17	花島太鼓祭	多目的室ほか	11月・3月	日曜	10:00~17:00	市民一般	200	1	無料	
18	フレイル予防	多目的室	年12回開催	不定期	10:00~11:00	18歳以上	15	1	1,540 円	

(3) その他の自主事業

1) 物販販売事業

市民の利便性を考慮し、自主事業として物販事業を実施いたします。施設利用時に必要なバドミントンのシャトルなどのスポーツ用品。吸水性の良いスポーツウエアなどをお求めやすい価格で提供するとともに、運動中の水分補給や栄養補給に必要なサプリメント、軽食等の販売を行います。

①販売ブース、什器販売、販売会

取扱商品
・バドミントン用品・卓球用品・グラウンドゴルフ用品・スポーツウェア ・シューズ・小物等・各種サプリメント・軽食・防災グッズ、衛生用品等 ・イベント・スクール写真・市内特別支援学校等の受託商品 ※販売価格は市場価格を原則にお求めやすい価格を設定いたします。

②体験会、講習会による物品販売

取扱商品
・シューズインナーソール 体験販売 ・卓球ラケット・テニスラケット 講習会＋試打会販売 ※メーカー専門員、インストラクターによる講習会、体験会等を実施。

③事業実施予定施設 事業実施にあたり、事前に千葉市行政財産使用申請します。

幸町公園水泳プール、みつわ台体育館、みつわ台第2公園水泳プール、高洲スポーツセンター、磯辺スポーツセンター、稲毛海浜公園屋内運動場、宮野木体育館、花島公園センター、北谷津温水プール、有吉公園スポーツ施設、中田スポーツセンター、古市場体育館、古市場公園水泳プール、昭和の森スポーツ施設

2) スポーツ用品レンタルサービス事業

気軽にスポーツを楽しんでいただくため、活動支援を目的としたスポーツ用品のレンタルサービスを行います。

①無料レンタル・スポーツ用品

貸出施設	レンタル品目
宮野木・古市場・磯辺	バスケットデジタルタイマー
高洲・みつわ台・宮野木・古市場・磯辺 花島公園	多目的得点版
宮野木・花島公園	フットサルゴール
高洲・花島コミュニティセンター	移動式硝子ミラー

※施設利用手続き時に受付にて借用申請による貸出。

②有料レンタル・スポーツ用品

貸出施設	レンタル品目	レンタル料金
みつわ台体育館	卓球ラケット	100 円
高洲スポーツセンター	卓球ボール	100 円
磯辺スポーツセンター	バドミントンラケット	100 円
宮野木スポーツセンター	バドミントンシャトル	100 円
古市場体育館	バスケットボール	100 円
花島公園センター	バレーボール	100 円
	トレーニングシューズ	200 円
	ビブス（1 チーム分）	500 円
中田スポーツセンター	グラウンドゴルフクラブ	100 円
	ボール	100 円
中田スポーツセンター 昭和の森	テニスラケット（硬式用）	300 円

※施設利用手続き時に受付にて貸出料金借用申請による貸出。

※各品目とも、1 回につきの貸出料金。

3) コピー・FAX サービス事業

利用者の利便性向上と地域コミュニティの交流機能促進の一助として、コピー・FAX 送受信サービスを行う。

①実施方法

受付窓口において、区分・枚数の確認を行い、利用料金を徴収する。

②料金

区分		料金
コピー	モノクロ	10 円
	カラー	50 円
FAX 送信	市内	10 円
	県内市外	20 円
	県外	30 円
FAX 受信		10 円

③事業実施施設

みつわ台体育館、高洲スポーツセンター、磯辺スポーツセンター、稲毛海浜公園屋内運動場、宮野木体育館、花島公園センター、北谷津温水プール、有吉公園スポーツ施設、中田スポーツセンター、古市場体育館

4) その他のサービス事業

①氷の無料サービスによる怪我等の対応

怪我の処置や予防に対して、迅速な対応ができるように冷却用の氷を常備するとともに、お客様から要望があった場合は無料で提供します。

②各種大会・イベント等のコーディネート、協賛

主催者に対し実施プログラム等の考案・作成やスケジュール・計画策定に積極的かつ親身に助言します。また、各大会の円滑な運営に向けて適切に支援します。

③トレーナーによる説明会、トレーニング指導

トレーニング室を利用される方に対して、機器の取扱いと正しい使い方、利用上のルールとマナーについて説明を実施します。

第7 モニタリング計画（基本協定書第41条）

本施設の経営管理業務として、利用者、市民の皆様が本施設の利用に対して「安全・安心・衛生・快適」を感じ満足していただいているのか、さらに、施設の管理運営状況、ハード面・ソフト面のサービス水準、業務の基準が達成しているかを、利用者、自主事業参加者、優先利用調整団体、第三者機関、指定管理者（セルフモニタリング）等、多方面からモニタリングを行い、施設管理業務、施設維持管理業務、経営管理業務、自主事業に反映、役立てます。

（1）モニタリング実施計画

本施設の管理業務が、事業計画書および基本協定書に定められた基準、管理運営の基準に適合して実施されているかどうかを確認するため、管理業務の実施状況の調査（モニタリング）を行い、モニタリング結果を市に報告します。

1）モニタリングの内容（基本協定書第42条）

- ①管理業務の実施状況に関する事項
- ②管理施設の利用状況に関する事項
- ③利用料金その他の収入の状況に関する事項
- ④管理業務の実施に要する経費の支出の状況に関する事項
- ⑤前各号に掲げる事項のほか、市が指定する事項
- ⑥利用者へのアンケート調査の実施
- ⑦管理業務の実施状況に関する自己評価の実施

2）モニタリング計画

①随時モニタリング

利用者、地域住民等からの要望・ご意見等の聴取、ご意見箱の設置、スタッフの気づき

②日常的なモニタリングの実施

業務日報、月次報告、各種報告書による確認、調査

③定期モニタリング（利用者アンケート）

利用者アンケート実施による調査

④社内監査

弊社、業務管理部門にて、全社統一で年一回の実施。実施内容はリスク管理、業務管理、金銭管理、労務管理、法定点検・各種届出・各種契約内容等の確認。

⑤第三者機関によるモニタリング ※令和3年度、令和5年度実施（当期実施無）

外部調査会社（主に指定管理者を対象に、モニタリング業務受託の実績を持ち合わせる団体企業）によるモニタリングの実施。調査依頼内容は、提案書、事業計画書、業務管理等の実施（達成度）調査。

(2) 利用者アンケート実施計画 (基本協定書第43条)

1) 施設利用者を対象としたアンケート調査

①実施時期

- ・スポーツ施設・都市公園施設では、毎事業年度の6月、11月の1ヶ月間。
- ・花島コミュニティセンターについては、毎事業年度の7月、1月1ヶ月間。

②調査方法

- ・施設利用受付にて、アンケート調査表の配布、回答依頼。
- ・QRコード読み取りによる、WEB上での回答。

③主なアンケート内容

- ・対象者の年齢、居住地域、利用目的、利用種目、利用時間、利用回数等の基本情報。
- ・施設利用満足度に関わる内容、管理運営状況、ハード面・ソフト面の評価。
- ・施設に対するご意見、要望等。

④アンケート調査実施における留意点

- ・アンケート内容は、事前に市と協議の上、決定いたします。
- ・調査内容、結果は、個人情報保護法に配慮した取り扱いとする。
- ・調査結果は、施設にデーターグラフ化して、調査結果表を作成。
- ・調査結果に対する改善策を検討の上、調査終了後の翌々月の月報告書と合わせて、市に提出します。

2) 夏期開場の屋外水泳プール利用者を対象としたアンケート調査

①実施時期

- ・毎事業年度、8月の1ヶ月間。

②調査方法

- ・施設利用受付にて、アンケート調査表の配布、回答依頼。
- ・QRコード読み取りによる、WEB上での回答。

③主なアンケート内容

- ・対象者の年齢、居住地域、利用目的、利用種目、利用時間、利用回数等の基本情報。
- ・施設利用満足度に関わる内容、管理運営状況、ハード面・ソフト面の評価。
- ・施設に対するご意見、要望等。

④アンケート調査実施における留意点

- ・調査内容、結果は、個人情報保護法に配慮した取り扱いとする。
- ・調査結果は、施設にデーターグラフ化して、調査結果表を作成。
- ・調査結果に対する改善策を検討の上、調査終了後の翌々月の月報告書と合わせて、市に提出します。

3) 自主事業参加者を対象としたアンケート調査

①実施時期、調査方法

- ・各事業の初回、もしくは終了時に担当スタッフから参加者に配布。

②主なアンケート内容

- ・事業に対する成果、満足度、ご意見、要望等を収集。
- ・対象事業内容により、参加者氏名を記述、無記入を決定する。。

③アンケート調査実施における留意点

- ・調査内容、結果は、個人情報保護法に配慮した取り扱いする。
- ・調査結果は、施設にデーターグラフ化して、調査結果表を作成。
- ・調査結果に対する改善を図り、次年度の自主事業計画の資料とします。
- ・調査終了後の翌々月の月報告書と合わせて、市に提出します。

(3) セルフモニタリング（自己評価）計画

基本協定書第44条に則り、指定管理者として、千葉市から要求される管理運営に関する基準（要求水準）を満たしているか、適宜セルフモニタリングを実施します。自己評価の結果は、月次事業報告書および事業年度報告書にて提出します。

第8 利益の還元

基本協定書第72条に示された、利益還元の取り決めに準じます。

第9

令和6年度 事業計画書

千葉市花見川区花島コミュニティセンター

指定管理者 スポーツクラブNAS株式会社

目 次

1	基本事項	
	(1) 人員の配置及び緊急連絡体制-----	P 2
	(2) 使用時間、休館日、利用料金等-----	P 3
2	施設貸出業務に関する実施計画	
	(1) 使用許可受付関係-----	P 4
	(2) 利用者サービスの向上、稼働率向上の工夫-----	P 5
3	受託事業及び自主事業に関する実施計画	
	(1) 市からの事業実施受託業務-----	P 6
	(2) 自主事業-----	P 8
4	施設維持管理業務に関する実施計画	
	(1) 建築物、建築設備機器保守管理業務-----	P 24
	(2) 備品管理業務-----	P 25
	(3) 植栽、外構施設維持管理業務-----	P 26
	(4) 環境衛生管理業務-----	P 27
	(5) 駐車（駐輪）場管理業務-----	P 28
	(6) 保安警備業務-----	P 29
	(7) 修繕業務-----	P 30
	(8) その他-----	P 31
5	経営管理業務に関する実施計画	
	(1) 再委託業務-----	P 32
	(2) 管理業務の実施状況に関する自己評価-----	P 33
	(3) 利用者意見等の把握と対応-----	P 34
6	その他-----	P 35

1 基本事項

(1) 人員の配置及び緊急連絡体制

【人員配置表及び緊急連絡体制図を記載すること。また、その説明文を記載すること。】

(1) 人員配置

令和6年度 事業計画 第2 管理体制 (1) 責任体制 (組織) 業務体制、

(2) 人員配置業務分担の通り

- ・所 長 1 名
- ・チーフスタッフ 1 名
- ・スタッフ (受付含) 11 名

(2) 緊急連絡体制

令和6年度事業計画書 第2 管理体制 (3) 緊急時の体制の通り

(2) 使用時間、休館日、利用料金等

【使用時間、休館日、利用料金等を記載すること。】

(1) 使用時間、休館日

令和6年度事業計画書 第3運営計画(1)年間計画の通り

(2) 利用料金等

令和6年度事業計画書 第3運営計画(2)利用料金等の通り

2 施設貸出業務に関する実施計画

(1) 使用許可受付関係

【諸室の稼働率、利用人数及び利用料金収入、スポーツ施設の利用人数及び利用料金収入の月ごとの計画（目標）を記載すること。下記シートをエクセルにて作成しても可。】

（単位：％・人・千円）

	諸室			体育館				合計	
				専用使用		個人使用			
	稼働率	利用 人数	料金 収入	利用 人数	料金 収入	利用 人数	料金 収入	利用 人数	料金 収入
4月	32.5	5,440	350					5,440	350
5月	31.0	5,340	360					5,340	360
6月	38.0	17,220	420					17,220	420
7月	35.2	6,070	450					6,070	450
8月	27.0	4,490	310					4,490	310
9月	32.0	5,300	360					5,300	360
10月	35.0	5,970	370					5,970	370
11月	39.0	6,540	410					6,540	410
12月	36.0	5,590	360					5,590	360
1月	36.3	5,670	360					5,670	360
2月	38.0	6,100	380					6,100	380
3月	40.0	6,870	470					6,870	470
合 計	35.0	80,600	4,600					80,600	4,600

（２）利用者サービスの向上、稼働率向上の工夫

【利用者への支援計画及び施設の利用促進の方策に係る年間計画を記載すること。】

（１）既存サークルの活性化

- ①絵画や工芸作品等、サークルの成果物を館内に展示し、来館者に広く知っていただくことで、参加者増につなげます。
- ②茶会、フラワーアレンジメント等、体験会の開催を支援し、参加者増につなげます。
- ③各サークルから募集ポスターの内容やデザイン案をヒアリングし、ポスター作成を代行。参加者増につなげます。
- ④サークルの成果発表の場として、太鼓祭、Xmas コンサート等を開催します。

（２）近隣幼稚園、保育園、小学校との連携強化

スポーツ施設との複合施設であることを活かして、入園式、発表会での利用だけでなく、運動会の会場として活用していただけるよう、引き続き働きかけてまいります。

児童向けの自主事業のご案内を各施設でご配架いただき、代わりに各施設の事業のご案内を弊施設ロビー等で広報する。

（３）広報活動

- ①B4 サイズチラシの作成（施設利用促進）
花島コミュニティだけでなく、都市公園施設との複合施設を生かした内容にて作成。市内全域への折り込みを行います。
- ②自主事業チラシ作成
A1 サイズポスターの他、A4 チラシ、デジタルサイネージ、施設 HP の掲載でも適宜告知を実施します。
- ③動画広告の作成
動画広告を作成し、デジタルサイネージ、施設 HP を活用して放映を実施します。

3 受託事業及び自主事業に関する実施計画

(1) 市からの事業実施受託業務（事業ごとに1枚）

事業名 ：コミュニティまつり	
内 容 ：利用団体の日頃の活動成果を披露するとともに、他団体との情報交換や交流のできる機会として開催。	
----- 【実施日時・回数、実施場所、実施目的等】	
日 時	令和6年6月9日（日）9:00～17:00 予定 ※8日（土）を準備日として設定。 ※開催日程については、コミュニティまつり実行委員会にて決定。
場 所	花島公園センターおよび正面広場他
目 的	サークルの日頃の活動・研究成果等を発表する事により、コミュニティの輪を広げるとともに、市民の自発的な活動を推進する事を目的とする。
成果目標 ：祭り来場者 11,000 人以上・参加サークル 70 団体以上	
----- 日ごろのサークル活動・研究成果等を発表することにより、コミュニティの輪を広げるとともに、地域の自主的な発想の中で各種展示・発表、模擬店、イベント等を実施、多くの地域住民の方にも参加していただくことで、市民の自主的な活動を推進することを目的とする。	

(1) 市からの事業実施受託業務（事業ごとに1枚）

事業名 ：絵本の読み聞かせ	
内 容 ：幼児を対象に、絵本の読み聞かせ会を開催します。	
----- 【実施日時・回数、実施場所、実施目的等】	
日 時	令和6年6月、9月、12月、3月 各月土曜日 1回実施 11:00~12:00 予定
場 所	幼児室
定 員	5組10名の親子
目 的	絵本の読み聞かせを実施することによって、子どもたちが本と出会う機会を与えられ、本や物語の楽しさを味わうことにより、健やかな成長を促すことを目的とする。
成果目標 ：充足率を50%とする。	
花島コミュニティのビジョン、コミュニティ活動を促進し市民の連帯感を醸成することで、市民主体の住みよいまちづくりを推進するため、日頃から地域で読み聞かせ活動をしているボランティアスタッフに協力いただき、地域住民親子の参加を募る。	

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.1 夏休み子ども映画会
実施日時・回数 ：令和6年 8月の土曜日 11時30分～14時30分
実施場所 ：多目的室
実施目的 ：夏休み期間中に上映することで、大人のみならず地域の子ども達にもコミュニティ施設の存在と活用を促進するきっかけづくりとします。
料金設定 ：0円／1回
収支 ：収 入 0円 支 出 1,870円×2枠（諸室使用料） 収支差額 ▲3,740円 ※1回につき。広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：100名（1回あたり）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.2 冬休み子ども映画会
実施日時・回数 ：令和6年12月の土曜日 11時30分～14時30分
実施場所 ：多目的室
実施目的 ：冬休み期間中に上映することで、大人のみならず地域の子ども達にもコミュニティ施設の存在と活用を促進するきっかけづくりとします。
料金設定 ：0円／1回
収支 ：収 入 0円 支 出 1,870円×2枠（諸室使用料） 収支差額 ▲3,740円 ※1回につき。広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：100名（1回あたり）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.3 春休み子ども映画会
実施日時・回数 ：令和7年3月の土曜日 11時30分～14時30分
実施場所 ：多目的室
実施目的 ：春休み期間に映画上映することで、大人のみならず地域の子ども達にもコミュニティ施設の存在と活用を促進するきっかけづくりとします。
料金設定 ：0円／1回
収支 ：収 入 0円 支 出 1,870円×2枠（諸室使用料） 収支差額 ▲3,740円 ※1回につき。広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：100名（1回あたり）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.4 名画上映会
実施日時・回数 ：令和6年4月～令和6年3月 第2月曜日 11時30分～15時00分 ※12回実施
実施場所 ：多目的室
実施目的 ：地域の皆様が定期的に施設に足を運び、有意義に余暇を過ごし、生涯学習の支援及びレクリエーションの振興を図ることを目的とします。
料金設定 ：0円／1回
収支 ：収 入 0円 支 出 1,870円×2枠（諸室使用料） 収支差額 ▲3,740円 ※1回につき。広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：100名（1回あたり）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.5 日曜名画座（映画上映会）
実施日時・回数 ：令和6年4月～令和6年3月 第4日曜日 11時30分～15時00分 ※12回実施
実施場所 ：多目的室
実施目的 ：地域の皆様が定期的に施設に足を運び、有意義に余暇を過ごし、生涯学習の支援及びレクリエーションの振興を図ることを目的とします。
料金設定 ：0円／1回
収支 ：収 入 0円 支 出 1,870円×2枠（諸室使用料） 収支差額 ▲3,740円 ※1回につき。広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：100名（1回あたり）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.6 親子料理教室
実施日時・回数 ：令和6年5月、7月、10月、12月 令和7年2月 土曜日 各1回 10時00分～13時00分 ※5教室実施
実施場所 ：創作室2
実施目的 ：調理を通して、市民及び花島コミュニティセンター利用者の食文化への興味・知識の向上と参加者間のコミュニケーションの醸成を図ります。
料金設定：2,500円／1組
収支 ：収 入 25,000円 支 出 30,820円（講師代10,000円、材料費2,000円×10、 創作室(2)410円×2枠） 収支差額 ▲5,820円 ※1教室につき。広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：10組20名（1教室あたり）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.7 はじめてのプログラミング教室
実施日時・回数 ：令和6年4月～令和7年3月 第2土曜日 10時00分～11時00分 ※12教室実施
実施場所 ：講習室2
実施目的 ：命令通りに動くロボット（プログラミングカー）で親子一緒に遊ぶことで筋道を立て論理的に考える力（プログラミング力）を養います。
料金設定 ：550円／1組
収支 ：収 入 2,750円 支 出 5,940円（講師代 5,500円、講習室(2) 440円） 収支差額 ▲3,190円 ※1教室につき。広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：5組10名（1教室につき）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.8 もっとプログラミング教室
実施日時・回数 ：令和6年4月～令和7年3月 第2土曜日 12時00分～14時00分 ※12教室実施
実施場所 ：講習室2
実施目的 ：親子で一緒に、ブロックでロボットやクルマなどを作成、動きを考えて命令を与えることで、筋道を立て論理的に考える力（プログラミング力）を養います。
料金設定 ：1,100円／1組
収支 ：収 入 5,500円 支 出 6,380円（講師代5,500円、講習室(2)440円×2枠） 収支差額 ▲880円 ※1教室につき。広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：5組10名（1教室につき）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.9 普通救命講習
実施日時・回数 ：令和5年9月 木曜日 1回 13時30分～16時30分 令和6年3月 木曜日 1回 13時30分～16時30分 ※2 講習実施
実施場所 ：講習室 1
実施目的 ：救命講習を受けていただくことにより、応急手当の基礎知識を習得。緊急時の救命意識の向上を目的とします。
料金設定 ：0円／1講習
収支 ：収 入 0円 支 出 840円（講習室(1)×2 枠） 収支差額 ▲840円 ※1 講習につき。広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：10名（千葉市在住・在勤の方）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.10 パパ&ママ救命教室
実施日時・回数 ：令和6年8月 ※1教室実施 ※開催日程については、千葉市防災普及公社と協議の上決定。
実施場所 ：多目的室
実施目的 ：1歳未満の乳児に対する心肺蘇生法や喉にものが詰まらせたときの対処法を学び、救命意識の向上を目的とします。
料金設定 ：0円／1講習
収支 ：収 入 0円 支 出 1,870円（諸室使用料） 収支差額 ▲1,870円 ※広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：5組10名（千葉市在住・在勤の方）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.11 気軽に防災体験
実施日時・回数 ：令和6年8月 12月 令和7年3月 ※開催日程については、千葉市防災普及公社と協議の上決定。
実施場所 ：花島公園センター 玄関前広場
実施目的 ：気軽に参加、体験できる機会を提供、防災意識の普及啓発を目的とします。
料金設定 ：0円／1講習
収支 ：収 入 0円 支 出 1,500円（公園駐車場使用料） 収支差額 ▲1,500円 ※広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：30名（1教室につき）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.12 リフレッシュヨガ
実施日時・回数 ：令和6年4月～6月・7月～9月・10月～12月 令和7年1月～3月 水曜日 11時00分から12時00分 ※11回～13回 4教室実施
実施場所 ：多目的室
実施目的 ：利用者が気軽に参加できる教室を開催、継続実施することで、健康づくり、体力づくり、生活習慣予防に貢献していくことを目的とします。呼吸、姿勢、瞑想を組み合わせ、心身の緊張をほぐし、心の安定とやすらぎを得ます。
料金設定 ：13,310円～／1教室
収支：収 入 199,650円 ※11回開催にて算出 支 出 86,570円（講師代66,000円、多目的室1,870円×11） 収支差額 113,080円 ※1教室につき。広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：15名（1教室につき）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.13 カラダを良くする教室
実施日時・回数 ：令和6年4月～6月、9月～令和7年3月 金曜日 9時00分～9時45分 10時00分～10時45分
実施場所 ：講習室2
実施目的 ：利用者が気軽に参加できる教室を開催、継続実施することで、健康づくり、体力づくり、生活習慣予防に貢献していくことを目的とします。カラダの奥の筋肉を解す体操を通じて、心身の緊張をほぐし、心の安定とやすらぎを得ます。
料金設定 ：660円／1教室
収支 ：収 入 13,200円 支 出 5,440円（講師代5,000円、諸室利用料440円） 収支差額 7,760円 ※1教室につき。広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：20名（1教室あたり）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.14 ノルディックウォーキング体験会
実施日時・回数：令和6年5月、9月、10月、11月 10時00分～11時00分 ※日曜日（各月1回）時間変更あり。
実施場所 ：多目的室、花島公園内
実施目的 ：ポールを使って長い距離を無理なく歩く技術を習得し、体力維持向上に役立てます。
料金設定 ：無料
収支 ：収 入 0円 支 出 4,370円（講師料 2,500円、諸室使用料 1,870円） 収支差額 ▲4,370円 ※1 教室につき。広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：10名（1 教室につき）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※主に成人男女を対象に、諸室においてノルディックウォーキングの正しい歩き方の講習後、花島公園内にて実技を行います。

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.15 中級ノルディックウォーキング
実施日時・回数：令和6年5月、9月、10月、11月 11時00分～12時30分 ※日曜日（各月1回）時間変更あり。
実施場所 ：多目的室、花島公園内
実施目的 ：ポールを使って長い距離を無理なく歩く技術を習得し、体力維持向上に役立てます。
料金設定 ：1,100円／1回
収支 ：収 入 11,000円 支 出 4,370円（講師料2,500円、諸室使用料1,870円） 収支差額 6,630円 ※1教室につき。広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：10名（1教室につき）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※主に成人男女を対象に、諸室においてノルディックウォーキングの正しい歩き方の講習後、花島公園内にて実技を行います。

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.16 クリスマスコンサート
実施日時・回数 ：令和6年 12月 日曜日 10:00-16:00 ※日程は、参加団体と協議の上で決定
実施場所 ：（会 場）多目的室、（楽屋等）講習室1、和室、集会室、音楽室
実施目的 ：当施設をご利用いただいているサークルに参加を募り、クリスマスソング等々を演奏、来場者との合唱を楽しんでいただきます。
料金設定 ：0円 無料
収支：収 入 0円 支 出 16,320円 （多目的室、講習室1、和室、集会室、音楽室 各部屋4枠ずつ） 収支差額 ▲16,320円 ※広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：200名
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.17 花島太鼓祭
実施日時・回数 ：令和6年 11月 日曜日 10:00-17:00 ※2回開催、実施日程は、参加団体と協議の上で決定
実施場所 ：多目的室ほか
実施目的 ：太鼓奏者に日頃の活動の成果を発表する場を提供し、来場者と奏者、双方に演奏会を楽しんでいただきます。
料金設定 ：無料
収支 ：収 入 0円 支 出 20,960円 （※多目的ほか、各部屋4枠ずつにて予測） 収支差額 ▲20,960円 ※広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ： 200名
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

(2) 自主事業（事業ごとに1枚）

自主事業名称 ：No.18 フレイル予防
実施日時・回数：令和6年4月～令和7年3月までの各月1回 10時00分～11時00分 ※曜日、時間変更あり。
実施場所 ：多目的室
実施目的 ：フレイルの予防には、適度な運動、栄養バランスの取れた食生活、社会活動への参加が重要と言われているため、定期的に施設へ通っていただき、運動していただくことで、フレイル予防の一助となるようにする。
料金設定 ：1,540円
収支 ：収 入 23,100円 支 出 4,370円（講師料2,500円、諸室使用料1,870円） 収支差額 18,730円 ※1教室につき。広告宣伝費、保険代等含まず。
参加見込人数 ：15名（1教室につき）
内容：【自主事業の内容、成果目標、期待される効果等を記載】 ※ 実施目的のとおり

4 施設維持管理業務に関する実施計画

(1) 建築物、建築設備機器保守管理業務

【施設の清掃、点検等の保守管理に係る年間計画を記載すること。】

(1) 建築物、建築設備機器保守管理業務

令和6年度事業計画書 第4維持管理計画 (1) 建築物維持管理業務 (2) 建築設備維持管理業務のとおり

(2) 備品管理業務

【備品の点検等の保守管理に係る年間計画を記載すること。】

(2) 備品管理業務

令和6年度事業計画書 第4維持管理計画 (3) 車両・什器・備品・リース物件
維持管理業務のとおり

(3) 植栽、外構施設維持管理業務

【植栽の維持管理及び外構施設の清掃、点検等の保守管理に係る年間計画を記載すること。】

(3) 植栽、外構施設維持管理業務

令和6年度事業計画書 第4維持管理計画 (4) 植栽維持管理業務 (5) 外構施設維持管理業務のとおり

(4) 環境衛生管理業務

【給排水設備の保守管理、ごみ処理及び害虫駆除などに係る年間計画を記載すること。】

(4) 環境衛生管理業務

令和6年度事業計画書 第4維持管理計画 (7) 環境衛生管理業務のとおり

(5) 駐車（駐輪）場管理業務

【駐車（駐輪）場の保守管理に係る実施計画を記載すること。】

(5) 駐車（駐輪）場管理業務

令和6年度事業計画書 第4維持管理計画（9）駐車場管理業務のとおり

(6) 保安警備業務

【警備業務の年間計画を記載すること。】

(6) 保安警備業務

令和6年度事業計画書 第4維持管理計画 (8) 保安警備業務のとおり

(7) 修繕業務

令和6年度事業計画書 第4維持管理計画（23）修繕実施計画の通り

【可能な限り詳細に記載すること。突発的な修繕など、まとめないと表現できないものは「その他小破修繕」として計上可とする。】

No.	修繕箇所	計画額 (単位：千円)	実施時期	状 況
1	その他小破修繕	200	通年	突発的な修繕に対応。
合 計				

(8) その他

【施設維持管理に関し、その他特記すべき事項があれば記載すること。】

(8) その他、特記すべき事項

令和6年度事業計画書 第4維持管理計画の通り

5 経営管理業務に関する実施計画

(1) 再委託業務

令和6年度事業計画書 第4維持管理計画 (25) 委託事務実施計画の通り

(単位：千円)

No.	再委託業務	再委託先	再委託先所在地	委託金額
合 計				

(2) 管理業務の実施状況に関する自己評価

【施設の管理運営に関する自己評価の実施時期、方法等の年間計画を記載すること。】

(2) 管理業務の実施状況に関する自己評価

令和6年度事業計画書 第7 モニタリング計画 (3) セルフモニタリング
(自己評価) 計画の通り

(3) 利用者意見等の把握と対応

【利用者等アンケート及び地域住民等の意見の把握方法並びにその意見等に対する対応方法、実施時期等の年間計画を記載すること。】

(3) 利用者意見等の把握と対応

令和6年度事業計画書 第7 モニタリング計画 (2) 利用者アンケート実施計画の通り

6 その他

【指定管理業務に関し、その他特記すべき事項があれば記載すること。】

※令和6年度事業計画書の通り

第 10 収支予算書

(1) 収支予算書

(2) 自主事業の収支予算書

様式第2号（収支予算書） 令和6年度

	内 訳	合計金額（千円）
(A) 収入合計		602,625
① 市からの指定管理料		455,071
② 利用料金収入		147,554
項 目	スポーツ施設	83,227
	都市公園施設	59,727
	花島コミュニティセンター	4,600

	積 算 内 訳	合計金額（千円）
(B) 支出合計		602,625
① 管理運営費		
項 目	社員 年俸 30名 SS（A区分） 17名 SS（B区分） 36名 SS（C区分） 45名 SS（短期採用）84名 本部スタッフ人件費	371,924

		区 分	積 算 内 訳	合計金額（千円）
項 目	事務費	旅費	公共交通機関等による施設間の移動交通費	1,067
		消耗品費	お客様消耗品、社内消耗品、事務費等	7,829
		印刷製本費	施設案内、各種申請書、回数券、チラシ等	5,236
		燃料費	業務車両、整備車両等の燃料費	7,954
		光熱水費	電気、ガス、重油、上下水道料	69,744
		通信運搬費	電話、インターネット、NHK受信料等	5,222
		手数料	備品、整備車両等のリース費等	19,198
		保険料	施設賠償責任保険、自動車任意保険等	4,035
		公課費	事業所税、契約に伴う印紙代	500
		施設管理費	社内維持管理、自前補修等に係る費用	10,217
		清掃費	日常清掃、定期清掃等	12,416
		設備機器管理費	消防用設備保守、建築設備機器等保守点検 給湯ボイラー、プールろ過装置等保守点検 受水・貯水槽、昇降機、地下重油タンク点検 自家用電気工作物保安管理他	26,595
		保安警備費	機械警備、現金集金業務等	7,400
		修繕費		16,200
		間接費		0
	受託事業運営費	花島コミュニティ祭りの運営費	300	
	小計		193,913	
委託費	芝生管理、売上管理システム、設備運転業務 一般廃棄物、産業廃棄物処理、水質検査 建築設備定期調査 他		35,038	
②管理に係る備品経費				
項目		施設備品、維持管理用備品	1,750	

- ※1 人件費には、報酬、賃金、手当のほか、社会保険料、福利厚生費などを含みます。
- ※2 労働時間によって賃金を算定する職員については、1時間当たりの単価を明示してください。
- ※3 間接費を管理運営経費に含める場合は、間接費となる支出項目名、間接費の算出根拠や配賦基準を詳細に明記してください。
- ※4 委託費には、再委託に要する費用を記述してください。
- ※5 必要に応じて小区分を設定しても構いません。
- ※6 利用料金収入の見積に当たって、利用料金の額は現行の条例を前提としてください。

様式第2号（収支予算書） 令和6年度

スポーツ施設

	内 訳	合計金額（千円）
(A) 収入合計		323,916
① 市からの指定管理料		240,689
② 利用料金収入		83,227
項 目	高洲スポーツセンター	21,088
	北谷津温水プール	20,151
	みつわ台体育館	5,322
	武道館	0
	宮野木スポーツセンター	13,846
	古市場体育館	9,890
	相撲場	62
	中田スポーツセンター	6,679
	磯辺スポーツセンター	6,189

	積 算 内 訳	合計金額（千円）
(B) 支出合計		323,916
① 管理運営費		
項 目	人件費	216,977
	社員 年俸 千円× 10名	
	社員 年俸 千円× 7名	
	社員 年俸 千円	
	社員 年俸 千円	
	SS（A区分） 年額 千円× 13名	
	SS（A区分） 年額 千円× 1名	
	SS（B区分） 年額 千円× 20名	
	SS（C区分） 年額 千円× 29名	
	SS（短期採用） 千円× 15名	
	本部スタッフ人件費	

	区 分	積 算 内 訳	合計金額（千円）
項 目	事務費	旅費	公共交通機関等による施設間の移動交通費 588
		消耗品費	お客様消耗品、社内消耗品、事務費等 4,244
		印刷製本費	施設案内、各種申請書、回数券、チラシ等 2,793
		燃料費	業務車両、整備車両等の燃料費 7,297
		光熱水費	電気、ガス、重油、上下水道料 31,890
		通信運搬費	電話、インターネット、NHK受信料等 2,847
		手数料	備品、整備車両等のリース費等 12,599
		保険料	施設賠償責任保険、自動車任意保険等 2,215
		公課費	事業所税、契約に伴う印紙代 307
		施設管理費	社内維持管理、自前補修等に係る費用 5,748
		清掃費	日常清掃、定期清掃等 426
		設備機器管理費	消防用設備保守、建築設備機器等保守点検 給湯ボイラー、プールの過装置等保守点検 受水・貯水槽、昇降機、地下重油タンク点検 自家用電気工作物保安管理他 9,924
		保安警備費	機械警備、現金集金業務等 4,154
		修繕費	7,600
		間接費	0
		受託事業運営費	花島コミュニティ祭り運営費 0
	小計		92,632
	委託費	芝生管理、売上管理システム、設備運転業務 一般廃棄物、産業廃棄物処理、水質検査 建築設備定期調査 他	13,607
②管理に係る備品経費			
項 目		施設備品、維持管理用備品	700

- ※1 人件費には、報酬、賞金、手当のほか、社会保険料、福利厚生費などを含みます。
- ※2 労働時間によって賃金を算定する職員については、1時間当たりの単価を明示してください。
- ※3 間接費を管理運営経費に含める場合は、間接費となる支出項目名、間接費の算出根拠や配賦基準を詳細に明記してください。
- ※4 委託費には、再委託に要する費用を記述してください。
- ※5 必要に応じて小区分を設定しても構いません。
- ※6 利用料金収入の見積に当たって、利用料金の額は現行の条例を前提としてください。

様式第2号（収支予算書） 令和6年度
都市公園施設

	内 訳	合計金額（千円）
(A) 収入合計		261,512
① 市からの指定管理料		201,785
② 利用料金収入		59,727
目	千葉公園	4,000
	幸町公園	476
	みつわ台第2公園	3,832
	古市場公園	2,190
	有吉公園	7,169
	稲毛海浜公園	19,558
	袖ヶ浦第4緑地	4,729
	花島公園	13,270
	横橋公園	714
	昭和の森	3,789

	積 算 内 訳	合計金額（千円）
(B) 支出合計		261,512
① 管理運営費		
目	社員 年俸 千円×1名 社員 年俸 千円×2名 社員 年俸 千円×5名 社員 年俸 千円×2名 SS（A区分） 年額 千円×4名 SS（A区分） 年額 千円 SS（B区分） 年額 千円×18名 SS（C区分） 年額 千円×17名 SS（短期採用） 千円 SS（短期採用） 千円×68名 本部スタッフ人件費	143,367
項	人件費	

	区 分	積 算 内 訳	合計金額（千円）
項	事務費	旅費 公共交通機関等による施設間の移動交通費	446
		消耗品費 お客様消耗品、社内消耗品、事務費等	3,380
		印刷製本費 施設案内、各種申請書、回数券、チラシ等	2,111
		燃料費 業務車両、整備車両等の燃料費	611
		光熱水費 電気、ガス、重油、上下水道料	37,854
		通信運搬費 電話、インターネット、NHK受信料等	2,198
		手数料 備品、整備車両等のリース費等	6,164
		保険料 施設賠償責任保険、自動車任意保険等	1,697
		公課費 事業所税、契約に伴う印紙代	180
		施設管理費 社内維持管理、自前補修等に係る費用	4,235
		清掃費 日常清掃、定期清掃等	9,269
		設備機器管理費 消防用設備保守、建築設備機器等保守点検 給湯ボイラー、プールろ過装置等保守点検 受水・貯水槽、昇降機、地下重油タンク点検 自家用電気工作物保安管理他	16,279
		保安警備費 機械警備、現金集金業務等	3,015
		修繕費	8,400
		間接費	0
		受託事業運営費 花島コミュニティ祭り運営費	0
		小計	95,839
委託費		芝生管理、売上管理システム、設備運転業務 一般廃棄物、産業廃棄物処理、水質検査 建築設備定期調査 他	21,356
②管理に係る備品経費			
項目		施設備品、維持管理用備品	950

- ※1 人件費には、報酬、賞金、手当のほか、社会保険料、福利厚生費などを含みます。
- ※2 労働時間によって賃金を算定する職員については、1時間当たりの単価を明示してください。
- ※3 間接費を管理運営経費に含める場合は、間接費となる支出項目名、間接費の算出根拠や配賦基準を詳細に明記してください。
- ※4 委託費には、再委託に要する費用を記述してください。
- ※5 必要に応じて小区分を設定しても構いません。
- ※6 利用料金収入の見積に当たって、利用料金の額は現行の条例を前提としてください。

花島コミュニティセンター

		積 算 内 訳	合計金額(千円)
(B) 支出合計			17,197
① 管理運営費			
項 目	人件費	社員 年俸 〇〇〇千円 SS (B区分) 年額 〇〇〇千円× 2名 SS (C区分) 年額 〇〇〇千円× 2名 本部スタッフ人件費	11,580

※1 人件費には、報酬、賃金、手当のほか、社会保険料、福利厚生費などを含みます。

※2 労働時間によって賃金を算定する職員については、1時間当たりの単価を明示してください。

※3 間接費を管理運営経費に含める場合は、間接費となる支出項目名、間接費の算出根拠や配賦基準を詳細に明記してください。

※4 委託費には、再委託に要する費用を記述してください。

※5 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

※6 利用料金収入の見積に当たって、利用料金の額は現行の条例を前提としてください。

提案書様式第27-3号（収支予算書） 合計

3 自主事業の収支内訳書（令和6年度）

	内 訳	合計金額（千円）
(A) 収入合計		42,702
項 目	スポーツ・カルチャー教室	29,590
	物品販売事業	10,914
	スポーツ用品レンタル事業	2,148
	コピー・FAX事業	50

	積 算 内 訳	合計金額（千円）
(B) 支出合計		31,037
項 目	人件費	1,530
	事務費・管理費	285
		1,476
		8,732
		0
		639
		25
		4,589

	積 算 内 訳	合計金額（千円）
項 目	委託費	10,771
	使用料	258
	事業費	
	利用料金	2,732
収支 (A)-(B)		11,665

- ※1 人件費、事務費・管理費、委託費は、提案書様式第26号と同様に記述してください。
- ※2 使用料には、自主事業により市に支払う占用料などを記述してください。
- ※3 事業費には、自主事業による出演料などを記述してください。
- ※4 利用料金には、自主事業により支払う当該施設の利用料金を記述してください。
- ※5 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

提案書様式第27-2号（収支予算書） スポーツ施設

3 自主事業の収支内訳書（令和6年度）

	内 訳	合計金額（千円）
(A) 収入合計		35,614
項 目	スポーツ・カルチャー教室	25,306
	物品販売事業	8,466
	スポーツ用品レンタルサービス事業	1,842
	コピー・FAXサービス事業	0

	積 算 内 訳	合計金額（千円）
(B) 支出合計		25,376
項 目	人件費	1,530
	常勤職員 指導人件費	
	教室・イベント備品・教材（景品）	285
	参加者傷害保険料	1,262
	物販事業（販売原価）	6,774
	物品販売什器	0
	レンタル用品 更新購入費	548
	コピー用紙、インク代他 事務用品	0
	広告宣伝費（その他）	4,039
	事務費・管理費	

	積 算 内 訳	合計金額（千円）
項 目	委託費	8,527
	レッスン講師 体育教室・走り方教室 サッカー教室 テニス教室 親子野球教室 など	
	使用料	240
	物品販売事業 行政財産使用料	
事業費		
	利用料金	2,171
	スポーツ・カルチャー教室 施設利用料	
収支 (A)-(B)		10,238

- ※1 人件費、事務費・管理費、委託費は、提案書様式第26号と同様に記述してください。
- ※2 使用料には、自主事業により市に支払う占用料などを記述してください。
- ※3 事業費には、自主事業による出演料などを記述してください。
- ※4 利用料金には、自主事業により支払う当該施設の利用料金を記述してください。
- ※5 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

14,438

10,938

提案書様式第27-2号（収支予算書） 都市公園施設

3 自主事業の収支内訳書（令和6年度）

	内 訳	合計金額（千円）
(A) 収入合計		6,068
項 目	スポーツ・カルチャー教室	3,264
	物品販売事業	2,448
	スポーツ用品レンタルサービス事業	306
	コピー・FAXサービス事業	50

	積 算 内 訳	合計金額（千円）
(B) 支出合計		4,896
項 目	人件費	0
	常勤職員 指導人件費	
	教室・イベント備品・教材（景品）	0
	参加者傷害保険料	163
	物販事業（販売原価）	1,958
	物品販売什器	0
	レンタル用品 更新購入費	91
	コピー用紙、インク代他 事務用品	25
	広告宣伝費（その他）	448
	事務費・管理費	

	積 算 内 訳	合計金額（千円）
項 目	委託費	1,836
	レッスン講師 体育教室・走り方教室 サッカー教室 テニス教室 親子野球教室 など	
	使用料	18
	物品販売事業 行政財産使用料	
事業費		
	利用料金	357
	スポーツ・カルチャー教室 施設利用料	
収支 (A)-(B)		1,172

※1 人件費、事務費・管理費、委託費は、提案書様式第26号と同様に記述してください。

※2 使用料には、自主事業により市に支払う占用料などを記述してください。

※3 事業費には、自主事業による出演料などを記述してください。

2,685 ※4 利用料金には、自主事業により支払う当該施設の利用料金を記述してください。

2,211 ※5 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

提案書様式第27-2号（収支予算書） 花島コミュニティセンター

3 自主事業の収支内訳書（令和6年度）

	内 訳	合計金額（千円）
(A) 収入合計		1,020
項 目	スポーツ・カルチャー教室	1,020
	物品販売事業	0
	スポーツ用品レンタルサービス事業	0
	コピー・FAXサービス事業	0

	積 算 内 訳	合計金額（千円）
(B) 支出合計		765
項 目	人件費	0
	常勤職員 指導人件費	0
	教室・イベント備品・教材（景品）	0
	参加者傷害保険料	51
	物販事業（販売原価）	0
	物品販売什器	0
	レンタル用品 更新購入費	0
	コピー用紙、インク代他 事務用品	0
	広告宣伝費（その他）	102
	事務費・管理費	0

	積 算 内 訳	合計金額（千円）
項 目	委託費	408
	レッスン講師 体育教室・走り方教室 サッカー教室 テニス教室 親子野球教室 など	
	使用料	0
	物品販売事業 行政財産使用料	
事業費		
	利用料金	204
	スポーツ・カルチャー教室 施設利用料	
収支 (A)-(B)		255

※1 人件費、事務費・管理費、委託費は、提案書様式第26号と同様に記述してください。

※2 使用料には、自主事業により市に支払う占用料などを記述してください。

※3 事業費には、自主事業による出演料などを記述してください。

153 ※4 利用料金には、自主事業により支払う当該施設の利用料金を記述してください。

612 ※5 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

第 11 別添

- (1) 連絡体制
- (2) 各施設の開場時間
- (3) 各施設の利用料金表
- (4) 委託協力会社一覧

(2) 各施設の開場（営業）時間

1) スポーツ施設

施設名		開場期間	開場時間	備考
高洲スポーツセンター	体育館	通年	9:00-21:00	夜間営業 5月-6月の金・土曜日
	スタジオ		9:00-21:00	
	水泳プール	7/6～9/1	9:00-18:00	
北谷津温水プール	温水プール	通年	9:00-21:00	早朝営業
		7/15～8/31	7:00-21:00	
みつわ台体育館	体育館	通年	9:00-21:00	
宮野木スポーツセンター	体育館	通年	9:00-21:00	
	野球場	4/1～9/30	9:00-19:00	日没営業
		10/1～3/31	9:00-17:00	
	庭球場	4/1～9/30	9:00-19:00	日没営業
		10/1～3/31	9:00-17:00	
古市場体育館 千葉市相撲場	体育館	通年	9:00-21:00	
	相撲場		9:00-21:00	
中田スポーツセンター	野球場	4/1～6/30 9/1～9/30	9:00-19:00	日没営業
	球技場			
	多目的運動場	7/1～8/31	7:00-19:00	早朝営業+日没営業
	庭球場			
	グラウンドゴルフ場	10/1～3/31	9:00-17:00	
磯辺スポーツセンター	体育館	通年	9:00-21:00	日没営業
	多目的グラウンド	4/1～9/30	9:00-19:00	
		10/1～3/31	9:00-17:00	

2) 都市公園施設

施設名		開場期間	開場時間	備考
千葉公園	水泳プール	7/1～9/1	9:00-20:00	
幸町公園	水泳プール	7/13～8/25	9:00-18:00	
みつわ台第2公園	野球場	4/1～9/30の平日	9:00-19:00	日没営業
		4/1～9/30の土日祝日	7:00-19:00	早朝、日没営業
		10/1～10/31の土日祝日	7:00-17:00	早朝営業
		10/1～3/31の平日	9:00-17:00	
		11/1～3/31の土日祝日	9:00-17:00	
	庭球場	通年の平日	9:00-21:00	
		4/1～10/31の土日祝日	7:00-21:00	早朝営業
		11/1～3/31の土日祝日	9:00-21:00	
	水泳プール	7/13～8/25	9:00-18:00	
古市場公園	野球場	4/1～9/30	9:00-19:00	日没営業
		10/1～3/31	9:00-17:00	
	庭球場	4/1～9/30	9:00-19:00	日没営業
		10/1～3/31	9:00-17:00	
	水泳プール	7/13～8/25	9:00-18:00	
有吉公園	野球場	4/1～9/30	9:00-19:00	日没営業
		10/1～3/31	9:00-17:00	
	庭球場1・2番コート (夜間照明なし)	4/1～9/30	9:00-19:00	日没営業
		4/1～9/30の土日祝日	7:00-19:00	早朝、日没営業
		10/1～3/31	9:00-17:00	
		10/1～3/31の土日祝日	7:00-17:00	早朝営業
	庭球場3～5番コート (夜間照明あり)	通年	9:00-21:00	
		4/1～3/31の土日祝日	7:00-21:00	早朝営業
	水泳プール	7/6～9/1	9:00-18:00	
稲毛海浜公園	野球場	4/1～9/30	9:00-19:00	日没営業
		10/1～3/31	9:00-17:00	
	庭球場	4/1～9/30	9:00-19:00	日没営業
		10/1～3/31	9:00-17:00	
	球技場	通年	9:00-21:00	
	屋内運動場			
袖ヶ浦第4緑地	庭球場	4/1～9/30	9:00-19:00	日没営業
		10/1～3/31	9:00-17:00	

2) 都市公園施設

施設名		開場期間	開場時間	備考
花島公園	体育館	通年	9:00-21:00	
	トレーニング室			
	球技場	4/1～9/30	9:00-19:00	日没営業
		10/1～3/31	9:00-17:00	
	庭球場	4/1～9/30	9:00-19:00	日没営業
		10/1～3/31	9:00-17:00	
	弓道場	通年	9:00-21:00	夜間営業
積橋公園	野球場	通年	9:00-17:00	
		4/1～10/31	5:00-17:00	早朝営業
昭和の森公園	球技場	通年	9:00-17:00	
	庭球場			

3) コミュニティセンター

施設名		開場期間	開場時間	備考
花島コミュニティセンター	諸室	通年	9:00-21:00	

1. 施設概要

施設		仕様	利用期間	利用時間	備考
体育館	アリーナ	利用可能種目 ・バスケットボール1面 ・ミニバスケットボール2面 ・6人制バレーボール2面 ・9人制バレーボール1面 ・バドミントン6面 ・卓球8台～ ・その他	通年	午前9時～午後9時	午後7時以降、中学生以下の利用には保護者の付き添いが必要
	トレーニング室	有酸素系マシン 16台 筋力トレーニング系マシン 11台			中学生以下は利用不可
	スタジオ	仕様 フローリング 6m×12m			午後7時以降、中学生以下の利用には保護者の付き添いが必要
屋外プール	25mプール	9コース・水深 1.0m～1.2m	夏期のみ営業	午前9時～午後6時	幼児1名に対して保護者1名の付き添いが必要
	子供プール	水深0.3m～0.7m (徒渉プール部分を含む)			幼児2名に対して保護者1名の付き添いが必要

※12月29日～1月3日は休館日とします。他の日にも工事等により休館となる場合があります。

2. 施設利用料金

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方とその介護者（個人使用では障がい者1名に付介護者は1名）及び、障がい者が主体となって組織する団体が使用をする場合は、利用料金が免除になります。施設受付にて手帳・ミライカード等を提示のうえ、お問い合わせください。

体育館 個人使用（アリーナ・トレーニング室）

区分	一般	中・高校生	小学生以下
基本料金（2時間以内）	220円（180円）	100円（80円）	70円（60円）
超過（1時間につき）	110円	50円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方・30名以上の団体が対象。（ ）内は減免利用料金。

体育館 専用使用（アリーナ）

区分	全館	半館
午前9時～午後1時	4,590円 （2時間につき）	2,290円 （2時間につき）
午後1時～午後5時		
午後5時～午後9時	9,210円	4,590円
時間外（1時間につき）	2,290円	1,140円

スタジオ 専用使用

区分	料金
午前9時～午前11時	1,290円 （2時間につき）
午前11時～午後1時	
午後1時～午後3時	
午後3時～午後5時	
午後5時～午後7時	2,590円 （2時間につき）
午後7時～午後9時	
時間外（1時間につき）	640円

スポーツ用具レンタル料（1回）

区分	料金
バドミントンラケット（1本）	100円
バドミントンシャトル（1個）	100円
卓球ラケット（1本）	100円
卓球ボール（1個）	100円
バスケットボール（1個）	100円
室内用レンタルシューズ（1足）	200円
ビブス(バスケットボール1チーム)	500円

付帯設備使用料

区分	料金
拡声装置（1日）	1,100円
椅子（1脚）	10円
コインロッカー（1回）	10円

屋外プール 個人使用

区分	一般	中・高校生	小学生以下
基本料金（2時間以内）	220円（180円）	100円（80円）	70円（60円）
超過（1時間につき）	110円	50円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方・30名以上の団体が対象（ ）内は減免利用料金。

■施設のご利用方法には、『個人使用』と『専用使用』があります。

個人使用 当日受付 2時間単位で一人様からでもご利用いただけます。

【利用可能施設】 体育館・トレーニング室・屋外プール

※体育館のご利用は施設により「種目」・「時間」が異なりますので事前にお問い合わせください。

※大会開催により使用できない場合があります。事前にお問い合わせください。

専用使用 予約制（抽選予約・随時予約）施設を貸切ってご利用いただけます。

【利用可能施設】 体育館・スタジオ

■施設のご予約には、事前に『ちば施設予約サービス』へのご登録が必要です。

- ・ご登録は、パソコン・スマートフォン・携帯電話から行えます。 検索サイトから「ちば施設予約サービス」で会員登録。
- ・ご登録後、予約サービスのご利用を開始するには、お近くの施設窓口での本人確認（本人確認書類の提示）が必要です。
- ・詳しくは施設にお問い合わせください。

個人使用共通回数券

区分	金額	内容	備考
一般	2,200円	110円×22枚	[使用可能期間] 通年 ※北谷津温水プールは 7 / 1 ～ 8 / 31 ※その他のプールは夏期営業期間
一般減免	1,800円	180円×10枚	
中・高校生	1,000円	50円×22枚	
小学生以下	700円	35円×22枚	
共通定期券			[使用可能施設] 体育館・トレーニング室・プール 柔道場・剣道場・弓道場・相撲場 ※中学生以下はトレーニング室の使用はできません。
一般	3,500円	利用開始日より 31日間	
中・高校生	2,000円		
小学生以下	1,500円		

校庭夜間開放照明カード販売施設

照明カード 1,605円（1時間）1回のご利用に2枚必要です。
※購入後の返金は出来ません。

※記載の料金は全て税込みです。

北谷津温水プール

住所：〒265-0067 千葉市若葉区北谷津町327-1

TEL：043-228-5000 FAX：043-228-5001

1. 施設概要

施設		仕様	利用期間	利用時間	備考
温水プール	25m	7 コース・水深1.0m～1.2m	通年	午前 9 時～午後 9 時	・ 25m-幼児 1 名に対し保護者 1 人の付き添い必要 ・ 子供-幼児 2 名に対して保護者 1 人の付き添い必要 ・ 中学生以下の午後 7 時以降の利用は保護者の付き添い必要
	子供	水深0.8m～0.9m			
	スライダー	すべり台 1 基			

※12月29日～1月3日は休館日とします。他の日にも工事等により休館となる場合があります。

2. 施設利用料金

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方とその介護者（個人使用では障がい者1名に付介護者は1名）及び、障がい者が主体となって組織する団体が使用の場合は、利用料金が免除になります。施設受付にて手帳・ミライID等を提示のうえ、お問い合わせください。

屋内プール 個人使用

区分		一般	中・高校生	小学生以下
通常期	基本料金（2時間以内）	300円（240円）	200円（160円）	100円（80円）
	超過（1時間につき）	150円	100円	50円
夏期（7、8月）	基本料金（2時間以内）	220円（180円）	100円（80円）	70円（60円）
	超過（1時間につき）	110円	50円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方・30名以上の団体が対象。
（ ）内は減免利用料金。

個人使用通常期回数券（北谷津温水プール、中田スポーツセンター）

区分	金額	内容	備考
一般	3,000円	150円×22枚	[使用可能期間] 1月～6月 9月～12月 ※7/1～8/31は除く
一般減免	2,400円	240円×10枚	
中・高校生	2,000円	100円×22枚	
小学生以下	1,000円	50円×22枚	
通常期定期券（北谷津温水プールのみ）			[使用可能施設] 北谷津温水プール ※一般、一般減免は 中田スポーツセンター （グラウンドゴルフ場）でも使用可
一般	4,500円	利用開始日より 31日間	
中・高校生	3,000円		
小学生以下	1,500円		

個人使用共通回数券（北谷津温水プールは7/1～8/31）

区分	金額	内容	備考
一般	2,200円	110円×22枚	[使用可能期間] 通年 ※その他のプールは夏期営業期間
一般減免	1,800円	180円×10枚	
中・高校生	1,000円	50円×22枚	
小学生以下	700円	35円×22枚	
共通定期券			[使用可能施設] 体育館・トレーニング室・プール 柔道場・剣道場・弓道場・相撲場 ※中学生以下はトレーニング室の使用はできません。
一般	3,500円	利用開始日より 31日間	
中・高校生	2,000円		
小学生以下	1,500円		

校庭夜間開放照明カード販売施設

照明カード 1,605円（1時間）1回のご利用に2枚が必要です。
※購入後の返金は出来ません。

幸町公園プール

住所：〒261-0004 千葉市美浜区幸町1-4

TEL：043-241-5305【夏期のみ】

1. 施設概要

施設	仕様	利用期間	利用時間	備考
屋外プール	25m	夏期のみ営業	午前9時～午後6時	幼児1名に対し保護者1人の付き添い必要 幼児2名に対し保護者1人の付き添い必要
	徒渉			
		水深0.9m～1.1m		
		水深0.5m～0.6m		

2. 施設利用料金 ※障がい者の利用料金免除は千葉公園スポーツ施設に準じます。

屋外プール 個人使用 ※（ ）内は減免利用料金

区分	一般	中・高校生	小学生以下
基本料金（2時間以内）	220円（180円）	100円（80円）	70円（60円）
超過（1時間につき）	110円	50円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方・30名以上の団体が対象。
（ ）内は減免利用料金。

※記載の料金は全て税込みです。

1. 施設概要

施設		仕様	利用期間	利用時間	備考
体育館	アリーナ	35.75m×21.55m	通年	午前9時～午後9時	中学生以下の午後7時以降の利用は保護者の付き添い必要
	トレーニング室	77.4㎡			中学生以下は利用不可
野球場		両翼68m・センター 77m	通年	午前9時～午後5時	
庭球場		砂入り人工芝コート 2面	通年	午前9時～午後9時	照明付 中学生以下の午後7時以降の利用は保護者の付き添い必要
屋外プール	25m	6コース・水深1.1m～1.2m	夏期のみ営業	午前9時～午後6時	幼児1名に対し保護者1人の付き添い必要
	徒渉	水深0.2m～0.5m			幼児2名に対し保護者1人の付き添い必要

※12月29日～1月3日は休館日とします。他の日にも工事等により休館となる場合があります。

2. 施設利用料金

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方とその介護者（個人使用では障がい者1名に付介護者は1名）及び、障がい者が主体となって組織する団体が使用をする場合は、利用料金が免除になります。施設受付にて手帳・ミライID等を提示のうえ、お問い合わせください。

体育館 個人使用（アリーナ・トレーニング室）

区分	一般	中・高校生	小学生以下
基本料金（2時間以内）	220円（180円）	100円（80円）	70円（60円）
超過（1時間につき）	110円	50円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方・30名以上の団体が対象。（ ）内は減免利用料金。

付帯設備使用料

区分	料金
拡声装置（1日）	1,100円
椅子（1脚）	10円
コインロッカー（1回）	10円

スポーツ用具レンタル料（1回）

区分	料金
バドミントンラケット（1本）	100円
バドミントンシャトル（1個）	100円
卓球ラケット（1本）	100円
卓球ボール（1個）	100円
バスケットボール（1個）	100円
室内用レンタルシューズ（1足）	200円

体育館 専用使用（アリーナ）

区分	全館	半館
午前9時～午後1時	4,590円 （4時間につき）	2,290円 （4時間につき）
午後1時～午後5時		
午後5時～午後9時	9,210円	4,590円
時間外（1時間につき）	2,290円	1,140円

野球場 専用使用

区分	一般	高校生	小・中学生
午前9時～午前11時	1,440円 （2時間につき）	690円 （2時間につき）	460円 （2時間につき）
午前11時～午後1時			
午後1時～午後3時			
午後3時～午後5時			
時間外（1時間につき）	720円	340円	230円

庭球場 専用使用（1面につき）

区分	一般	小・中・高校生
2時間につき	630円	460円

照明使用料（1面につき）

区分	料金
1時間につき	420円

屋外プール（夏期限定） 個人使用

区分	一般	中・高校生	小学生以下
基本料金（2時間以内）	220円（180円）	100円（80円）	70円（60円）
超過（1時間につき）	110円	50円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方・30名以上の団体が対象（ ）内は減免利用料金。

■施設のご利用方法には、『個人使用』と『専用使用』があります。

個人使用 当日受付 2時間単位でご利用いただけます。

【利用可能施設】 体育館・トレーニング室・屋外プール

※体育館のご利用は施設により「種目」・「時間」が異なりますので事前にお問い合わせください。

※大会開催により使用できない場合があります。事前にお問い合わせください。

専用使用 予約制（抽選予約・随時予約）施設を貸切ってご利用いただけます。

【利用可能施設】 体育館・野球場・庭球場

■施設のご予約には、事前に『ちば施設予約サービス』へのご登録が必要です。

- ・ご登録は、パソコン・スマートフォン・携帯電話から行えます。検索サイトから「ちば施設予約サービス」で会員登録。
- ・ご登録後、予約サービスのご利用を開始するには、お近くの施設窓口での本人確認（本人確認書類の提示）が必要です。
- ・詳しくは施設にお問い合わせください。

個人使用共通回数券

区分	金額	内容	備考
一般	2,200円	110円×22枚	[使用可能期間] 通年 ※北谷津温水プールは7/1～8/31 ※その他のプールは夏期営業期間
一般減免	1,800円	180円×10枚	
中・高校生	1,000円	50円×22枚	
小学生以下	700円	35円×22枚	
共通定期券			[使用可能施設] 体育館・トレーニング室・プール・柔道場・剣道場・弓道場・相撲場 ※中学生以下はトレーニング室の使用はできません。
一般	3,500円	利用開始日より 31日間	
中・高校生	2,000円		
小学生以下	1,500円		

※記載の料金は全て税込みです。

1. 施設概要

施設		仕様	利用期間	利用時間	備考
体育館	アリーナ	31.4m×29m	通年	午前 9 時～午後 9 時	中学生以下の午後 7 時以降の利用は保護者の付き添い必要
	トレーニング室	140.89㎡			中学生以下は利用不可
野球場		両翼70m・センター 85m	通年	午前 9 時～午後 5 時	
庭球場		クレーコート 4 面	通年	午前 9 時～午後 5 時	

※12月29日～1月3日は休館日とします。他の日にも工事等により休館となる場合があります。

2. 施設利用料金

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方とその介護者（個人使用では障がい者1名に付介護者は1名）及び、障がい者が主体となって組織する団体が使用をする場合は、利用料金が免除になります。施設受付にて手帳・ミライロID等を提示のうえ、お問い合わせください。

体育館 個人使用（アリーナ・トレーニング室）

区分	一般	中・高校生	小学生以下
基本料金（2 時間以内）	220円（180円）	100円（80円）	70円（60円）
超過（1 時間につき）	110円	50円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方・30名以上の団体が対象。（ ）内は減免利用料金。

体育館 専用使用（アリーナ）

区分	全館	半館
午前 9 時～午後 1 時	4,590円 （4 時間につき）	2,290円
午後 1 時～午後 5 時		（4 時間につき）
午後 5 時～午後 9 時	9,210円	4,590円
時間外（1 時間につき）	2,290円	1,140円

野球場 専用使用

区分	一般	高校生	小・中学生
午前 9 時～午前11時	1,440円 （2 時間につき）	690円 （2 時間につき）	460円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時			
午後 1 時～午後 3 時			
午後 3 時～午後 5 時			
時間外（1 時間につき）	720円	340円	230円

■施設のご利用方法には、『個人使用』と『専用使用』があります。

個人使用 当日受付 2 時間単位でお一人様からでもご利用いただけます。

【利用可能施設】 体育館・トレーニング室

※体育館のご利用は施設により「種目」・「時間」が異なりますので事前にお問い合わせください。

※大会開催により使用できない場合があります。事前にお問い合わせください。

専用使用 予約制（抽選予約・随時予約）施設を貸切ってご利用いただけます。

【利用可能施設】 体育館・野球場・庭球場

■施設のご予約には、事前に『ちば施設予約サービス』へのご登録が必要です。

- ・ご登録は、パソコン・スマートフォン・携帯電話から行えます。 検索サイトから「ちば施設予約サービス」で会員登録。
- ・ご登録後、予約サービスのご利用を開始するには、お近くの施設窓口での本人確認（本人確認書類の提示）が必要です。
- ・詳しくは施設にお問い合わせください。

個人使用共通回数券

区分	金額	内容	備考
一般	2,200円	110円×22枚	[使用可能期間] 通年 ※北谷津温水プールは 7 / 1 ～ 8 / 31 ※その他のプールは夏期営業期間
一般減免	1,800円	180円×10枚	
中・高校生	1,000円	50円×22枚	
小学生以下	700円	35円×22枚	
共通定期券			[使用可能施設] 体育館・トレーニング室・プール 柔道場・剣道場・弓道場・相撲場 ※中学生以下はトレーニング室の使用はできません。
一般	3,500円	利用開始日より 31日間	
中・高校生	2,000円		
小学生以下	1,500円		

校庭夜間開放照明カード販売施設

照明カード 1,605円（1 時間）1 回のご利用に 2 枚必要です。
※購入後の返金は出来ません。

1. 施設概要

施設	仕様	利用期間	利用時間	備考
野球場	両翼90m・センター 119m	通年	午前 9 時～午後 5 時	

※12月29日～1月3日は休館日とします。他の日にも工事等により休館となる場合があります。

2. 施設利用料金 ※障がい者の利用料金免除は宮野木スポーツセンターに準じます。

野球場 専用使用

区分	一般	高校生	中学生以下
午前 9 時～午前11時	1,440円 （2 時間につき）	690円 （2 時間につき）	460円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時			
午後 1 時～午後 3 時			
午後 3 時～午後 5 時			
時間外（1 時間につき）	720円	340円	230円

■施設のご予約には、事前に『ちば施設予約サービス』へのご登録が必要です。

- ・ご登録は、パソコン・スマートフォン・携帯電話から行えます。 検索サイトから「ちば施設予約サービス」で会員登録。
- ・ご登録後、予約サービスのご利用を開始するには、お近くの施設窓口での本人確認（本人確認書類の提示）が必要です。
- ・詳しくは施設にお問い合わせください。

※記載の料金は全て税込みです。

1. 施設概要

施設		仕様	利用期間	利用時間	備考
体育館	アリーナ	1200㎡	通年	午前 9 時～午後 9 時	中学生以下の午後 7 時以降の利用は保護者の付き添い必要
	トレーニング室	100㎡			中学生以下は利用不可（トレーニング室）
	ランニングコース	一周 約140m			
野球場		両翼76m・センター 87m	通年	午前 9 時～午後 5 時	中学生以下の午後 7 時以降の利用は保護者の付き添い必要
庭球場		オールウェザーコート 2 面	通年	午前 9 時～午後 5 時	
相撲場		397.7㎡	通年	午前 9 時～午後 9 時	
屋外プール	25m	7 コース・水深1.1m～1.4m	夏期のみ営業	午前 9 時～午後 6 時	幼児 1 名に対し保護者 1 人の付き添い必要
	徒渉	水深0.3m			幼児 2 名に対し保護者 1 人の付き添い必要

※12月29日～1 月 3 日は休館日とします。他の日にも工事等により休館となる場合があります。

2. 施設利用料金

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方とその介護者（個人使用では障がい者1名に付介護者は1名）及び、障がい者が主体となって組織する団体が使用をする場合は、利用料金が免除になります。施設受付にて手帳・ミライロID等を提示のうえ、お問い合わせください。

体育館 個人使用（アリーナ・トレーニング室）

区分	一般	中・高校生	小学生以下
基本料金（2 時間以内）	220円（180円）	100円（80円）	70円（60円）
超過（1 時間につき）	110円	50円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方・30名以上の団体が対象。（ ）内は減免利用料金。

体育館 専用使用（アリーナ）

区分	全館	半館
午前 9 時～午後 1 時	4,590円	2,290円
午後 1 時～午後 5 時	（4 時間につき）	（4 時間につき）
午後 5 時～午後 9 時	9,210円	4,590円
時間外（1 時間につき）	2,290円	1,140円

野球場 専用使用

区分	一般	高校生	小・中学生
午前 9 時～午前11時	1,440円 （2 時間につき）	690円 （2 時間につき）	460円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時			
午後 1 時～午後 3 時			
午後 3 時～午後 5 時			
時間外（1 時間につき）	720円	340円	230円

庭球場 オールウェザーコート 専用使用（1 面につき）

区分	一般	小・中・高校生
午前 9 時～午前11時	630円 （2 時間につき）	460円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時		
午後 1 時～午後 3 時		
午後 3 時～午後 5 時		

屋外プール(夏期限定) 個人使用

区分	一般	中・高校生	小学生以下
基本料金（2 時間以内）	220円（180円）	100円（80円）	70円（60円）
超過（1 時間につき）	110円	50円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方・30名以上の団体が対象（ ）内は減免利用料金。

■施設のご利用方法には、『個人使用』と『専用使用』があります。

個人使用 当日受付 2 時間単位でご利用いただけます。
【利用可能施設】 体育館・トレーニング室・相撲場・屋外プール
※体育館のご利用は施設により「種目」・「時間」が異なりますので事前にお問い合わせください。
※大会開催により使用できない場合があります。事前にお問い合わせください。

専用使用 予約制（抽選予約・随時予約）施設を貸切ってご利用いただけます。

【利用可能施設】 体育館・相撲場・庭球場

■施設のご予約には、事前に『ちば施設予約サービス』へのご登録が必要です。

- ・ご登録は、パソコン・スマートフォン・携帯電話から行えます。 検索サイトから「ちば施設予約サービス」で会員登録。
- ・ご登録後、予約サービスのご利用を開始するには、お近くの施設窓口での本人確認（本人確認書類の提示）が必要です。
- ・詳しくは施設にお問い合わせください。

個人使用共通回数券

区分	金額	内容	備考
一般	2,200円	110円×22枚	[使用可能期間] 通年 ※北谷津温水プールは7/1～8/31 ※その他のプールは夏期営業期間
一般減免	1,800円	180円×10枚	
中・高校生	1,000円	50円×22枚	
小学生以下	700円	35円×22枚	
共通定期券			[使用可能施設] 体育館・トレーニング室・プール・柔道場・剣道場・弓道場・相撲場 ※中学生以下はトレーニング室の使用はできません。
一般	3,500円	利用開始日より 31日間	
中・高校生	2,000円		
小学生以下	1,500円		

※記載の料金は全て税込みです。

1. 施設概要

施設	仕様	利用期間	利用時間	備考
球技場	105m×68m 芝舗装	通 年	午前 9 時～午後 5 時	
多目的運動場	43m×23m 芝舗装			
野球場	両翼86.87m・センター 97.54m			
庭球場	砂入り人工芝コート 4 面			
グラウンドゴルフ場	2 コース 8 H・10 H 芝舗装			

※12月29日～1 月 3 日は休館日とします。他の日にも工事等により休館となる場合があります。

2. 施設利用料金

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方とその介護者（個人使用では障がい者1名に付介護者は1名）及び、障がい者が主体となって組織する団体が使用をする場合は、利用料金が免除になります。施設受付にて手帳・ミライ〇ID等を提示のうえ、お問い合わせください。

球技場 専用使用

区分	一般	高校生	小・中学生
午前 9 時～午前11時	5,180円 （2 時間につき）	2,580円 （2 時間につき）	1,720円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時			
午後 1 時～午後 3 時			
午後 3 時～午後 5 時			
時間外（1 時間につき）	2,590円	1,290円	860円

野球場 専用使用

区分	一般	高校生	小・中学生
午前 9 時～午前11時	1,440円 （2 時間につき）	690円 （2 時間につき）	460円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時			
午後 1 時～午後 3 時			
午後 3 時～午後 5 時			
時間外（1 時間につき）	720円	340円	230円

グラウンドゴルフ場 個人使用

区分	一般	小・中・高校生
基本料金（2 時間以内）	300円（240円）	150円（120円）
超過（1 時間につき）	150円	75円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・
65歳以上の方・30名以上の団体対象が対象。（ ）内は減免利用料金。

グラウンドゴルフ場 専用使用

区分	料金
午前 9 時～午前11時	3,130円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時	
午後 1 時～午後 3 時	
午後 3 時～午後 5 時	
時間外（1 時間につき）	1,560円

多目的運動場 専用使用

区分	一般	高校生	小・中学生
午前 9 時～午前11時	2,350円 （2 時間につき）	1,170円 （2 時間につき）	780円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時			
午後 1 時～午後 3 時			
午後 3 時～午後 5 時			
時間外（1 時間につき）	1,170円	580円	390円

庭球場 砂入り人工芝 専用使用（1 面につき）

区分	一般	小・中・高校生
午前 9 時～午前11時	630円 （2 時間につき）	460円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時		
午後 1 時～午後 3 時		
午後 3 時～午後 5 時		

付帯設備使用料

区分	料金
拡声装置（1 日）	1,100円
椅子（1 脚）	10円
コインロッカー（1 回）	10円

スポーツ用具レンタル料（1 回）

区分	料金
クラブ（1 本）	100円
ボール（1 個）	100円

個人使用通常期回数券（中田スポーツセンター、北谷津温水プール）

区分	金額	内容	備考
一般	3,000円	150円×22枚	〔使用可能期間〕 通 年
一般減免	2,400円	240円×10枚	〔使用可能施設〕 中田スポーツセンター（グラウンドゴルフ場）

■施設のご利用方法には、『個人使用』と『専用使用』があります。

個人使用 当日受付 2 時間単位でお一人様からでもご利用いただけます。
【利用可能施設】 グラウンドゴルフ場
※大会開催により使用できない場合があります。事前にお問い合わせください。

専用使用 予約制（抽選予約・随時予約）施設を貸切ってご利用いただけます。
【利用可能施設】 球技場・野球場・グラウンドゴルフ場・多目的運動場・庭球場

■施設のご予約には、事前に『ちば施設予約サービス』へのご登録が必要です。

- ・ご登録は、パソコン・スマートフォン・携帯電話から行えます。 検索サイトから「ちば施設予約サービス」で会員登録。
- ・ご登録後、予約サービスのご利用を開始するには、お近くの施設窓口での本人確認（本人確認書類の提示）が必要です。
- ・詳しくは施設にお問い合わせください。

1. 施設概要

施設	仕様	利用期間	利用時間	備考
球技場	両翼92m・センター 120m	通 年	午前 9 時～午後 5 時	
庭球場	砂入り人工芝コート 8 面			

※12月29日～1 月 3 日は休館日とします。他の日にも工事等により休館となる場合があります。

2. 施設利用料金 ※障がい者の利用料金免除は中田スポーツセンターに準じます。

球技場 専用使用

区分	一般	高校生	小・中学生
午前 9 時～午前11時	1,290円 （2 時間につき）	620円 （2 時間につき）	460円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時			
午後 1 時～午後 3 時			
午後 3 時～午後 5 時			
時間外（1 時間につき）	640円	310円	230円

庭球場 砂入り人工芝 専用使用（1 面につき）

区分	一般	小・中・高校生
午前 9 時～午前11時	630円 （2 時間につき）	460円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時		
午後 1 時～午後 3 時		
午後 3 時～午後 5 時		

スポーツ用具レンタル料（1 回）

区分	料金
硬式テニスラケット（1 本）	300円

※記載の料金は全て税込みです。

1. 施設概要

施設	仕様	利用期間	利用時間	備考
体育館	利用可能種目 ・バスケットボール 1 面 ・ミニバスケットボール 2 面 ・6 人制バレーボール 2 面 ・9 人制バレーボール 1 面 ・バドミントン 4 面 ・卓球14台 ・その他	通年	午前 9 時～午後 9 時	午後 7 時以降、中学生以下の利用には保護者の付き添いが必要
多目的グラウンド	利用可能種目 ・ソフトボール・少年野球 2 面（70m×70m、中堅85m） ・サッカー 2 面（68m×50m） ・公式サッカー 1 面（105m×68m）※サッカー 2 面使用	通年	午前 9 時～午後 5 時	野球での使用は小・中学生のみ、硬式は不可

※12月29日～1月3日は休館日とします。他の日にも工事等により休館となる場合があります。
※その他の種目でご利用の場合にはお問い合わせください。

2. 施設利用料金

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方とその介護者（個人使用では障がい者1名に付介護者は1名）及び、障がい者が主体となって組織する団体が使用をする場合は、利用料金が免除になります。施設受付にて手帳・ミライID等を提示のうえ、お問い合わせください。

体育館 個人使用

区分	一般	中・高校生	小学生以下
基本料金（2 時間以内）	220円（180円）	100円（80円）	70円（60円）
超過（1 時間につき）	110円	50円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方・30名以上の団体が対象。（ ）内は減免利用料金。

付帯設備使用料

区分	料金
拡声装置（1 日）	1,100円
椅子（1 脚）	10円
コインロッカー（1 回）	10円

スポーツ用具レンタル料（1 回）

区分	料金
バドミントンラケット（1 本）	100円
バドミントンシャトル（1 個）	100円
卓球ラケット（1 本）	100円
卓球ボール（1 個）	100円
バスケットボール（1 個）	100円
室内用レンタルシューズ（1 足）	200円
ピブス（バスケットボール 1 チーム）	500円

体育館 専用使用

区分	全館	半館
午前 9 時～午後 1 時	4,590円 （4 時間につき）	2,290円
午後 1 時～午後 5 時		（4 時間につき）
午後 5 時～午後 9 時	9,210円	4,590円
時間外（1 時間につき）	2,290円	1,140円

多目的グラウンド 専用使用

区分	一般	高校生	小・中学生
午前 9 時～午前11時	1 面 1,440円 2 面 2,880円 （2 時間につき）	1 面 690円 2 面 1,380円 （2 時間につき）	1 面 460円 2 面 920円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時			
午後 1 時～午後 3 時			
午後 3 時～午後 5 時			
時間外（1 時間につき）	1 面 720円 2 面 1,440円	1 面 340円 2 面 680円	1 面 230円 2 面 460円

■施設のご利用方法には、『個人使用』と『専用使用』があります。

個人使用 当日受付 2 時間単位でお一人様からでもご利用いただけます。

【利用可能施設】体育館

※体育館のご利用は施設により「種目」・「時間」が異なりますので事前にお問い合わせください。
※大会開催により使用できない場合があります。事前にお問い合わせください。

専用使用 予約制（抽選予約・随時予約）施設を貸切ってご利用いただけます。

【利用可能施設】体育館・多目的グラウンド

■施設のご予約には、事前に『ちば施設予約サービス』へのご登録が必要です。

- ・ご登録は、パソコン・スマートフォン・携帯電話から行えます。 検索サイトから「ちば施設予約サービス」で会員登録。
- ・ご登録後、予約サービスのご利用を開始するには、お近くの施設窓口での本人確認（本人確認書類の提示）が必要です。
- ・詳しくは施設にお問い合わせください。

個人使用共通回数券

区分	金額	内容	備考
一般	2,200円	110円×22枚	[使用可能期間] 通年 ※北谷津温水プールは7/1～8/31 ※その他のプールは夏期営業期間
一般減免	1,800円	180円×10枚	
中・高校生	1,000円	50円×22枚	
小学生以下	700円	35円×22枚	
共通定期券			[使用可能施設] 体育館・トレーニング室・プール・柔道場・剣道場・弓道場・相撲場 ※中学生以下はトレーニング室の使用はできません。
一般	3,500円	利用開始日より 31日間	
中・高校生	2,000円		
小学生以下	1,500円		

※記載の料金は全て税込みです。

施設概要

施設	仕様	利用時間	備考
YohaSアリーナ ～本能に、感動を。～ (千葉公園総合体育館)	メインアリーナ	午前9時～午後9時	中学生以下の午後7時以降の利用は保護者の付き添い必要 ※専用使用（団体使用）は除く。
	サブアリーナ		
	武道場1		
	武道場2		
	弓道場 アーチェリー場		
	トレーニング室		
	バスケットコート	午前9時～午後5時	屋外
	多目的室	午前9時～午後9時	
屋外プール (夏期のみ営業)	50m	午前9時～午後8時	中学生以下の午後7時以降の利用は保護者の付き添い必要
	幼児	午前9時～午後6時	幼児1名に対し保護者1名の付き添い必要
	徒渉		幼児2名に対し保護者1名の付き添い必要

※12月29日～1月3日、毎月第三木曜日（総合体育館のみ）は休館日とします。他の日にも工事等により休館となる場合があります。

施設のご利用方法には、『専用使用』と『個人使用』があります。

専用使用 予約制（抽選予約・随時予約）施設を貸切ってご利用いただけます。

【利用可能施設】メインアリーナ・サブアリーナ・弓道場・アーチェリー場・柔道場・剣道場・3×3コート・多目的室

専用使用での施設のご予約には、事前に『ちば施設予約サービス』への登録が必要です。

- ・登録は、パソコン・スマートフォン・携帯電話から行えます。検索サイトから「ちば施設予約サービス」で会員登録。
- ・登録後、予約サービスのご利用を開始するには、お近くの施設窓口での本人確認（本人確認書類の提示）が必要です。
- ・詳しくは施設にお問い合わせください。

施設利用料金

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方とその介護者（個人使用では障がい者1名に付介護者は1名）及び、障がい者が主体となって組織する団体が使用をする場合は、利用料金が免除になります。施設受付にて手帳・ミラロID等を提示のうえ、お問い合わせください。
※入場料の類を徴収しない場合（入場料の類を徴収する場合は別料金となります。施設までお問い合わせください。）

メインアリーナ 専用使用

	全 館		半 館	
	アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ以外	アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ以外
午前9時～午後1時	9,180円	55,080円	4,590円	27,540円
午後1時～午後5時	9,180円	55,080円	4,590円	27,540円
午後5時～午後9時	18,420円	110,160円	9,210円	55,080円
午前9時～午後9時	36,720円	220,320円	18,360円	110,160円
時間外（1時間につき）	4,580円	27,540円	2,290円	13,770円

サブアリーナ 専用使用

	全 館	
	アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ以外
午前9時～午後1時	4,590円	27,540円
午後1時～午後5時	4,590円	27,540円
午後5時～午後9時	9,210円	55,080円
午前9時～午後9時	18,360円	110,160円
時間外（1時間につき）	2,290円	13,770円

弓道場・アーチェリー場 専用使用

	一 般	高校生	中学生以下
午前9時～午前11時			
午前11時～午後1時	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）
午後1時～午後3時	1,290円	620円	460円
午後3時～午後5時			
午後5時～午後7時	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）
午後7時～午後9時	2,580円	1,240円	930円
時間外（1時間につき）	810円	380円	250円

柔道場・剣道場 専用使用

	全面（2面）			半面（1面）		
	一 般	高校生	中学生以下	一 般	高校生	中学生以下
午前9時～午前11時						
午前11時～午後1時	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）
午後1時～午後3時	1,290円	620円	460円	640円	310円	230円
午後3時～午後5時						
午後5時～午後7時	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）
午後7時～午後9時	2,580円	1,240円	930円	1,290円	620円	460円
時間外（1時間につき）	810円	380円	250円	400円	190円	120円

屋外バスケットコート(3×3) 専用使用

	一 般	中・高校生	小学生以下
午前9時～午前11時			
午前11時～午後1時	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）	各時間帯（2時間）
午後1時～午後3時	1,400円	700円	460円
午後3時～午後5時			
時間外（1時間につき）	1,050円	520円	340円

多目的室

1時間につき	1,020円
--------	--------

会議室

1時間につき	510円
--------	------

駐車場

※開場時間 午前7時～午後9時30分

普通自動車（1時間につき）	300円（1日最大700円）
大型自動車（1日）	2,800円

300台（車いす利用者10台含む） ※駐輪場52台

附属施設・設備利用料

審判室	1時間につき	510円
放送室	1時間につき	510円
椅子	1脚	10円
コインロッカー	1回	20円

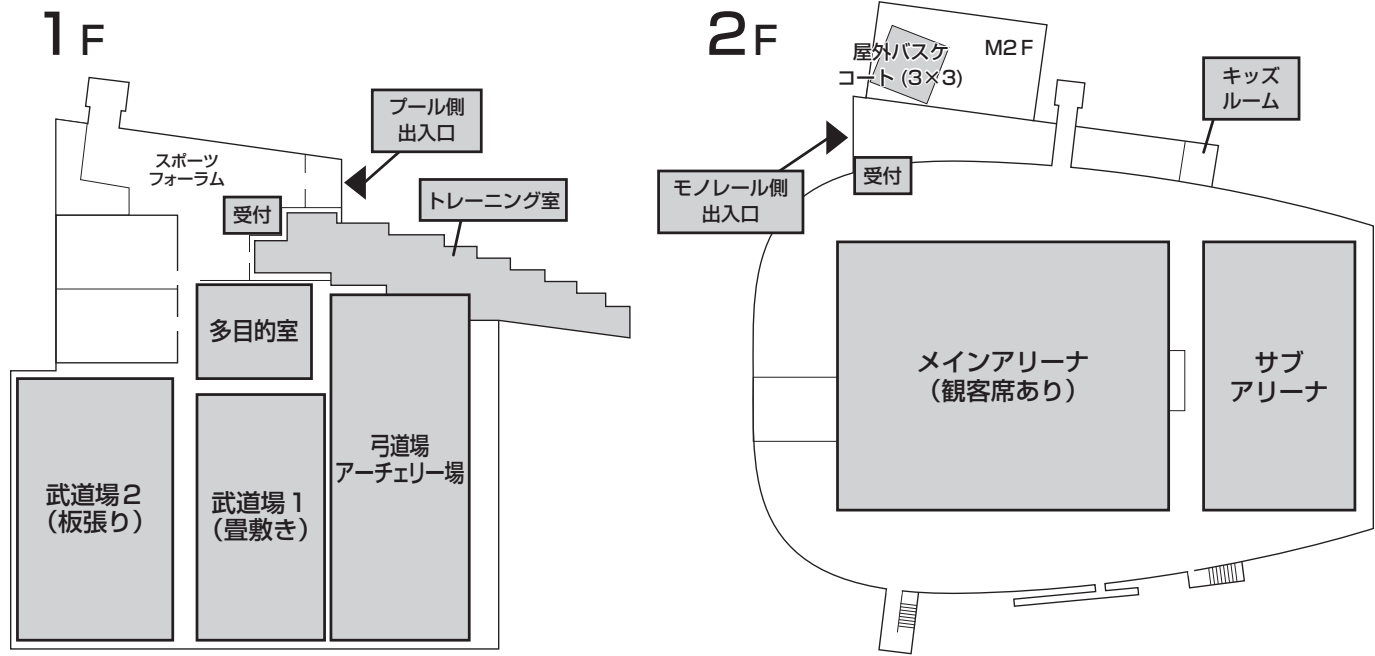
コピー・FAX送受信サービス料

コピー（1枚につき）	モノクロ	10円
	カラー	50円
FAX送信（国内宛1枚につき）	市内	10円
	県内市外	20円
	県外	30円
FAX受信（1枚につき）		10円

空調設備（冷暖房）	メインアリーナ	サブアリーナ
1時間につき	2,640円	1,320円
音響装置	入場料無し	
	アマチュアスポーツ	アマチュアスポーツ以外
	1時間につき	80円

スポーツ用具レンタル料（1回）

ビブス（バスケ1チーム）	500円
バドミントンラケット（1本）	100円
バドミントンシャトル（1個）	100円
卓球ラケット（1本）	100円
卓球ボール（1個）	100円
屋内用シューズ（1足）	200円
バスケットボール（1個）	100円
バレーボール（1個）	100円
新体操練習用マット	5,500円



■ 施設のご利用方法には、『個人使用』と『専用使用』があります。

個人使用 当日受付 2時間単位でお一人様からでもご利用いただけます。
【利用可能施設】サブアリーナ・弓道場・アーチェリー場・柔道場・剣道場・トレーニング室・屋外プール
※サブアリーナのご利用は利用日により「種目」・「時間」が異なりますので事前にお問い合わせまたはHPにてご確認ください。
種目：卓球・バドミントン、バスケットボール他
※大会等開催により使用できない場合があります。

■ 施設利用料金

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方とその介護者（障がい者1名に付1名）の利用料金が免除になります。
施設受付にて手帳・ミライID等を提示のうえ、お問い合わせください。
※入場料の類を徴収しない場合（入場料の類を徴収する場合は別料金となります。施設までお問い合わせください。）

総合体育館 個人使用

	時 間	一 般	高校生	中学生	小学生以下
サブアリーナ	2時間以内	220円(180円)	100円(80円)	100円(80円)	70円(60円)
	超過(1時間につき)	110円	50円	50円	35円
トレーニング室	2時間以内	220円(180円)	100円(80円)		
	超過(1時間につき)	110円	50円		
弓道場・アーチェリー場	2時間以内	220円(180円)	100円(80円)	70円(60円)	
	超過(1時間につき)	110円	50円	35円	
柔道場・剣道場	2時間以内	220円(180円)	100円(80円)	70円(60円)	70円(60円)
	超過(1時間につき)	110円	50円	35円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方・30名以上の団体が対象。
（ ）内は減免利用料金。
※弓道場・アーチェリー場のご利用には利用許可認定証が必要です。初めてご利用される方は施設までお問い合わせください。

屋外プール(夏期限定) 個人使用

区 分	一 般	中・高校生	小学生以下
基本料金(2時間以内)	220円(180円)	100円(80円)	70円(60円)
超過(1時間につき)	110円	50円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方・30名以上の団体が対象。
（ ）内は減免利用料金。

スポーツ用具レンタル料(1回)

ビブス(バスケット1チーム)	500円
バドミントンラケット(1本)	100円
バドミントンシャトル(1個)	100円
卓球ラケット(1本)	100円
卓球ボール(1個)	100円
屋内用シューズ(1足)	200円
バスケットボール(1個)	100円
バレーボール(1個)	100円
新体操練習用マット	5,500円

個人使用共通回数券(千葉市スポーツ施設・花島コミュニティセンター)

区 分	金 額	内 容	備 考
一般	2,200円	110円×22枚	[使用可能施設] 体育館・トレーニング室・プール 柔道場・剣道場・弓道場・相撲場 ※中学生以下はトレーニング室の使用はできません。 ※北谷津温水プールでのご利用可能期間は7/1～8/31です。
一般減免	1,800円	180円×10枚	
中・高校生	1,000円	50円×22枚	
小学生以下	700円	35円×22枚	
共通定期券			
一般	3,500円	利用開始日より31日間	
中・高校生	2,000円		
小学生以下	1,500円		

校庭夜間開放照明カード販売施設

照明カード1,605円(1時間)1回のご利用に2枚必要です。
※購入後の返金は出来ません。

※記載の料金は全て税込みです。

1. 施設概要

施設		仕様	利用期間	利用時間	備考
野球場		レフト90m・センター 96m ライト85m・内野土・外野芝舗装	通年	午前 9 時～午後 5 時	
庭球場		オールウェザーコート 2 面	通年	午前 9 時～午後 5 時	
		オールウェザーコート 3 面	通年	午前 9 時～午後 9 時	照明有 中学生以下の午後 7 時以降の利用は保護者の付き添い必要
屋外プール	25m	7 コース・水深0.9m～1.1m	夏期のみ営業	午前 9 時～午後 6 時	幼児 1 名に対し保護者 1 人の付き添い必要
	徒渉	水深0.3m			幼児 2 名に対し保護者 1 人の付き添い必要

※12月29日～1月3日は休館日とします。他の日にも工事等により休館となる場合があります。

2. 施設利用料金

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方とその介護者（個人使用では障がい者1名に付介護者は1名）及び、障がい者が主体となって組織する団体が使用をする場合は、利用料金が免除になります。施設受付にて手帳・ミライロID等を提示のうえ、お問い合わせください。

野球場 専用使用

区分	一般	高校生	小・中学生
午前 9 時～午前11時	1,440円 （2時間につき）	690円 （2時間につき）	460円 （2時間につき）
午前11時～午後 1 時			
午後 1 時～午後 3 時			
午後 3 時～午後 5 時			
時間外（1 時間につき）	720円	340円	230円

庭球場 オールウェザーコート 専用使用（1 面につき）

区分	一般	小・中・高校生
2 時間まで	630円	460円

※照明設備のない2面に摘要

照明使用料（1 面につき）

区分	料金
1 時間につき	420円

屋外プール(夏期限定) 個人使用

区分	一般	中・高校生	小学生以下
基本料金（2 時間以内）	220円（180円）	100円（80円）	70円（60円）
超過（1 時間につき）	110円	50円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方・30名以上の団体が対象。
（ ）内は減免利用料金。

■施設のご利用方法には、『個人使用』と『専用使用』があります。

個人使用 当日受付 2 時間単位でご利用いただけます。

【利用可能施設】 屋外プール

専用使用 予約制（抽選予約・随時予約）施設を貸切ってご利用いただけます。

【利用可能施設】 野球場・庭球場

■施設のご予約には、事前に『ちば施設予約サービス』へのご登録が必要です。

- ・ご登録は、パソコン・スマートフォン・携帯電話から行えます。 検索サイトから「ちば施設予約サービス」で会員登録。
- ・ご登録後、予約サービスのご利用を開始するには、お近くの施設窓口での本人確認（本人確認書類の提示）が必要です。
- ・詳しくは施設にお問い合わせください。

個人使用共通回数券

区分	金額	内容	備考
一般	2,200円	110円×22枚	[使用可能期間] 通年 ※北谷津温水プールは 7 / 1 ～ 8 / 31 ※その他のプールは夏期営業期間
一般減免	1,800円	180円×10枚	
中・高校生	1,000円	50円×22枚	
小学生以下	700円	35円×22枚	
共通定期券			[使用可能施設] 体育館・トレーニング室・プール 柔道場・剣道場・弓道場・相撲場 ※中学生以下はトレーニング室の使用はできません。
一般	3,500円	利用開始日より 31日間	
中・高校生	2,000円		
小学生以下	1,500円		

校庭夜間開放照明カード販売施設

照明カード 1,605円（1 時間）1 回のご利用に 2 枚必要です。
※購入後の返金は出来ません。

※記載の料金は全て税込みです。

1. 施設概要

施設	仕様	利用期間	利用時間	備考
球技場	105m×68m 芝舗装・照明設備付	通年	午前 9 時～午後 9 時	中学生以下の午後 7 時以降の利用は保護者の付き添い必要
屋内運動場	45.2m×60m 人工芝		午前 9 時～午後 5 時	
野球場	南北に 2 面		午前 9 時～午後 5 時	
庭球場	オールウェザーコート 9 面 クレーコート 4 面		午前 9 時～午後 5 時	

※12月29日～1月3日は休館日とします。他の日にも工事等により休館となる場合があります。

2. 施設利用料金

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方とその介護者（個人使用では障がい者1名に付介護者は1名）及び、障がい者が主体となって組織する団体が使用をする場合は、利用料金が免除になります。施設受付にて手帳・ミライロID等を提示のうえ、お問い合わせください。

球技場 専用使用

区分	アマチュアスポーツに使用			アマチュアスポーツ以外に使用
	一般	高校生	小・中学生	
2 時間まで	6,600円	3,300円	2,350円	22,930円
時間外（1 時間につき）	3,300円	1,650円	1,170円	11,460円

付帯設備使用料

区分	料金
照明設備（1 時間）	2,200円
更衣・シャワー室（1 時間）	2,080円
会議室（1 時間）	510円

稲毛屋内運動場 専用使用

区分	アマチュアスポーツに使用			アマチュアスポーツ以外に使用
	一般	高校生	小・中学生	
1 時間につき	6,380円	3,130円	2,030円	27,220円
フットサル（1 時間）	2,520円			
ゲートボール（1 時間）	1,260円			

照明使用料

区分	アマチュアスポーツに使用	アマチュアスポーツ以外に使用
全灯（1 時間）	5,320円	10,670円
半灯（2 時間）	5,320円	10,670円

付帯設備使用料

区分	料金
放送設備（1 時間）	1,700円
シャワールーム（1 時間）	2,110円
会議室（1 時間）	510円
コインロッカー（1 回）	50円

野球場 専用使用

区分	一般	高校生	小・中学生
午前 9 時～午前11時	1,440円 （2 時間につき）	690円 （2 時間につき）	460円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時			
午後 1 時～午後 3 時			
午後 3 時～午後 5 時	720円	340円	230円
時間外（1 時間につき）			

庭球場 オールウェザーコート 専用使用（1 面につき）

区分	一般	小・中・高校生
午前 9 時～午前11時	630円 （2 時間につき）	460円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時		
午後 1 時～午後 3 時		
午後 3 時～午後 5 時		

庭球場 クレーコート 専用使用（1 面につき）

区分	一般	小・中・高校生
午前 9 時～午前11時	460円 （2 時間につき）	300円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時		
午後 1 時～午後 3 時		
午後 3 時～午後 5 時		

■施設のご予約には、事前に『ちば施設予約サービス』へのご登録が必要です。

- ・ご登録は、パソコン・スマートフォン・携帯電話から行えます。 検索サイトから「ちば施設予約サービス」で会員登録。
- ・ご登録後、予約サービスのご利用を開始するには、お近くの施設窓口での本人確認（本人確認書類の提示）が必要です。
- ・詳しくは施設にお問い合わせください。

1. 施設概要

施設	仕様	利用期間	利用時間
庭球場	オールウェザーコート 8 面	通年	午前 9 時～午後 5 時

※12月29日～1月3日は休場日とします。他の日にも工事等により休場となる場合があります。

2. 施設利用料金 ※障がい者の利用料金免除は稲毛海浜公園スポーツ施設に準じます。

庭球場 オールウェザーコート 専用使用（1 面につき）

区分	一般	小・中・高校生
午前 9 時～午前11時	630円 （2 時間につき）	460円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時		
午後 1 時～午後 3 時		
午後 3 時～午後 5 時		

※記載の料金は全て税込みです。

1. 施設概要

施設		仕様	利用期間	利用時間	備考
体育館	アリーナ	1,123.14㎡	通年	午前 9 時～午後 9 時	中学生以下の午後 7 時以降の利用は保護者の付き添い必要
	トレーニング室	90.74㎡			中学生以下は利用不可
球技場（野球場併用）		105m×68m 芝舗装	通年	午前 9 時～午後 5 時	
庭球場		砂入人工芝コート 4 面	通年	午前 9 時～午後 5 時	
弓道場		近的 5 人立28m	通年	午前 9 時～午後 9 時	小学生以下は利用不可 中学生の午後 7 時以降の利用は保護者の付き添い必要

※12月29日～1月3日は休館日とします。他の日にも工事等により休館となる場合があります。

2. 施設利用料金

※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方とその介護者（個人使用では障がい者1名に付介護者は1名）及び、障がい者が主体となって組織する団体が使用をする場合は、利用料金が免除になります。施設受付にて手帳・ミライロID等を提示のうえ、お問い合わせください。

体育館 個人使用（アリーナ・トレーニング室）

区分	一般	中・高校生	小学生以下
基本料金（2 時間以内）	220円（180円）	100円（80円）	70円（60円）
超過（1 時間につき）	110円	50円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方・30名以上の団体が対象。（ ）内は減免利用料金。

付帯設備使用料

区分	料金
拡声装置（1 時間につき）	80円
椅子（1 脚）	10円
コインロッカー（1 回）	10円

スポーツ用具レンタル料（1 回）

区分	料金
バドミントンラケット（1 本）	100円
バドミントンシャトル（1 個）	100円
卓球ラケット（1 本）	100円
卓球ボール（1 個）	100円
バスケットボール（1 個）	100円
室内用レンタルシューズ（1 足）	200円

体育館 専用使用（アリーナ）

区分	全館	半館
午前 9 時～午後 1 時	4,590円	2,290円
午後 1 時～午後 5 時	4,590円	2,290円
午後 5 時～午後 9 時	9,210円	4,590円
時間外（1 時間につき）	2,290円	1,140円

球技場 専用使用（サッカー・軟式野球・アメリカンフットボール・グラウンドゴルフ等）

区分	一般	高校生	小・中学生
午前 9 時～午前11時	1,290円 （2 時間につき）	620円 （2 時間につき）	460円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時			
午後 1 時～午後 3 時			
午後 3 時～午後 5 時			
時間外（1 時間につき）	640円	310円	230円

庭球場 砂入り人工芝 専用使用（1 面につき）

区分	一般	小・中・高校生
午前 9 時～午前11時	630円 （2 時間につき）	460円 （2 時間につき）
午前11時～午後 1 時		
午後 1 時～午後 3 時		
午後 3 時～午後 5 時		

弓道場 個人使用

区分	一般	高校生	中学生
基本料金（2 時間以内）	220円（180円）	100円（80円）	70円（60円）
超過（1 時間につき）	110円	50円	35円

※減免利用：生活保護家庭・母子家庭・父子家庭・失業中の世帯・65歳以上の方が対象。（ ）内は減免利用料金。

弓道場 専用使用

区分	一般	高校生	中学生
2 時間まで	1,290円	620円	460円
午前 9 時～午後 1 時	2,580円	1,240円	930円
午後 1 時～午後 5 時	3,300円	1,560円	1,100円
時間外（1 時間につき）	810円	380円	250円

■施設のご利用方法には、『個人使用』と『専用使用』があります。

個人使用 当日受付 2 時間単位でご利用いただけます。

【利用可能施設】 体育館・トレーニング室・弓道場

※体育館のご利用は施設により「種目」・「時間」が異なりますので事前にお問い合わせください。

※大会開催により使用できない場合があります。事前にお問い合わせください。

専用使用 予約制（抽選予約・随時予約）施設を貸切ってご利用いただけます。

【利用可能施設】 体育館・球技場・弓道場・庭球場

■施設のご予約には、事前に『ちば施設予約サービス』へのご登録が必要です。

- ・ご登録は、パソコン・スマートフォン・携帯電話から行えます。 検索サイトから「ちば施設予約サービス」で会員登録。
- ・ご登録後、予約サービスのご利用を開始するには、お近くの施設窓口での本人確認（本人確認書類の提示）が必要です。
- ・詳しくは施設にお問い合わせください。

個人使用共通回数券

区分	金額	内容	備考
一般	2,200円	110円×22枚	[使用可能期間] 通年 ※北谷津温水プールは 7 / 1 ～ 8 / 31 ※その他のプールは夏期営業期間
一般減免	1,800円	180円×10枚	
中・高校生	1,000円	50円×22枚	
小学生以下	700円	35円×22枚	

共通定期券

区分	金額	利用開始日より 31日間	備考
一般	3,500円		[使用可能施設] 体育館・トレーニング室・プール 柔道場・剣道場・弓道場・相撲場 ※中学生以下はトレーニング室の使用はできません。
中・高校生	2,000円		
小学生以下	1,500円		

校庭夜間開放照明カード販売施設

照明カード 1,605円（1 時間）1 回のご利用に 2 枚必要です。
※購入後の返金は出来ません。

※記載の料金は全て税込みです。

1. 施設概要

※「構成員の5割以上が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている団体」は、利用料金が免除になります。登録手続きの際、受付にて手帳・ミライID等を提示してください。

時 間	施 設	料 金 (2時間)	定 員	面 積	床 材	主 な 用 途	主 な 備 品	備 考
①午前9時～午前11時	創作室 1	320円	36人	65㎡	シート	美術・工作	工作台、流し台	
	創作室 2	410円	37人	81㎡	シート	調理	冷蔵庫、電子レンジ、食器、流し台、調理台、調理器具	
②午前11時～午後1時	講習室 2	440円	50人	30畳	畳	舞踊・民謡・カラオケ	音響設備	畳敷き 舞台有り
③午後1時～午後3時	和室	260円	20人	16畳	畳	華道・茶道	茶道用具	畳敷き
	集会室	250円	25人	51㎡	カーペット	体操・会議・手工芸		
④午後3時～午後5時	音楽室	520円	30人	103㎡	フローリング	音楽・楽器・合唱	ピアノ、音響設備	靴箱・スリッパ有り 防音設備
	講習室 1	420円	50人	83㎡	カーペット	体操・会議・手工芸	鏡	
⑤午後5時～午後7時	サークル室 1	510円	36人	101㎡	フローリング	ダンス・体操・会議	鏡	ダンスで利用の際は ヒールカバーを装着 してください。
	サークル室 2	240円	24人	49㎡	カーペット	体操・会議・手工芸		
⑥午後7時～午後9時	多目的室	1,870円	220人	358㎡	フローリング	ダンス・体操・会議	映像音響設備、観覧席 鏡	ダンスで利用の際は ヒールカバーを装着 してください。

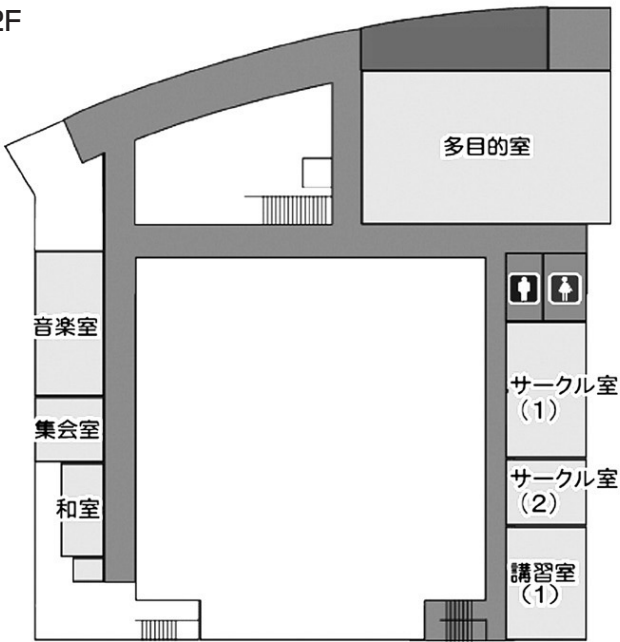
ご利用時間帯は上記①～⑥の2時間単位となります。

- 施設のご予約には、事前に「ちば施設予約サービス」への登録が必要です。
- 商品の宣伝、展示または販売など、営利目的の活動、勧誘や募集（サークル等の勧誘、募集を除く）での利用はできません。また、パーティー、宴会も行えません。
- 活動中の水分補給を除き、室内での飲食はできません。
- 多目的室の観覧席、舞台装置、映写設備をご利用の際は、ご利用日の前日までにご連絡ください。
- その他、管理規則がありますので、詳しくはお問合せください。

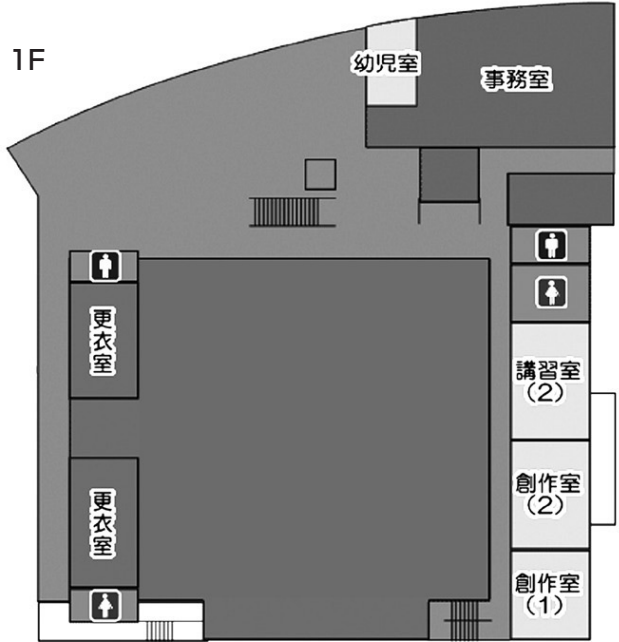
コピー・FAX送受信サービス料

区分		料 金
コピー (1枚につき)	モノクロ	10円
	カラー	50円
FAX送信 (国内宛1枚につき)	市内	10円
	県内市外	20円
	県外	30円
FAX受信 (1枚につき)		10円

2F



1F



※記載の料金は全て税込みです。

(4) 令和6年度委託協力業者一覧

		作業内容	業者名/所在地	実施周期	実施金額 (税込)	令和5年度 業務実績の有無	市内業者区分
高洲スポーツセンター	1	消防設備法定点検	(株) 千歳防災社/千葉市中央区松ヶ丘町	2回/年	154,000	有	市内
	2	ガスヒーボメンテナンス業務	東京ガス(株) 千葉都市エネルギー事業部 / 新宿区西新宿	随時	370,548	有	準市内
	3	建築基準法12条定期検査(建築設備)	増田祐子建築設計事務所/千葉県東金市東金	1回/年	110,000	無	市外
	4	機械警備業務	総合警備保障(株) 警送千葉支社/千葉市美浜区	夜間毎日	349,800	有	市内
	5	現金受渡機集金業務	総合警備保障(株) 警送千葉支社/千葉市美浜区	毎日	897,600	有	市内
	6	清掃用具レンタル業務	(株) サニクリーン東京 千葉営業所/千葉市中央区末広	2回/月	91,344	有	準市内
	7	プール特別清掃 ・槽内の汚泥処理および高圧洗浄 ・仕上げ薬品洗浄	(株) 市川衛生管理センター/市川市曾谷	1回/年	287,100	有	市外
	8	プール用、雨水用、緊急対策用ろ過装置保守点検	(株) 三進ろ過工業/東京都豊島区巣鴨	プール 2回/年 その他 1回/年	462,000	有	市外
	9	プール水 水質検査	日曹商事(株) / 東京都中央区日本橋	3回/年	33,000	有	市外
	10	プール水 総トリハロメタン検査	日曹商事(株) / 東京都中央区日本橋	1回/年	5,280	有	市外
	11	一般廃棄物処理業務	市原清掃事業(株) / 千葉市美浜区浜田	随時	234,208	有	市内
	12	産業廃棄物処理業務	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	随時	64,700	有	市外
	13	産業廃棄物処理業務	リッツ資源(株) / 千葉市若葉区北谷津町	随時	0	無	市内
北谷津温水プール	1	消防設備法定点検	(株) 千歳防災社/千葉市中央区松ヶ丘町	2回/年	44,000	有	市内
	2	建築基準法12条定期検査(建築設備)	増田祐子建築設計事務所/千葉県東金市東金	1回/年	110,000	無	市外
	3	家用電気工作物保安管理	関東電気保安協会/四街道市大日緑が丘	6回/年	207,240	有	市外
	4	機械警備業務	総合警備保障(株) 警送千葉支社/千葉市美浜区	夜間毎日	184,800	有	市内
	5	地下重油タンク定期点検および清掃業務	日振工発(株) / 東京都葛飾区金町	1回/年	75,600	有	市外
	6	真空式温水ヒーター保守点検業務委託	(株) ヒラカワ/千葉市稲毛区	2回/年	176,000	有	準市内
	7	貯湯槽整備および性能検査	(株) ヒラカワ/千葉市稲毛区	1回/年	368,600	有	準市内
	8	受水槽清掃保守	一志プラント工業/千葉市若葉区大草町	1回/年	143,000	有	市内
	9	汚水処理施設点検業務	(株) センエー/稲毛区黒砂	12回/年	844,800	有	市内
	10	プール水 水質検査	日曹商事(株) / 東京都中央区日本橋	12回/年	132,000	有	市外
	11	プール水 総トリハロメタン検査	日曹商事(株) / 東京都中央区日本橋	1回/年	5,280	有	市外
	12	害虫防除業務	(株) 環境コントロールセンター/千葉市中央区宮崎	2回/年	129,600	有	市内
	13	煤煙測定業務	(株) 岡田商店/千葉市中央区新宿	1回/年	88,000	有	市内
	14	煤煙測定業務	(有) 新星サービス/千葉県横濱市都筑区	1回/年	107,800	有	市外
	15	一般廃棄物処理業務	石井開運(株) / 千葉市若葉区大草町	随時	45,240	有	市内
	16	産業廃棄物処理業務	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	随時	0	無	市外
	17	産業廃棄物処理業務	リッツ資源(株) / 千葉市若葉区北谷津町	随時	0	無	市内
みつわ台体育館	1	消防設備法定点検	(株) 千歳防災社/千葉市中央区松ヶ丘町	2回/年	99,000	有	市内
	2	建築基準法12条定期検査(建築設備)	増田祐子建築設計事務所/千葉県東金市東金	1回/年	110,000	無	市外
	3	機械警備業務	セコム(株) 幕張支社/千葉市美浜区ひび野	夜間毎日	231,000	有	市内
	4	清掃用具レンタル業務	(株) サニクリーン東京 千葉営業所/千葉市中央区末広	2回/月	43,824	有	準市内

(4) 令和6年度委託協力業者一覧

		作業内容	業者名/所在地	実施周期	実施金額 (税込)	令和5年度 業務実績の有無	市内業者区分
宮野木スポーツセンター	1	消防設備法定点検	(株) 千歳防災社/千葉市中央区松ヶ丘町	2回/年	176,000	有	市内
	2	建築基準法12条定期検査(建築設備)	増田祐子建築設計事務所/千葉県東金市東金	1回/年	110,000	無	市外
	3	受水槽清掃保守	協和ビル管理(株)/千葉市中央区汐見ヶ丘	2回/年	99,000	有	市内
	4	給水ポンプ保守点検	協和ビル管理(株)/千葉市中央区汐見ヶ丘	1回/年	44,000	無	市内
	5	清掃用具レンタル業務	(株) サニククリーン東京 千葉営業所/千葉市中央区末広	2回/月	58,080	有	準市内
	6	清掃用具レンタル業務	孝和建商(株)/千葉市中央区汐見丘町	2回/月	55,440	無	市内
	7	機械警備業務	総合警備保障(株) 警送千葉支社/千葉市美浜区	夜間毎日	121,400	有	市内
	8	一般廃棄物処理業務	市原清掃事業(株)/千葉市美浜区浜田	随時	905,112	有	市内
	9	産業廃棄物処理業務	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	随時	97,700	有	市外
	10	産業廃棄物処理業務	リッツ資源(株)/千葉市若葉区北谷津町	随時	0	無	市内
古市場体育館	1	消防設備法定点検	(株) 千歳防災社/千葉市中央区松ヶ丘町	2回/年	363,000	有	市内
	2	自家用電気工作物保安管理	関東電気保安協会/四街道市大日緑が丘	6回/年	150,480	有	市外
	3	建築基準法12条定期検査(建築設備)	増田祐子建築設計事務所/千葉県東金市東金	1回/年	110,000	無	市外
	4	機械警備業務	セコム(株) 幕張支社/千葉市美浜区ひび野	夜間毎日	191,400	有	市内
	5	現金受渡機集金業務	総合警備保障(株) 警送千葉支社/千葉市美浜区	毎日	1,042,800	有	市内
	6	受水槽清掃保守	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	1回/年	60,500	有	市外
	7	清掃用具レンタル業務	(株) サニククリーン東京 千葉営業所/千葉市中央区末広	2回/月	72,864	有	準市内
相模場	1	機械警備業務	セコム(株) 幕張支社/千葉市美浜区ひび野	夜間毎日	191,400	有	市内
	2	建築基準法12条定期検査(建築設備)	増田祐子建築設計事務所/千葉県東金市東金	1回/年	110,000	無	市外
中田スポーツセンター	1	自家用電気工作物保安管理	関東電気保安協会/四街道市大日緑が丘	6回/年	170,280	有	市外
	2	機械警備業務	総合警備保障(株) 警送千葉支社/千葉市美浜区	夜間毎日	264,000	有	市内
	3	合併浄化槽維持管理業務	(株) センエー/稲毛区黒砂	12回/年	335,940	有	市内
	4	芝生および植栽維持管理業務	坂月造園/千葉市若葉区千城台東	月ごと	10,862,280	有	市内
	5	清掃用具レンタル業務	(株) サニククリーン東京 千葉営業所/千葉市中央区末広	2回/月	196,152	有	準市内
	6	一般廃棄物処理業務	石井開運(株)/千葉市若葉区大草町	随時	318,470	有	市内
	7	産業廃棄物処理業務	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	随時	0	無	市外
	8	産業廃棄物処理業務	リッツ資源(株)/千葉市若葉区北谷津町	随時	0	無	市内
磯辺スポーツセンター	1	消防設備法定点検	(株) 千歳防災社/千葉市中央区松ヶ丘町	2回/年	88,000	有	市内
	2	機械警備業務	総合警備保障(株) 警送千葉支社/千葉市美浜区	夜間毎日	264,000	有	市内
	3	受水槽保守点検業務(19t)	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	1回/年	68,200	有	市外
	4	一般廃棄物処理業務	市原清掃事業(株)/千葉市美浜区浜田	随時	225,600	有	市内
	5	産業廃棄物処理業務	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	随時	0	無	市外
	6	産業廃棄物処理業務	リッツ資源(株)/千葉市若葉区北谷津町	随時	0	無	市内
	7	清掃用具レンタル業務	(株) サニククリーン東京 千葉営業所/千葉市中央区末広	2回/月	58,080	有	準市内

(4) 令和6年度委託協力業者一覧

		作業内容	業者名/所在地	実施周期	実施金額 (税込)	令和5年度 業務実績の有無	市内業者区分
千葉公園	1	消防設備法定点検	(株) 千歳防災社/千葉市中央区松ヶ丘町	2回/年	313,200	有	市内
	2	プール循環ろ過装置保守点検業務	(株) ユニ機工/川崎市高津区北見方	2回/年	198,000	有	市外
	3	プール水 水質検査	日昔商事(株)/東京都中央区日本橋	3回/年	41,250	有	市外
	4	プール水 レジオネラ菌群検査	日昔商事(株)/東京都中央区日本橋	1回/年	3,025	有	市外
	5	プール水 総トリハロメタン検査	日昔商事(株)/東京都中央区日本橋	1回/年	15,840	有	市外
	6	害虫防除業務 ・アタマジラミ等防除	(株) 環境コントロールセンター/千葉市中央区宮崎	1回/年	30,800	有	市内
	7	機械警備業務	セコム(株) 幕張支社/千葉市美浜区ひび野	夜間毎日	231,000	有	市内
	8	プール特別清掃 ・槽内の汚泥処理および高圧洗浄 ・仕上げ薬品洗浄	(株) 市川衛生管理センター/市川市曾谷	1回/年	511,500	有	市外
	9	一般廃棄物処理業務	石井開運(株)/千葉市若葉区大草町	随時	51,620	有	市内
	10	産業廃棄物処理業務	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	随時	0	無	市外
	11	産業廃棄物処理業務	リッツ資源(株)/千葉市若葉区北谷津町	随時	0	無	市内
幸町公園	1	機械警備業務	セコム(株) 幕張支社/千葉市美浜区ひび野	夜間毎日	231,000	有	市内
	2	プール循環ろ過装置保守点検業務	(株) ユニ機工/川崎市高津区北見方	2回/年	66,000	有	市外
	3	プール水 水質検査	日昔商事(株)/東京都中央区日本橋	3回/年	22,000	有	市外
	4	プール水 総トリハロメタン検査	日昔商事(株)/東京都中央区日本橋	1回/年	10,560	有	市外
	5	害虫防除業務 ・アタマジラミ等防除	(株) 環境コントロールセンター/千葉市中央区宮崎	1回/年	11,000	有	市内
	6	プール特別清掃 ・槽内の汚泥処理および高圧洗浄 ・仕上げ薬品洗浄	(株) 市川衛生管理センター/市川市曾谷	1回/年	324,500	有	市外
	7	一般廃棄物処理業務	市原清掃事業(株)/千葉市美浜区浜田	随時	7,920	有	市内
	8	産業廃棄物処理業務	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	随時	0	有	市外
	9	産業廃棄物処理業務	リッツ資源(株)/千葉市若葉区北谷津町	随時	0	無	市内
みつわ台第2公園	1	プール循環ろ過装置保守点検業務	(有) 水交開発/千葉市若葉区加曾利町	2回/年	110,000	有	市内
	2	プール水 水質検査	日昔商事(株)/東京都中央区日本橋	3回/年	33,000	有	市外
	3	プール水 総トリハロメタン検査	日昔商事(株)/東京都中央区日本橋	1回/年	5,280	有	市外
	4	機械警備業務	セコム(株) 幕張支社/千葉市美浜区ひび野	夜間毎日	151,800	有	市内
	5	害虫防除業務 ・アタマジラミ等防除	(株) 環境コントロールセンター/千葉市中央区宮崎	1回/年	11,000	有	市内
	6	プール特別清掃 ・槽内の汚泥処理および高圧洗浄	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	1回/年	151,800	有	市外
	7	プール特別清掃 ・仕上げ薬品洗浄	(株) 市川衛生管理センター/市川市曾谷	1回/年	185,900	有	市外
	8	一般廃棄物処理業務	石井開運(株)/千葉市若葉区大草町	随時	60,720	有	市内
	9	産業廃棄物処理業務	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	随時	0	無	市外
	10	産業廃棄物処理業務	リッツ資源(株)/千葉市若葉区北谷津町	随時	0	無	市内
古市場公園	1	機械警備業務	セコム(株) 幕張支社/千葉市美浜区ひび野	夜間毎日	231,000	有	市内
	2	プール循環ろ過装置保守点検業務	創和メンテナンス(有)/千葉市稲毛区轟	2回/年	44,000	有	市内
	3	プール水 水質検査	日昔商事(株)/東京都中央区日本橋	3回/年	33,000	有	市外
	4	プール水 レジオネラ菌群検査	日昔商事(株)/東京都中央区日本橋	1回/年	3,025	有	市外
	5	プール水 総トリハロメタン検査	日昔商事(株)/東京都中央区日本橋	1回/年	10,560	有	市外
	6	害虫防除業務 ・アタマジラミ等防除	(株) 環境コントロールセンター/千葉市中央区宮崎	1回/年	27,500	有	市内
	7	プール特別清掃 ・槽内の汚泥処理および高圧洗浄	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	1回/年	128,700	有	市外
	8	プール特別清掃 ・仕上げ薬品洗浄	(株) 市川衛生管理センター/市川市曾谷	1回/年	185,900	有	市外
	9	一般廃棄物処理業務	石井開運(株)/千葉市若葉区大草町	随時	342,840	有	市内
	10	産業廃棄物処理業務	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	随時	0	無	市外
	11	産業廃棄物処理業務	リッツ資源(株)/千葉市若葉区北谷津町	随時	0	無	市内

(4) 令和6年度委託協力業者一覧

		作業内容	業者名/所在地	実施周期	実施金額 (税込)	令和5年度 業務実績の有無	市内業者区分
有吉公園	1	消防設備法定点検	(株) 千歳防災社/千葉市中央区松ヶ丘町	2回/年	25,300	有	市内
	2	機械警備業務	総合警備保障(株) 警送千葉支社/千葉市美浜区	夜間毎日	250,800	有	市内
	3	プール受水槽保守点検業務	(株) 貯水槽管理センター/千葉市若葉区千城台北	1回/年	55,000	有	市内
	4	プール循環ろ過装置保守点検業務	創和メンテナンス(有)/千葉市稲毛区轟	2回/年	44,000	有	市内
	5	プール水 水質検査	日曹商事(株)/東京都中央区日本橋	3回/年	33,000	有	市外
	6	プール水 レジオネラ菌群検査	日曹商事(株)/東京都中央区日本橋	1回/年	3,025	有	市外
	7	プール水 総トリハロメタン検査	日曹商事(株)/東京都中央区日本橋	1回/年	10,560	有	市外
	8	害虫防除業務 ・アタマジラミ等防除	(株) 環境コントロールセンター/千葉市中央区宮崎	1回/年	19,800	有	市内
	9	プール特別清掃 ・槽内の汚泥処理および高圧洗浄 ・仕上げ薬品洗浄	(株) 市川衛生管理センター/市川市曾谷	1回/年	335,500	有	市外
	10	一般廃棄物処理業務	石井開運(株)/千葉市若葉区大草町	随時	27,280	有	市内
	11	産業廃棄物処理業務	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	随時	0	無	市外
	12	産業廃棄物処理業務	リッツ資源(株)/千葉市若葉区北谷津町	随時	0	無	市内
稲毛海浜公園	1	消防設備法定点検	(株) 千歳防災社/千葉市中央区松ヶ丘町	2回/年	253,000	有	市内
	2	建築基準法12条定期検査(建築設備)	増田祐子建築設計事務所/千葉県東金市東金	1回/年	110,000	無	市外
	3	球技場芝生管理	長谷川体育施設(株) 千葉営業所/千葉市中央区松波	毎日	14,949,000	有	準市内
	4	貯水槽点検・清掃(球技場散水用 50t)	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	1回/年	89,100	有	市外
	5	機械警備業務(屋内運動場、クラブハウス)	セコム(株) 幕張支社/千葉市美浜区ひび野	夜間毎日	356,400	有	市内
	6	一般廃棄物処理業務	市原清掃事業(株)/千葉市美浜区浜田	随時	267,394	有	市内
	7	産業廃棄物処理業務	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	随時	0	有	市外
	8	産業廃棄物処理業務	リッツ資源(株)/千葉市若葉区北谷津町	随時	0	無	市内
袖ヶ浦第4緑地	1	機械警備業務	セコム(株) 幕張支社/千葉市美浜区ひび野	夜間毎日	184,800	有	市内
	2	一般廃棄物処理業務	市原清掃事業(株)/千葉市美浜区浜田	随時	106,088	有	市内
	3	産業廃棄物処理業務	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	随時	0	有	市外
	4	産業廃棄物処理業務	リッツ資源(株)/千葉市若葉区北谷津町	随時	0	無	市内
花島公園センター	1	消防設備法定点検	(株) 千歳防災社/千葉市中央区松ヶ丘町	3回/年	451,000	有	市内
	2	建築基準法12条定期検査(建築設備)	増田祐子建築設計事務所/千葉県東金市東金	1回/年	110,000	無	市外
	3	自家用電気工作物保安管理	関東電気保安協会/四街道市大日緑が丘	6回/年	382,800	有	市外
	4	エレベーター保守点検	ジェイ・エー・エー・エー・エー(株)/東京都千代田区東神田	12回/年	330,000	有	市外
	5	芝生維持管理業務	(株) 花島公園協力会/千葉市花見川区花島町	毎月	2,196,810	有	市内
	6	機械警備業務(花島公園センター、弓道場)	セコム(株) 幕張支社/千葉市美浜区ひび野	夜間毎日	303,600	有	市内
	7	現金受渡機集金業務	総合警備保障(株) 警送千葉支社/千葉市美浜区	毎日	937,200	有	市内
	8	清掃用具レンタル業務	(株) サニクリーン東京 千葉営業所/千葉市中央区末広	2回/月	200,640	有	準市内
	9	一般廃棄物処理業務	(株) サン・クリーンサービス/千葉市稲毛区山王町	随時	194,616	有	市内
	10	産業廃棄物処理業務	(株) 五十嵐商会/山武郡横芝町栗山	随時	0	無	市外
	11	産業廃棄物処理業務	リッツ資源(株)/千葉市若葉区北谷津町	随時	0	無	市内
	12	清掃業務委託	千葉総合ビルメンテナンス協同組合	毎日	10,296,000	有	市内
	13	設備運転業務委託	協和ビル管理(株)/千葉市中央区汐見ヶ丘	毎日	10,820,700	有	市内
昭和の森	1	球技場芝生管理	(有) 額南総合管理/東金市堀上	毎月	3,696,000	有	市外
	2	機械警備業務	総合警備保障(株) 警送千葉支社/千葉市美浜区	夜間毎日	158,400	有	市内
	3	産業廃棄物処理業務	リッツ資源(株)/千葉市若葉区北谷津町	随時	0	無	市内

73,998,595

注：市内業者等区分の定義は次のとおり。
 ・市内：千葉市内に本社または本店を有するもの。
 ・準市内：千葉市内に支店または営業所を有するもの。(本社または本店は千葉市外に所在)
 ・市外：千葉市内に支店または営業所等を有しないもの。

委託業者数：34社(100.0%) 委託契約数：149件(100.0%)
 市内：19社(56.0%) 市内：78件(52.5%)
 準市内：4社(11.7%) 準市内：11件(7.3%)
 市外：11社(32.3%) 市外：60件(40.2%)